

第2期西条市 環境基本計画



石鎚に育まれ 水も緑も人も輝くまち西条
—子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然—



はじめに

西条市は、北は穏やかな瀬戸内海に面し、南は西日本最高峰の石鎚山に抱かれ、豊富な水の恵みと豊かな自然を有しています。我々は古くから、これらの自然環境からの恵みを活かし、生活を営んできました。



これらは市民のかけがえのない財産であり、この豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちに課せられた重要な責務です。

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年 12 月に「西条市環境基本条例」を施行し、平成 19 年 3 月に「西条市環境基本計画」を策定しました。

しかしながら、計画策定から 10 年が経過し、東日本大震災を契機としたエネルギー問題や地球温暖化、生物多様性の危機など、地球規模での環境問題が深刻化しており、環境問題は新たな局面を迎えています。

このような中、本市の恵み豊かな環境を、次世代に引き継ぐには、私たち一人ひとりが環境に対する意識を変え、自然と共生できる社会を実現しなければなりません。

以上のことを踏まえ、「西条市環境基本計画」を継承し、今日の環境問題に的確に対応するため、「第 2 期西条市環境基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、様々な主体が協働して、目指す環境像「石鎚に育まれ 水も緑も人も輝くまち西条」の実現に向け、施策の推進に取り組んでまいります。市民の皆様には、本計画の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

西条市長 玉井 敏久

【 目 次 】

第1章 計画の基本的事項

1.1 環境基本計画とは	1
1.2 計画改定の背景及び目的	1
1.3 計画の位置付け	2
1.4 計画の期間	2
1.5 計画の推進主体	3
1.6 計画で対象とする環境の範囲	4

第2章 環境の現状と課題

2.1 西条市の概況	5
2.2 環境教育の現状と課題	14
2.3 水環境の現状と課題	15
2.4 自然環境の現状と課題	18
2.5 生活環境の現状と課題	24
2.6 社会環境の現状と課題	36
2.7 地球環境の現状と課題	43
2.8 市民の環境に対する意識	46

第3章 将来の環境像及び基本目標

3.1 将来の環境像	54
3.2 基本目標	54

第4章 環境保全施策

4.1 環境教育	59
4.2 水環境	65
4.3 自然環境	68
4.4 生活環境	77
4.5 社会環境	86
4.6 地球環境	91

第5章 重点施策

5.1 生物多様性地域連携保全活動の推進	97
5.2 地下水の保全・管理の推進	99
5.3 ごみの減量・リサイクルの推進	101

第6章 計画推進戦略

6.1 計画の推進体制	103
6.2 計画の進行管理	104

資料編

資料1 西条市環境基本条例	105
資料2 計画策定の経緯	109
資料3 用語解説	110

第1章 計画の基本的事項

1.1 環境基本計画とは

平成5年11月に施行された環境基本法第15条では、「政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定されており、これに基づいて、平成6年12月に国の最初の環境基本計画が策定されました。その後、地球温暖化問題の進展をはじめとした環境問題をめぐる状況の著しい変化に対応するため、平成12年12月に第二次環境基本計画、平成18年4月に第三次環境基本計画、さらに、平成24年4月には第四次環境基本計画が策定されています。

また、同法第7条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

西条市（以下、「本市」という。）においては、これを受けて、平成18年12月に西条市環境基本条例を施行し、同条例第9条で、「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定しています。

「第2期西条市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、同規定に基づく計画であり、平成19年3月に策定した「西条市環境基本計画」（以下、「第1期計画」という。）の後継計画となります。

1.2 計画改定の背景及び目的

本市では、第1期計画に基づき、「石鎚に育まれ 水も緑も人も輝くまち西条～子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然～」を目指す将来の環境像として、6つの環境（環境教育・水環境・自然環境・生活環境・社会環境・地球環境）に沿った環境保全施策を推進してきましたが、計画策定から10年が経過し、環境問題をめぐる状況が著しく変化しています。特に、近年では、国の第四次環境基本計画で掲げる、国民の「安全」の確保を前提とした「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された持続可能な社会の実現が急務の課題となっています。

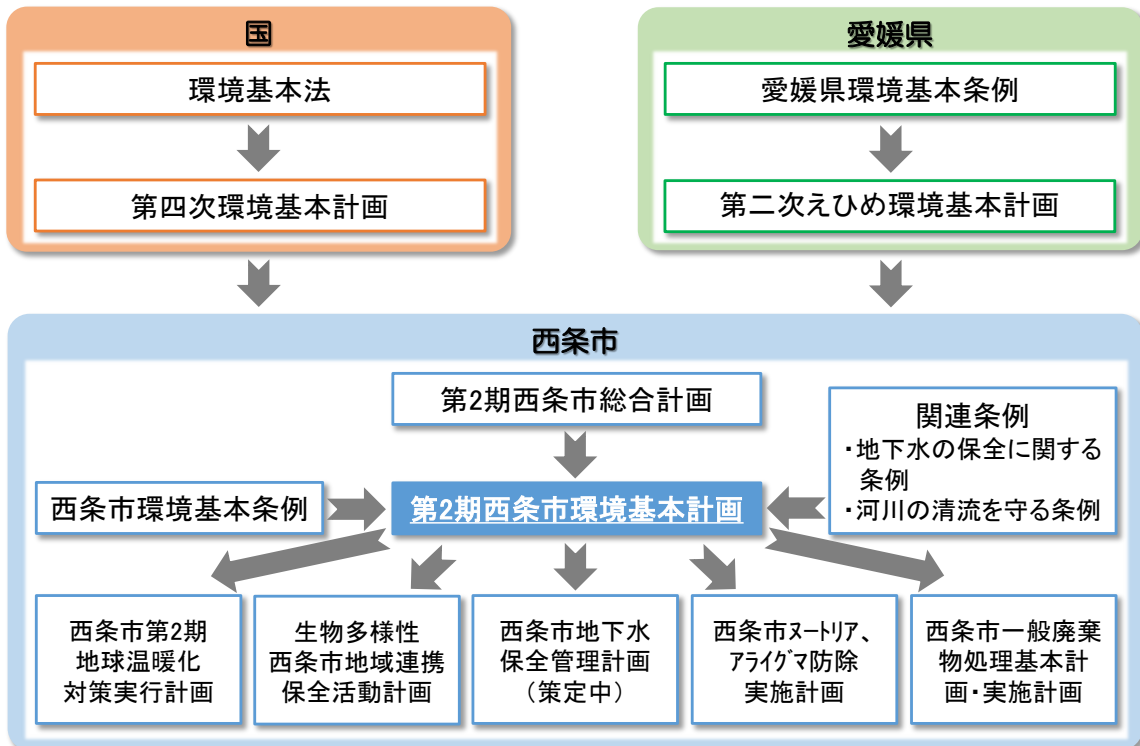
本計画は、このような状況を勘案しつつ、本市のうちぬき等の貴重な水資源や豊かな自然生態系の保全に十分配慮するとともに、環境学習の充実に向けた体制づくりと市民参加による環境意識の向上を目指して、本市が目指す将来の環境像や基本目標を定め、その実現に向けて各種施策を総合的かつ効果的に一層推進できる計画として策定しました。

1.3 計画の位置付け

本計画は、平成 27 年 3 月に策定された本市の最上位計画である「第 2 期西条市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画に位置付けられます。

また、本計画の策定にあたっては、上位計画となる国・県の環境基本計画の内容を踏まえるとともに、本市の関連する条例や計画との整合・連携を図っています。

■計画の位置付け



1.4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度の10年間としますが、今後の環境問題や社会情勢の変化等に的確に対応するために、計画期間の中間年度である平成33年度を目処に計画の見直しを行います。

■計画の期間

計画期間(年度)												
～H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
西条市環境基本計画 (H19～28)			第2期西条市環境基本計画 (H29～38)									
						見直し						
西条市 総合計画 (H18～26)	第2期西条市総合計画 (H27～36)										次期の 総合計画	
えひめ環境 基本計画 (H22～26)	第二次えひめ環境基本計画 (H27～31)					次期の環境基本計画						

1.5 計画の推進主体

近年の環境問題の多くは、市民の日常生活や通常の事業活動等に起因していることから、行政だけで問題解決を図ることは困難となっており、より良い環境を次世代に引き継いでいくためには、市民・事業者・市民団体の参画が必要不可欠です。

そのため、本計画においては、市民・事業者・市民団体・行政といった多様な主体が目標を共有するとともに、その実現に向けて、お互いの立場や役割を認識し、対等なパートナーとして連携・協働しながら、より良い環境づくりの推進を目指していきます。

1.6 計画で対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりです。

■ 計画で対象とする環境の範囲

環境の範囲	対象とする環境要素	
環境教育	●市民への環境教育 ●事業者への環境教育	●子どもへの環境教育 ●環境教育の基盤
水環境	●地下水	●公共用水域
自然環境	●生物多様性 ●林業地域 ●農作地 ●海域（干潟）	●山岳地域 ●里山・社叢林 ●河川・水路・湧水池・ため池
生活環境	●大気質 ●悪臭 ●廃棄物	●騒音・振動 ●土壌汚染・有害化学物質・空間放射線量
社会環境	●公園・緑地 ●景観 ●防災・安全・安心	●水辺 ●歴史・文化
地球環境	●地球温暖化 ●酸性雨	●オゾン層の破壊

第2章 環境の現状と課題

2.1 西条市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置し、北は瀬戸内海の燧灘、北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町と高知県のいの町、東は新居浜市と接しています。

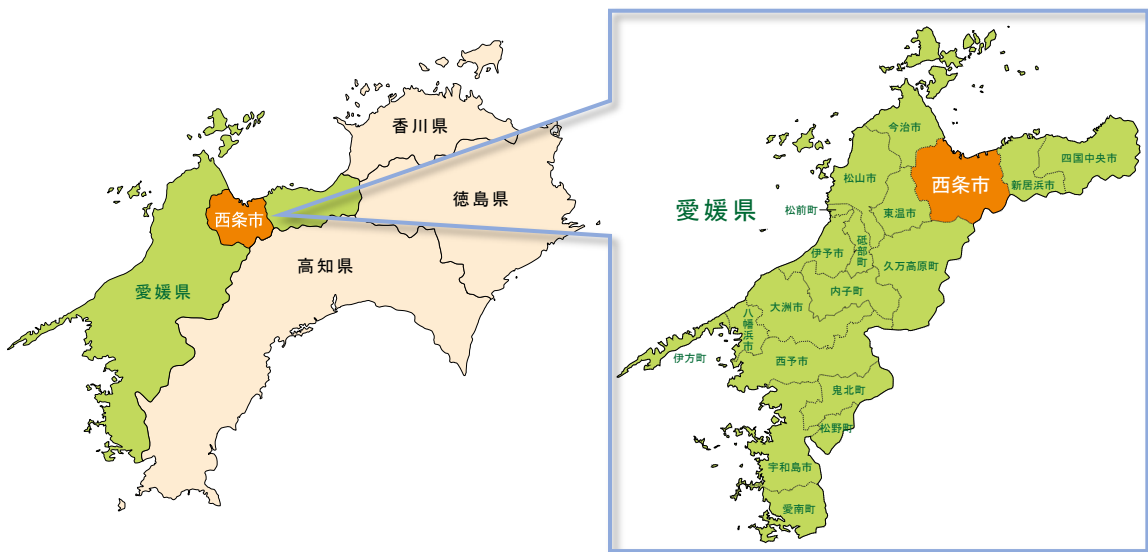
509.98km²という広大な市有面積は県内屈指の規模を誇り、その南部一帯及び西部は、西日本最高峰の石鎚山（海拔 1,982m）を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景にして、急峻な山岳地帯となっています。

それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、石鎚山系を源流とする水量豊かな加茂川や中山川をはじめ、中小の河川が貫流しています。この平坦部では、河川の表流水が地下に伏流して、全国的にも稀な被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたって形成されており、その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、古くから市民に親しまれるとともに、多くの農水産物を育んできました。

こうした豊かな水資源に恵まれた環境を背景に、本市は昭和 60 年に環境庁（現環境省）から「うちぬき」が「名水百選」に、そして、平成 7 年には国土庁（現国土交通省）から「水の郷」に認定されています。

また、瀬戸内海沿岸の干潟が失われていく中で、加茂川河口・中山川河口・新川河口・高須海岸・河原津海岸にまとまった面積の干潟が残っており、多くの希少な生物が生息するとともに、渡り鳥の重要な渡来地にもなっています。その中でも、河原津など、東予地区の海岸一帯は、カブトガニの繁殖地として県の天然記念物に指定されています。

■ 西条市の位置

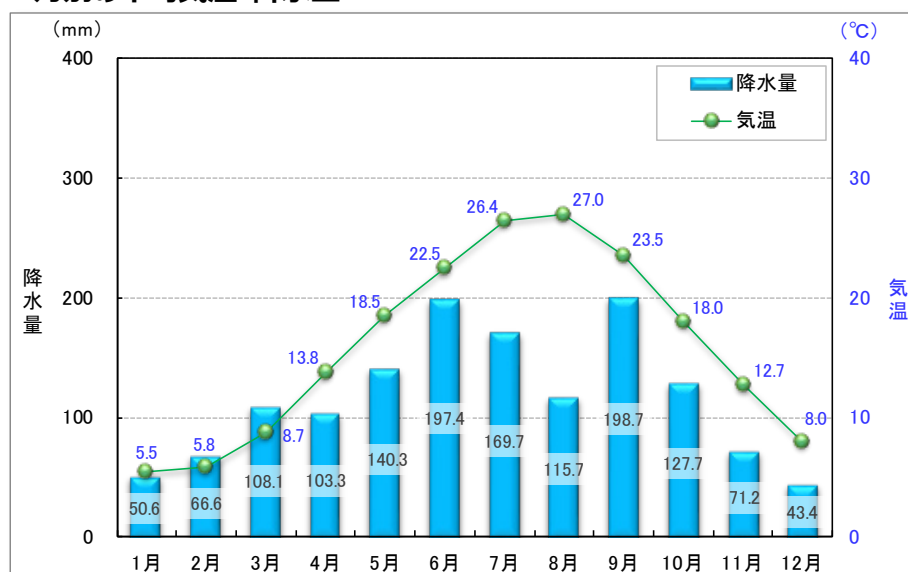


(2) 気温・降水量

本市は、瀬戸内海地方特有の温暖な気候に恵まれており、年平均気温は 15.9℃、年間降水量は 1,392.7mm となっています。月別では、8 月に気温が最も高く、6 月及び 9 月に降水量が多くなっています。

また、ここ 10 年間にける年平均気温は下降傾向にあります。周辺の松山市で長期的な変化傾向を見ると、ここ 100 年間で年平均値が約 2℃上昇しています。

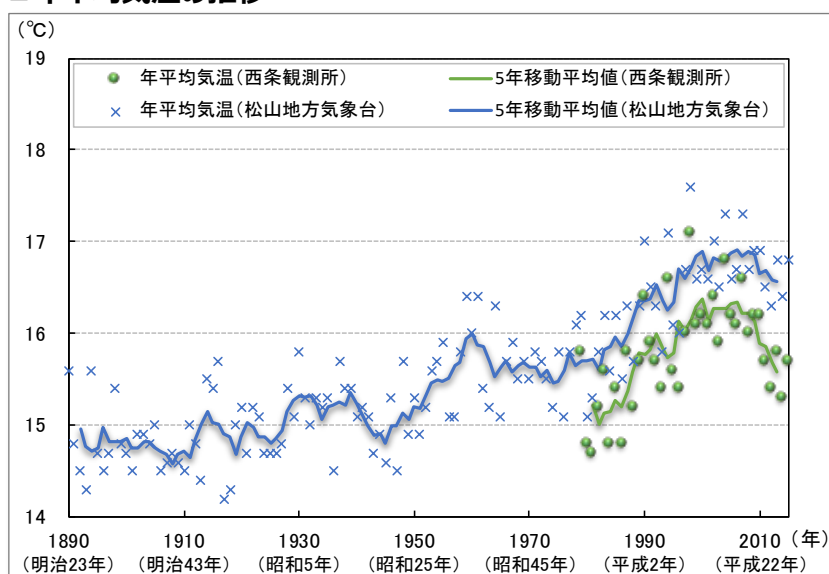
■ 月別の平均気温・降水量



【出典：気象庁統計資料（西条観測所）】

注）昭和 56 年から平成 22 年の 30 年間の平均値

■ 年平均気温の推移



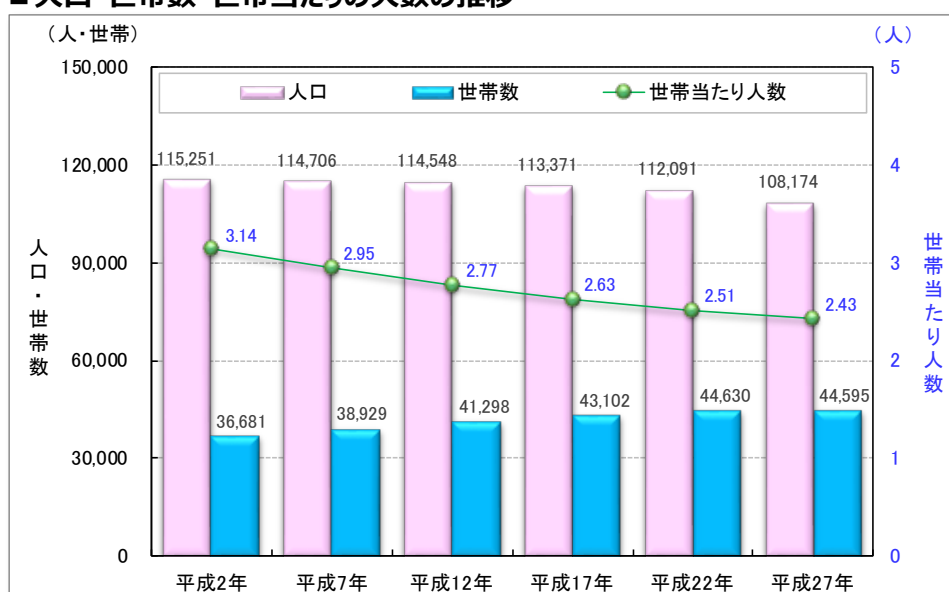
【出典：気象庁統計資料（西条観測所・松山地方気象台）】

(3) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、平成27年で108,174人、44,595世帯となっています。人口はわずかな減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年から減少傾向に転じています。1世帯当たりの人数が減少傾向にあることから、核家族化や単身世帯化が進行しています。

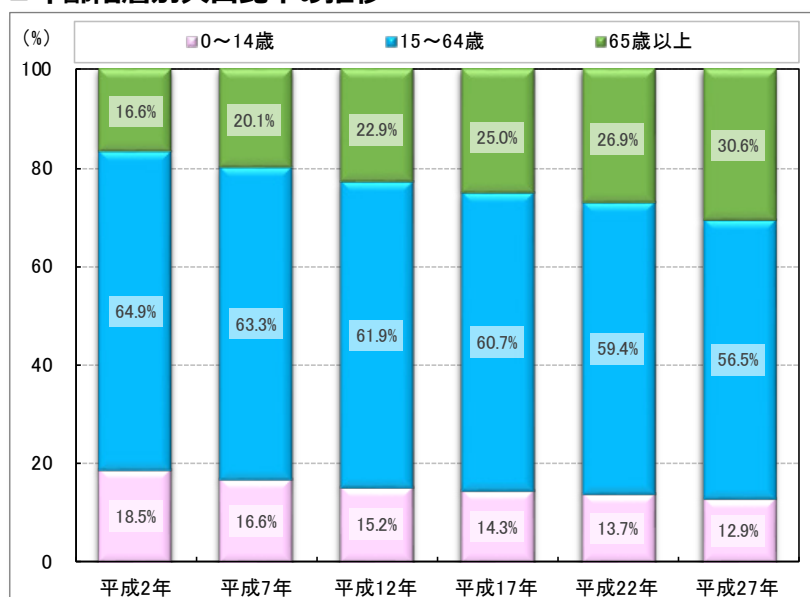
また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の比率は減少傾向、老年人口（65歳以上）の比率は増加傾向にあることから、少子高齢化もあわせて進行しています。

■ 人口・世帯数・世帯当たりの人数の推移



【出典：国勢調査】

■ 年齢階層別人口比率の推移



【出典：国勢調査】

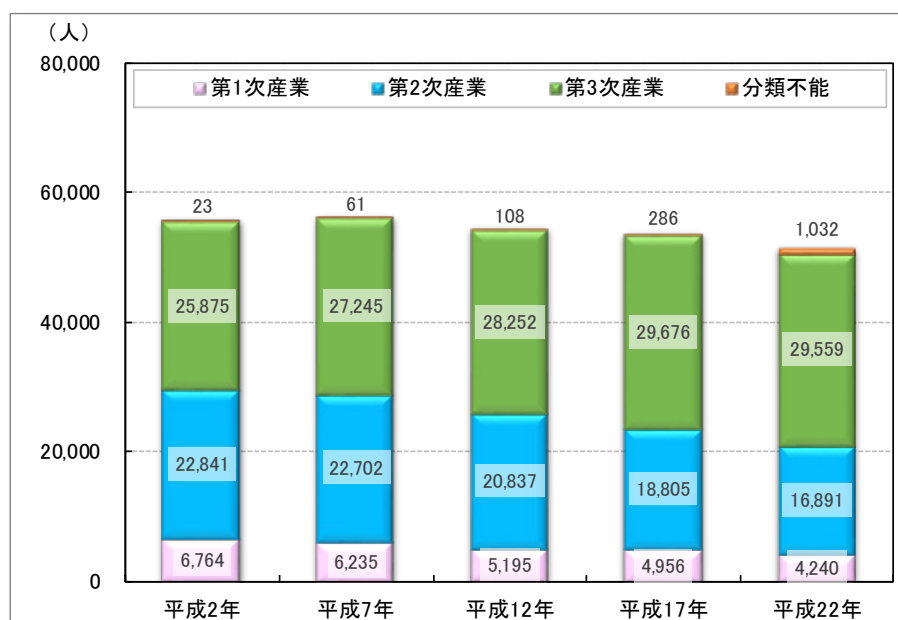
(4) 産業

①産業別就業者数

本市の総就業者数は平成 7 年以降減少傾向にあり、平成 22 年で 51,722 人となっています。その内訳を見ると、第 1 次産業は 4,240 人、第 2 次産業は 16,891 人、第 3 次産業は 29,559 人となっており、第 3 次産業が最も多く、全体の 57.1% を占めています。

平成 2 年と比較すると、第 1 次産業は 37.3% 減、第 2 次産業は 26.0% 減と減少しているのに対し、第 3 次産業は 14.2% 増加しており、第 3 次産業の拡大が進行しています。

■産業別就業者数の推移



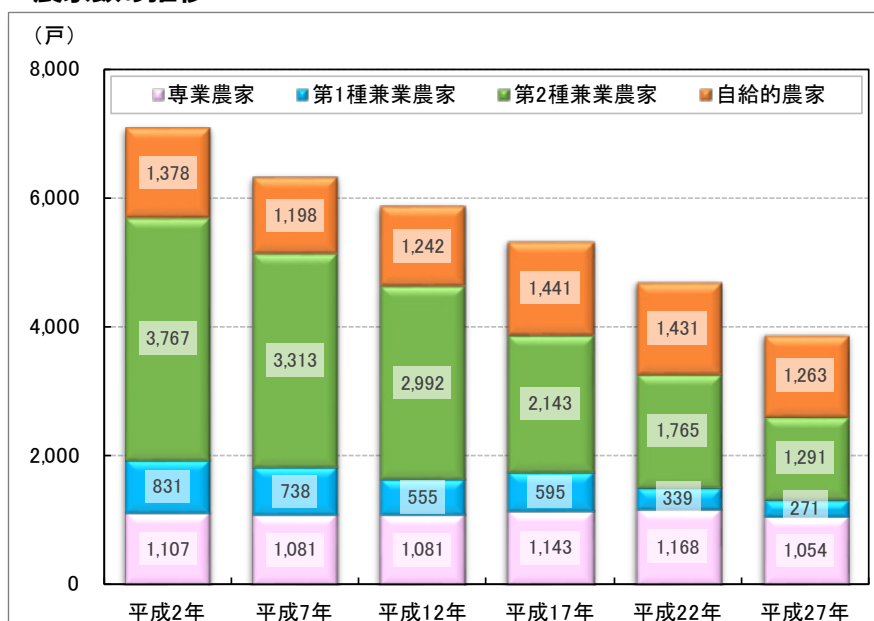
【出典：国勢調査】

②農業

本市の総農家数は減少傾向にあり、平成27年で3,879戸となっています。その内訳を見ると、専業農家は1,054戸、第1種兼業農家は271戸、第2種兼業農家は1,291戸、自給的農家は1,263戸となっており、第2種兼業農家が最も多く、全体の33.3%を占めています。

平成2年と比較すると、専業農家は4.8%減、第1種兼業農家は67.4%減、第2種兼業農家は65.7%減、自給的農家は8.3%減と全てにおいて減少しています。

■ 農家数の推移



【出典：農業センサス、農林業センサス】

注) 専業農家：世帯員の中に兼業従事者がいない農家

第1種兼業農家：世帯員の中に兼業従事者がいる農家のうち、農業所得を主とする農家

第2種兼業農家：世帯員の中に兼業従事者がいる農家のうち、農業所得を従とする農家

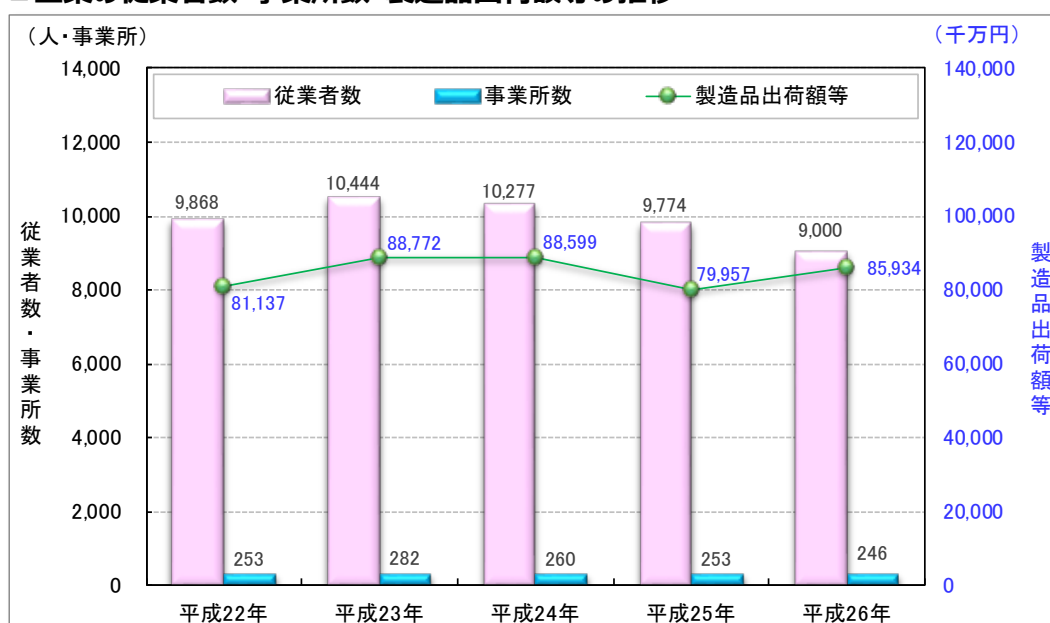
自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

③工業

本市の工業の従業者数及び事業所数は、平成 23 年以降減少傾向にあります。また、製造品出荷額等についても、若干の増減はあるものの、平成 23 年以降減少傾向にあります。平成 26 年における従業者数は 9,000 人、事業所数は 246 事業所、製造品出荷額等は 85,934 千万円となっており、製造品出荷額等については県内屈指の規模を誇っています。

平成 22 年と比較すると、従業者数は 8.8%減、事業所数は 2.8%減と減少しているのに対し、製造品出荷額等は 5.9%増加しています。

■工業の従業者数・事業所数・製造品出荷額等の推移



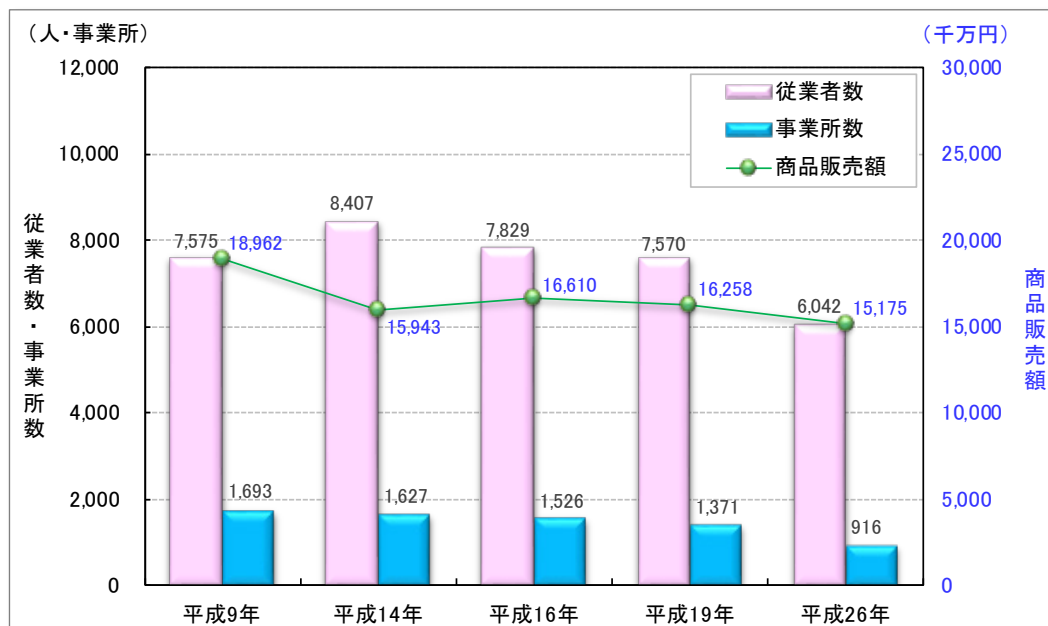
【出典：工業統計調査】

④商業

本市の商業の従業者数は平成 14 年以降、事業所数は平成 9 年以降減少傾向にあるのに対し、商品販売額は平成 14 年以降概ね横ばいで推移しています。平成 26 年における従業者数は 6,042 人、事業所数は 916 事業所、商品販売額は 15,175 千万円となっています。

平成 9 年と比較すると、従業者数は 20.2%減、事業所数は 45.9%減、商品販売額は 20.0%減と全てにおいて減少しています。

■ 商業の従業者数・事業所数・商品販売額の推移

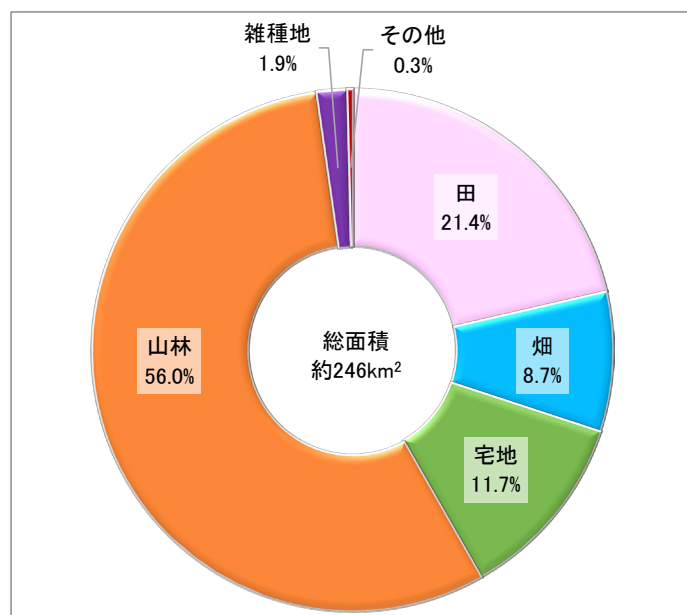


【出典：商業統計調査】

(5) 土地利用

本市の地目別土地面積（非課税地は除く）は、山林が56.0%と最も多く、次いで、田が21.4%、宅地が11.7%、畑が8.7%となっています。

■ 地目別土地面積の割合（平成26年1月1日現在）



【出典：資産税課資料】

(6) 交通

① 交通網

本市は、重要港湾である東予港、特急停車駅である伊予西条駅及び壬生川駅をはじめとするJR駅、松山自動車道と今治小松自動車道との結節点であるジャンクションや複数のインターチェンジなど、近畿地域及び中国地域に直結する広域交通拠点となることにより、四国地域における交通の要衝としての優位性を有しています。

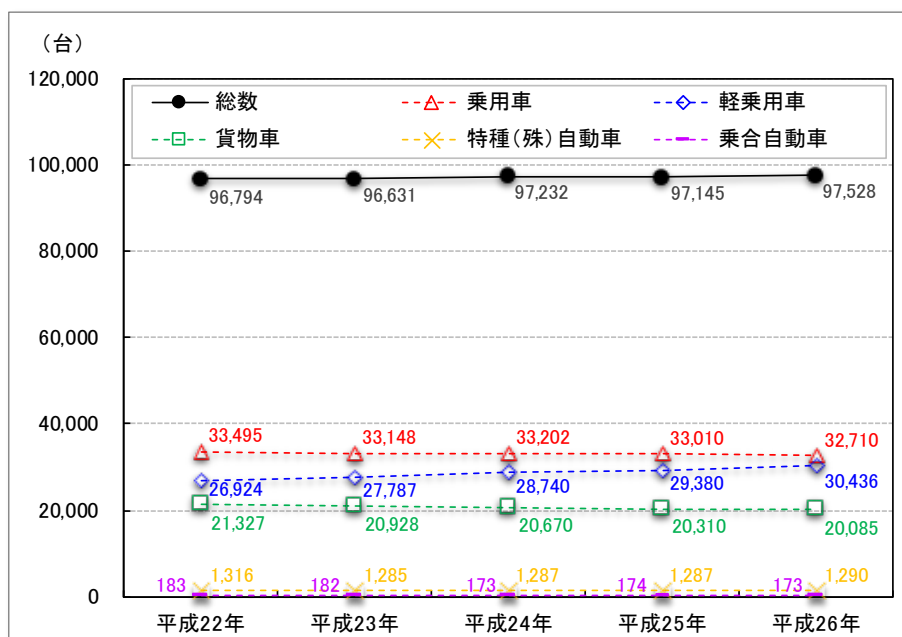
■ 主要な交通網



②自動車等保有台数

本市の自動車等保有台数の総数は概ね横ばいで推移しており、平成26年で97,528台となっています。また、代表的な車種別の保有台数を見ると、乗用車・貨物車・特種（殊）自動車・乗合自動車が横ばい又は減少傾向で推移しているのに対し、軽乗用車のみが増加傾向にあります。

■自動車等保有台数の推移



【出典：四国運輸局資料・市民税課資料】

2.2 環境教育の現状と課題

(1) 現状

地球温暖化問題をはじめとした複雑・多様化する環境問題に対応するためには、市民一人ひとりが環境に配慮した生活や行動をするとともに、より良い環境づくりに向けた取組を積極的に行うことが不可欠となります。

そのため、本市では、市民が環境に関する知識を育むとともに、日常生活と環境との関連について理解と認識を深めることを目指した環境教育の取組を実施しています。

ここ5年間における環境教育活動の実施状況の推移を見ると、「環境に関する出前講座の回数」は増加傾向にありますが、それ以外の活動については横ばい又は減少傾向で推移しています。



自然観察会の様子

■環境教育活動の実施状況の推移

項目	環境教育活動の実施状況				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
こどもエコクラブの登録団体数 (団体)	4	1	1	1	1
自然観察会等への参加者 (人/回)	33 (100人/3回)	29 (116人/4回)	30 (120人/4回)	29 (117人/4回)	20 (80人/4回)
環境に関する出前講座の回数 (回)	3	3	5	8	8

(2) 課題

- 市内の環境教育活動の更なる普及拡大を推進して、本市の素晴らしい環境に対する認知度の向上、ひいては市民一人ひとりの自主的・積極的な環境保全活動の促進を図っていく必要があります。
- 学校、地域等の多様な場における環境教育活動を推進していくため、環境に関する知識と実行力を併せ持ち、人をリードしながら環境保全活動を積極的に展開できる「環境リーダー」を養成していく必要があります。
- 市内で環境保全活動を行っている市民団体等のネットワークを構築し、相互の連携・協働を図ることによって、活動の拡充、継続等を推進していく必要があります。

2.3 水環境の現状と課題

(1) 地下水

①現状

本市では、地下水の水質の測定を継続的に実施しています。平成26年度における測定地点数は、水道水質基準の一般項目測定が89地点、全項目測定が18地点です。なお、全項目測定は、一般項目測定の対象となっている89地点を5年間に分けて実施しています。

平成26年度の水質測定値を水道水質基準値と比較すると、一般項目測定では2地点において「塩化物イオン」又は「色度・濁度」、全項目測定では1地点において「マンガン及びその化合物」が水道水質基準に適合していません。また、過去4年間においても同様に、特定の測定地点は水道水質基準に適合していませんが、その他の大部分の測定地点は水道水質基準に適合する状況が継続しています。

■地下水の水質状況の推移

項目		水道水質基準に適合した測定地点の割合(%)				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家庭用井戸水	一般項目測定	95.6 (87/91 地点)	97.8 (89/91 地点)	97.8 (88/90 地点)	97.8 (88/90 地点)	97.8 (87/89 地点)
	全項目測定	94.4 (17/18 地点)	100 (19/19 地点)	100 (18/18 地点)	94.4 (17/18 地点)	94.4 (17/18 地点)

注) 表中の着色箇所は、「水道水質基準に適合した測定地点の割合」が100%でないことを示しています。

②課題

- 水環境の維持・改善を図るため、今後も適切な監視を継続的に行っていく必要があります。
- 本市の貴重な資源である地下水を次世代に引き継ぐため、地下水の水質・水位等に関するデータの公表を継続し、適正利用に関する意識啓発を図っていくとともに、市民・事業者・市民団体・行政が協働することによって、地下水の水質保全及び水量維持を地域全体で推進していく必要があります。
- 地下水を保全するため、遅れている間伐等の適切な森林整備を行い、水源かん養機能等を十分発揮する水源林の造成を推進していく必要があります。

(2) 公共用水域

①現状

本市では、公共用水域の水質の測定を継続的に実施しています。平成 26 年度における測定地点数は、河川が 84 地点（うち、環境基準の類型が指定されているのは 17 地点）、湖沼が 2 地点、海域が 11 地点です。

同測定地点のうち、環境基準の類型が指定されている測定地点における平成 26 年度の水質測定値を環境基準値と比較すると、河川水質については、水素イオン濃度指数（pH）及び浮遊物質量（SS）は全地点で環境基準に適合していますが、その他の測定項目では環境基準に適合していない地点があり、特に大腸菌群数ではそれが顕著になっています。湖沼水質については、水素イオン濃度指数（pH）及び浮遊物質量（SS）は全地点で環境基準に適合していますが、その他の測定項目では環境基準に適合していない地点があります。海域水質については、水素イオン濃度指数（pH）は全地点で環境基準に適合していますが、その他の測定項目では環境基準に適合していない地点があります。

■公共用水域の水質状況の推移

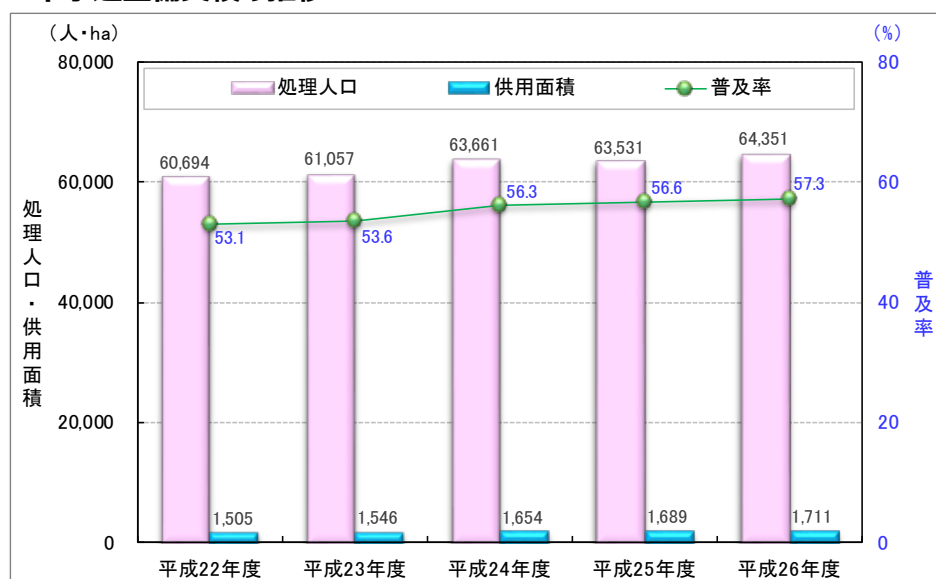
区分	測定項目	環境基準に適合した測定地点の割合(%)				
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
河川	水素イオン濃度指数 (pH)	100 (17/17 地点)	100 (17/17 地点)	94.1 (16/17 地点)	94.1 (16/17 地点)	100 (17/17 地点)
	溶存酸素量 (DO)	100 (17/17 地点)	88.2 (15/17 地点)	100 (17/17 地点)	94.1 (16/17 地点)	94.1 (16/17 地点)
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	64.7 (11/17 地点)	23.5 (4/17 地点)	76.5 (13/17 地点)	82.4 (14/17 地点)	76.5 (13/17 地点)
	浮遊物質量 (SS)	100 (17/17 地点)	94.1 (16/17 地点)	100 (17/17 地点)	100 (17/17 地点)	100 (17/17 地点)
	大腸菌群数	5.9 (1/17 地点)	5.9 (1/17 地点)	5.9 (1/17 地点)	5.9 (1/17 地点)	5.9 (1/17 地点)
湖沼	水素イオン濃度指数 (pH)	100 (2/2 地点)	100 (2/2 地点)	0.0 (0/2 地点)	100 (2/2 地点)	100 (2/2 地点)
	溶存酸素量 (DO)	0.0 (0/2 地点)	100 (2/2 地点)	0.0 (0/2 地点)	0.0 (0/2 地点)	50.0 (1/2 地点)
	化学的酸素要求量 (COD)	100 (2/2 地点)	100 (2/2 地点)	100 (2/2 地点)	100 (2/2 地点)	100 (2/2 地点)
	浮遊物質量 (SS)	100 (2/2 地点)	0.0 (0/2 地点)	100 (2/2 地点)	100 (2/2 地点)	0.0 (0/2 地点)
海域	水素イオン濃度指数 (pH)	100 (11/11 地点)	63.6 (7/11 地点)	100 (11/11 地点)	36.4 (4/11 地点)	100 (11/11 地点)
	溶存酸素量 (DO)	45.5 (5/11 地点)	54.5 (6/11 地点)	45.5 (5/11 地点)	54.5 (6/11 地点)	45.5 (5/11 地点)
	化学的酸素要求量 (COD)	36.4 (4/11 地点)	18.2 (2/11 地点)	45.5 (5/11 地点)	36.4 (4/11 地点)	36.4 (4/11 地点)

注) 表中の着色箇所は、「環境基準に適合した測定地点の割合」が 100%でないことを示しています。

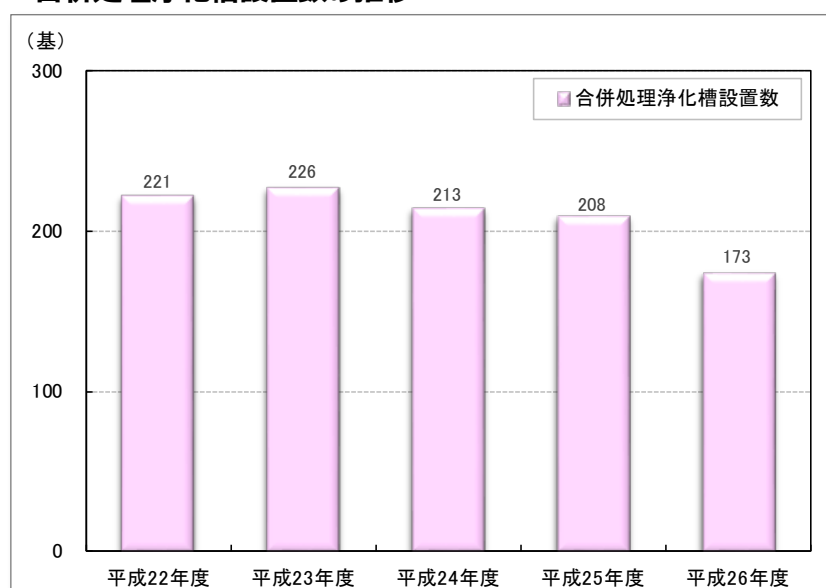
②課題

- 水環境の維持・改善を図るため、今後も適切な監視を継続的に行っていく必要があります。
- 公共用水域の水質の改善を図るため、下水道整備や「西条市浄化槽設置整備事業補助金」の交付等による合併処理浄化槽整備の一層の促進により、生活排水対策を推進していく必要があります。
- 工場・事業場等における不適正な排水処理や水質汚濁を防止するため、排水の監視・指導の徹底を図っていく必要があります。

■下水道整備実績の推移



■合併処理浄化槽設置数の推移



2.4 自然環境の現状と課題

(1) 山岳地域

①現状

本市には石鎚山をはじめとし、瓶ヶ森、笹ヶ峰など、標高 1,500m以上の山が 16 存在します。これらの山々は、中央構造線の南側に東西に並び、海岸からそそり立つように見えます。地質は三波川変成岩類から成り、谷は急峻で V 字谷となっています。

標高 1,700m以上の場所では、シラベなど亜高山性の植生が見られ、日本における亜高山植生の南限となっています。イシツチザクラ、イシツチボウフウ、シコクイチゲ等は石鎚山系の固有種です。鳥類ではホシガラス、メボソムシクイ、カヤクグリ、ルリビタキ、ビンスイなど、亜高山性の種が繁殖しています。平成 19 年には、タカネルリクワガタが新種として発見、記載され話題となりました。

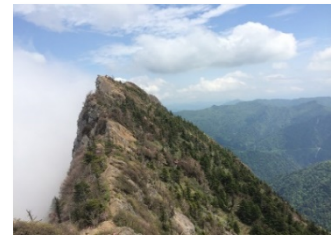
笹ヶ峰や瓶ヶ森には、イブキザサを主とする特徴的なササ原があり、樹木が生育できる標高でありながらササが優占します。

標高 1,300m から 1,700m 付近には、ブナやミズナラを主とする落葉広葉樹林が広がっています。ブナの森には、四国、九州のブナ林にのみ分布するツノクロツヤムシが生息します。小型哺乳類では、ニホンウサギコウモリ、クロホオヒゲコウモリ等の希少なコウモリ類のほか、シントウトガリネズミやヒメヒミズなど、高標高域に特徴的な種が生息しています。

石鎚山は日本百名山に選ばれていることから登山者が多く、登山者の踏みつけによる登山道の拡大や土壌の流出が問題となってきています。また、明治期に絶滅したニホンジカが高縄山系や赤石山系から分布を拡大しつつあり、石鎚山系固有の植物に対する食害が懸念されています。



ルリビタキ



天狗岳のシラベ林



瓶ヶ森のササ原



ブナの森



ツノクロツヤムシ

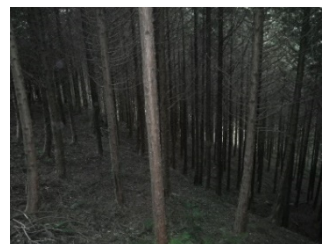
②課題

- 石鎚山の登山者増加によるオーバーユースについて現状調査を行い、関係機関と対策を協議する必要があります。
- ニホンジカの分布拡大について、情報を収集し、啓発活動を行う必要があります。

(2) 林業地域

①現状

本市の標高 1,300m 以下の山地は、潜在的にはシイ・カシが優占する照葉樹林ですが、林業が盛んであったため、現在はほとんどがスギ・ヒノキの人工林となっています。谷沿い等の林業に向かない急峻な箇所には、部分的に照葉樹林が見られ、シラカシ、ヤブニッケイ等が生育しています。



放置人工林

本市における人工造林の歴史は古く、明治初年から植林が行われていますが、1970 年代からの木材価格の下落により放置人工林となっている箇所が多くあります。

②課題

- 放置人工林の減少を図るため、間伐等の適切な森林整備を推進していく必要があります。

(3) 里山・社叢林

①現状

本市の平野に隣接する山林は、かつては燃料や堆肥を得るために、利用しながら維持されてきましたが、燃料革命の後に放置される場所も多くなり、遷移が進みつつあります。野生動物にとっては良好な生息地となり、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、キツネ等が生息しており、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカは農作物への被害が問題となっています。

また、各地で竹林の拡大が問題となっていますが、本市でも同様にモウソウチクの竹林が拡大しています。

②課題

- 野生鳥獣による農業被害の防止を図るため、捕獲や侵入防止柵の設置等の各種対策を推進していく必要があります。
- 竹林の拡大を防止する対策を検討していく必要があります。

(4) 農作地（水田）

①現状

本市の水田面積は4,269haと四国一の面積を有しています。水田は人工的な環境ですが、稲作の段階に応じて多くの水生生物や鳥類が生息する場所でもあります。特に冬季には、ナベヅル、ハイイロチュウヒ、チュウヒなど、希少な鳥類の越冬地となっています。ナベヅルは毎年のように渡来し、越冬することもあります。稲刈り後の水田で採餌し、干潟をねぐらとしており、両方の環境が隣接する本市は、今後、九州に集中して越冬しているツル類の分散候補地として有望な場所と考えられています。ハイイロチュウヒ、チュウヒは、全国的にも個体数が少ない猛禽類であり、水田や耕作放棄地を餌場やねぐらとして利用しています。川沿いや海岸に近い水田では、地下水位が高いことから湿田となり、耕作の妨げになることがある一方で、湿性の生物にとっては、重要な生息地となっています。県内では減少しているとされるメダカやドジョウは、本市では多く生息しています。



ナベヅル

②課題

- 経済活動としての農業の推進を図るとともに、餌場や湿地生物の生息地としての水田機能を保全していく必要があります。

(5) 河川

①現状

本市を流れる河川は、海までの流路延長が短く、流路の断面が急な特徴があります。源流域にはサンショウウオが生息しており、イシツチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、ハコネサンショウウオの3種類が確認されています。魚類では、アマゴやタカハヤが生息しますが、近年は移入によると考えられるイワナが生息するようになった水系もあります。

加茂川、中山川ともに、上・中流に人家等が少ないため、水質は良好で、下流に近い場所までカワゲラやヘビトンボなど、上流に生息する生物が見られます。カジカ（中卵型）は本市の河川を代表する魚類であり、四国では加茂川下流域とその周辺の河川でしか生息が確認されていません。カ



コガタブチサンショウウオ



カジカ（中卵型）

ジカは水の冷たい清流に生息し、川で産卵し、一度海へ降り、また川を遡る両側回遊の習性があります。遡上する能力は低いいため、人工の堰は越えることが難しく、河口から3～4kmほどの区間が生息地と考えられています。アマゴの海降型であるサツキマスも加茂川、中山川で生息が確認されています。両河川ともに下流域では瀬切れを起こすことが多く、回遊性の魚類にとっては影響が大きいと考えられます。

②課題

- 地下水の保全・管理の観点からも、加茂川・中山川の河川流量を適切に維持していく必要があります。
- 河川の整備・改修は、生物の生息環境に配慮して行う必要があります。

(6) 水路・湧水池

①現状

市内に多く存在する湧水池は水生生物の生息地となっており、小河川でもアユやウナギ等が生息しています。湧水池は市内に100箇所ほど確認されており、東から渦井川、加茂川、中山川、大明神川による扇状地の扇端付近に多く存在します。湧水池の特徴的な植物としては、ヒロハヌマゼリやオオバタネツケバナがあげられます。ヒロハヌマゼリの生育地は県内でも限られており、本市では湧水池を水源とする未改修の土水路等で確認されています。また、平野部で減少したトノサマガエルも湧水池の周辺では生息が確認されています。



ヒロハヌマゼリ



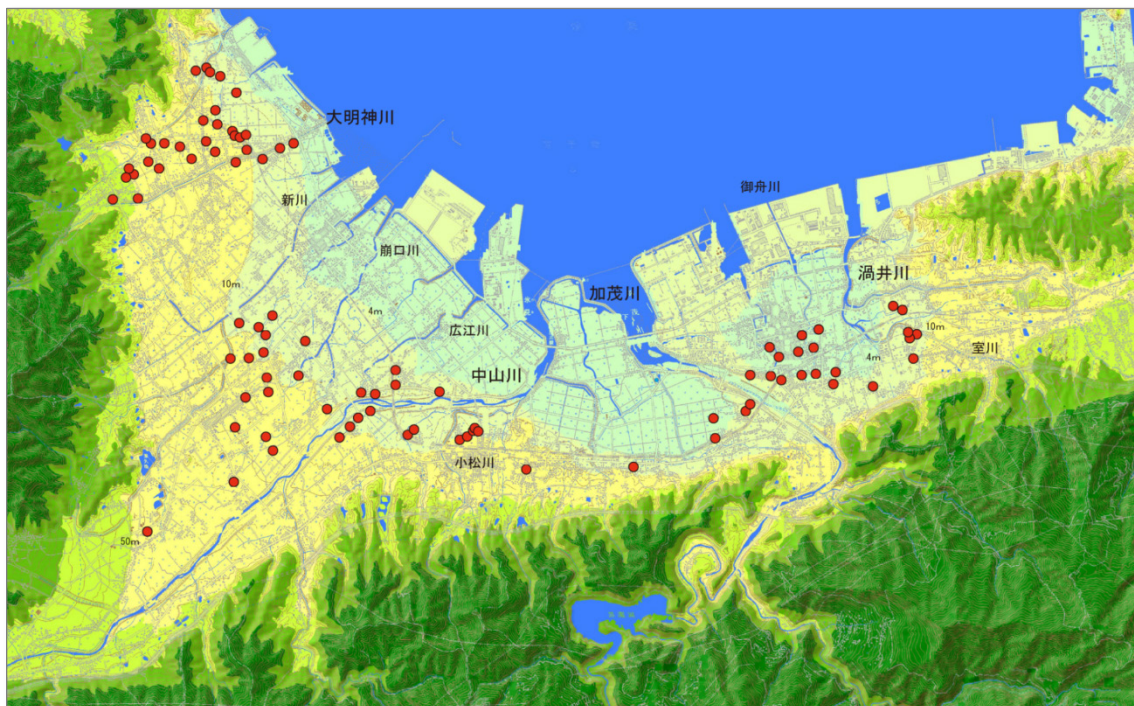
新町川 ホタルの里

また、本市では市街地にも水路が多く、河床からの湧水によってミクリやナガエミクリが生育し、カワセミやコサギ等の野鳥が見られることもあります。観音水を水源とする新町川のアクアトピア水系は、再生された水辺であり、市街地に存在するものの、ハグロトンボ、コヤマトンボ等が生息しています。魚類も10種類ほどが確認され、本市の特徴的な環境となっています。

②課題

- 水路・湧水池の環境を保全するため、適切な維持管理を推進していく必要があります。

■湧水池の位置図



(7) ため池

①現状

市西部の山地と平野の境には、農業用のため池が多く存在します。ため池には多くのトンボ類が生息するほか、イバラモ、ミズオオバコ、シャジクモ類等の希少な水草も生育しています。現在では県内で唯一、生息が確認されている日本最小のトンボであるハッチョウトンボも、ため池に隣接する湿地に生息しています。生息地では保全活動が行われ、県の特定希少野生動物に指定されています。

②課題

- ため池の環境を保全するため、適切な維持管理を推進していく必要があります。

(8) 海域（干潟）

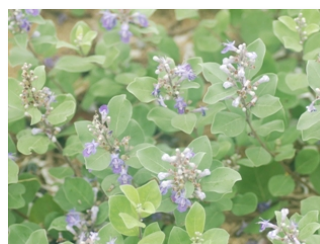
①現状

本市には、河原津海岸、高須海岸、加茂川・中山川河口にまとまった面積の干潟が干出します。県内には約700haの干潟が存在しており、そのほとんどが本市に存在します。河原津河岸は、花崗岩質の砂浜の前面に砂泥質の干潟が広がる前浜干潟であり、カブトガニの繁殖地として、昭和24年に県の天然記念物に指定されています。近年、カブトガニの産卵は確認されていませんが、稀に幼生が見つかることがあります。高須海岸は大明神川と新川の間に広がり、河口干潟と前浜干潟がつながったタイプの干潟です。河原津海岸、高須海岸には本市で希少な砂浜があり、ハマゴウやハマボス、ハマボウフウなど、海浜性の植物が生育します。

加茂川・中山川の河口には、県内最大の河口干潟が干出します。底質は砂泥質であり、泥質の占める割合が高くなっています。1980年代までは、アサリ、ハマグリ、オオノガイなど二枚貝を多産しましたが、現在では少数が生息するのみです。しかし、これまでに180種ほどの底生生物が確認されており、うちレッドデータブックに掲載されている希少種は50種類を超えます。特に全国的に減少しているとされるユムシが、まとまって生息が確認される数少ない干潟となっています。平成27年にはシコクホソオヨコエビが新種として記載され、加茂川河口が模式産地となりました。植物では、ヨシのほか、フクド、ハマサジ、ナガミノオニシバ等の塩性植物の群落が見られます。干潟には、シギ・チドリ類、カモ類等の渡り鳥も多く渡来し、環境省の「日本の重要湿地500」や国際的な鳥類保護組織であるバード・ライフ・インターナショナルが選定する重要鳥類生息地に選ばれています。



河原津海岸



ハマゴウ



加茂川河口干潟



ユムシ

2.5 生活環境の現状と課題

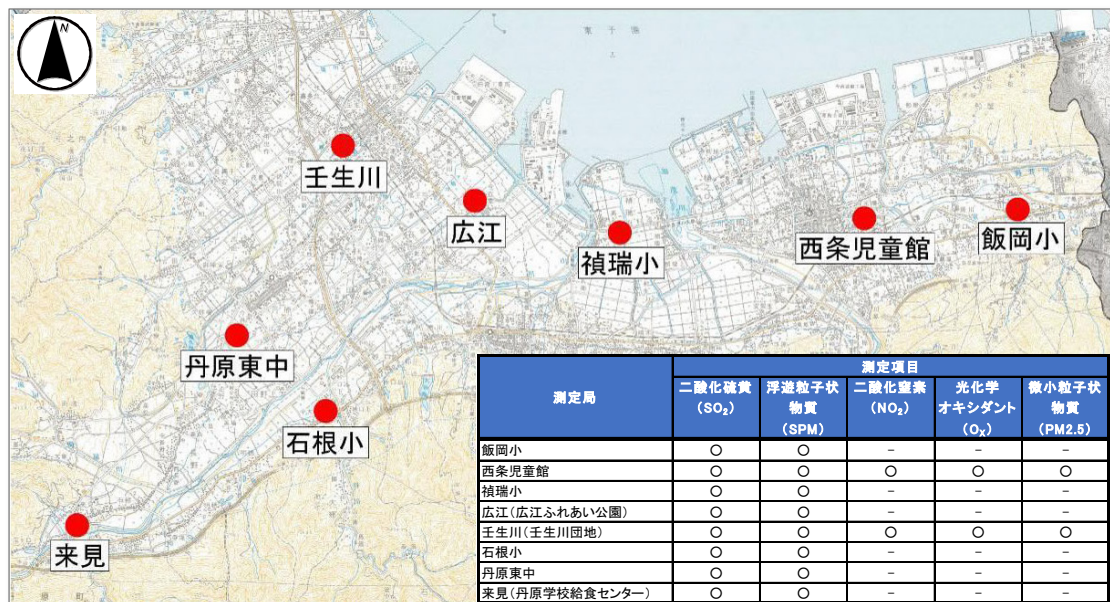
(1) 大気質

①現状

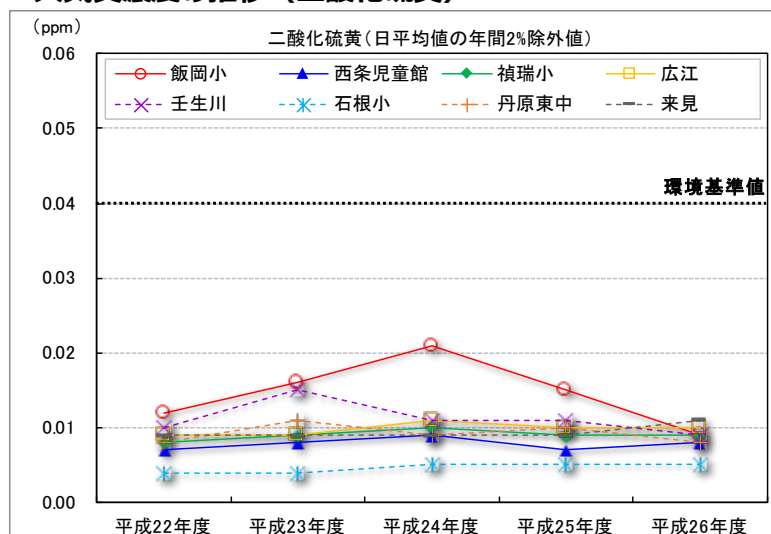
本市では、大気質の常時監視を一般環境大気測定局 8 局において継続的に実施しています。

ここ 5 年間における大気質濃度の推移を見ると、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び二酸化窒素（NO₂）については、全局で環境基準に適合する状況が継続しています。一方、光化学オキシダント（O_x）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、全局で環境基準に適合しない状況が継続しています。

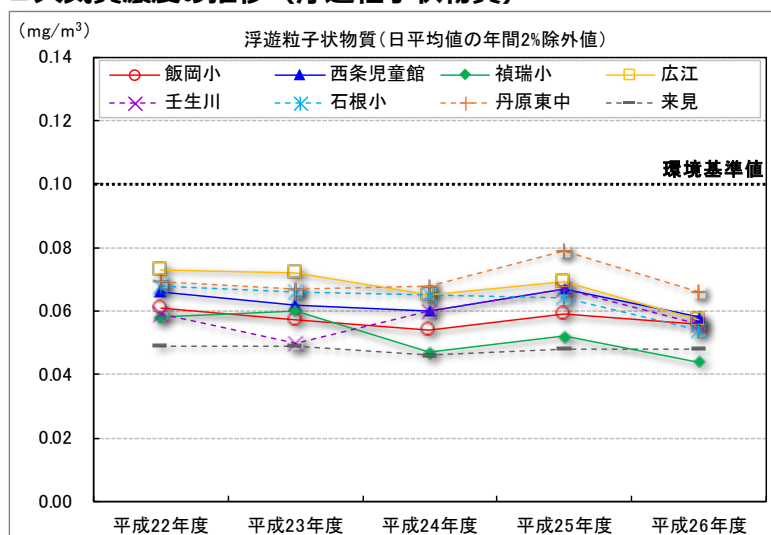
■一般環境大気測定局の測定項目及び設置位置図



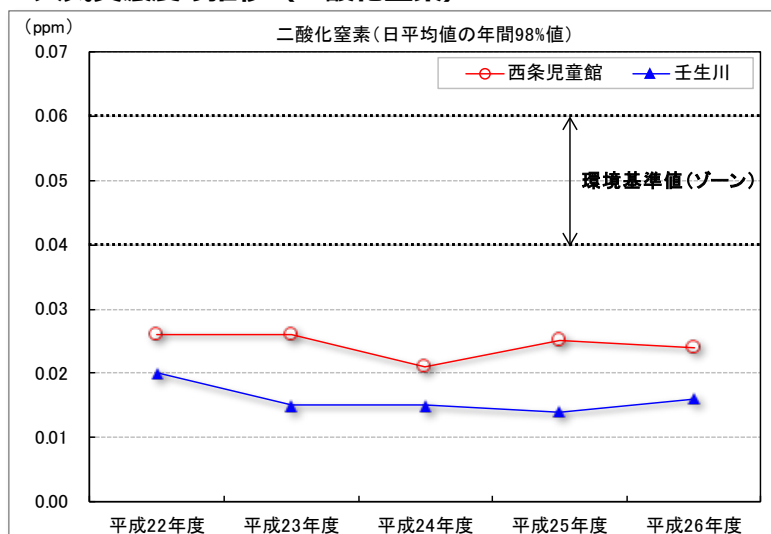
■大気質濃度の推移（二酸化硫黄）



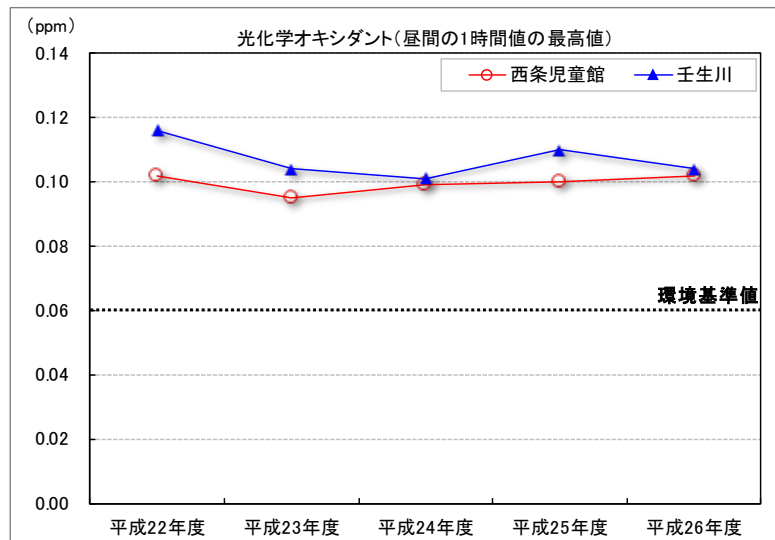
■大気質濃度の推移（浮遊粒子状物質）



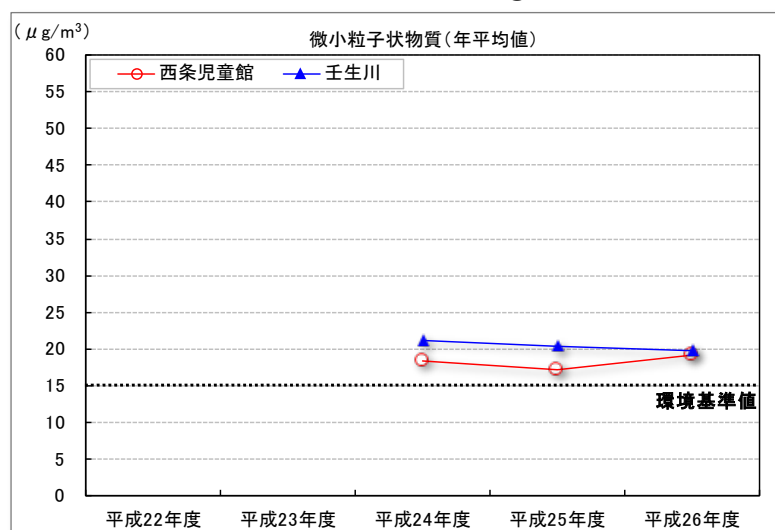
■大気質濃度の推移（二酸化窒素）



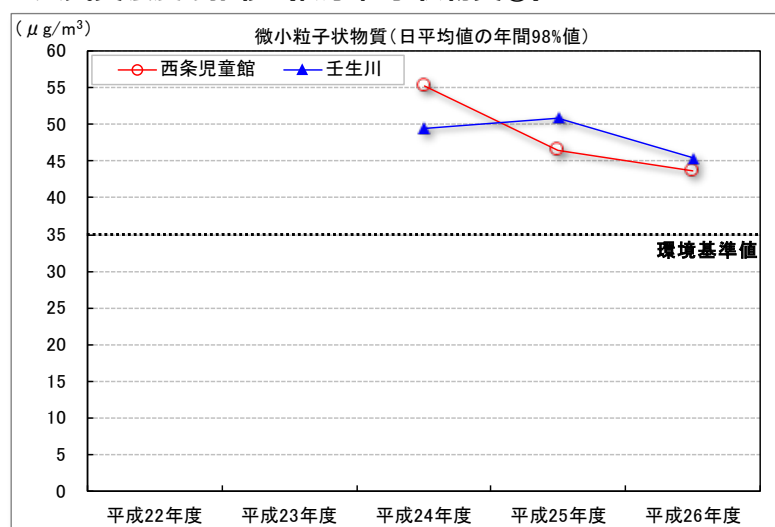
■大気質濃度の推移（光化学オキシダント）



■大気質濃度の推移（微小粒子状物質①）



■大気質濃度の推移（微小粒子状物質②）



②課題

- 生活環境の維持・改善を図るため、適切な監視を継続して行うとともに、発生源対策、エコドライブや公共交通の充実・利用促進、交通流の円滑化等といった各種対策を継続的に推進していく必要があります。
- 光化学オキシダント（O_x）は、環境基準適合率が全国的に極めて低い状況にあること、本市では光化学スモッグ注意報等が近年発令されていないことから、直ちに健康上の問題が発生する濃度水準ではないものと考えられますが、原因物質である窒素酸化物、揮発性有機化合物等の更なる排出削減や、注意報等の発令時における市民への迅速な情報提供といった総合的な対策を、国や県と連携して推進していく必要があります。
- 微小粒子状物質（PM2.5）についても、環境基準適合率が全国的に低い状況にあること、本市では注意喚起情報が近年発令されていないことから、直ちに健康上の問題が発生する濃度水準ではないものと考えられますが、光化学オキシダント（O_x）と同様に、総合的な対策を国や県と連携して推進していく必要があります。

（2）騒音

①現状

本市では、一般環境騒音の測定を7地点、自動車騒音の測定を5地点で継続的に実施しています。

ここ5年間における一般環境騒音の推移を見ると、全地点で環境基準に適合する状況が継続しています。一方、道路交通騒音については、直近の平成26年度においても、3地点で昼間・夜間ともに環境基準に適合していません。

■一般環境騒音の推移

No	測定地点	類型区分	時間区分	環境基準値 (dB)	等価騒音レベル (dB)				
					平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	神拝公民館	A	昼間	55	48	46	47	47	47
			夜間	45	38	39	39	43	40
2	東予郷土館・図書館	A	昼間	55	44	45	42	44	42
			夜間	45	39	41	38	38	37
3	神戸公民館	B	昼間	55	52	53	54	51	51
			夜間	45	43	44	42	43	40
4	西条西部公園	B	昼間	55	54	52	51	53	52
			夜間	45	43	42	42	42	42
5	本河原雨水ポンプ場	B	昼間	55	44	44	40	43	43
			夜間	45	41	38	39	38	41
6	産業情報支援センター	C	昼間	60	—	—	51	50	53
			夜間	50	—	—	42	38	45
7	西ひうち緩衝緑地	C	昼間	60	52	52	49	49	48
			夜間	50	46	44	44	45	44

■自動車騒音の推移

No	測定地点	地域区分	時間区分	環境基準値 (dB)	等価騒音レベル (dB)				
					平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	国道 11 号 (小松総合支所前)	近接 空間	昼間	70	74	75	74	74	74
			夜間	65	71	71	71	71	71
2	国道 196 号 (JA 周桑東部センター前)	近接 空間	昼間	70	68	68	67	68	67
			夜間	65	63	64	61	62	62
3	県道壬生川新居浜野田線 (東消防署庁舎前)	近接 空間	昼間	70	70	70	71	71	72
			夜間	65	64	65	66	66	67
4	県道壬生川丹原線 (今井集会所前)	近接 空間	昼間	70	72	71	73	66	66
			夜間	65	63	62	64	59	59
5	市道国道朔日市線 (消防大町支団前)	B 地域	昼間	65	69	69	69	68	67
			夜間	60	61	62	61	61	61

注) 表中の着色箇所は、環境基準に適合していないことを示しています。

②課題

- 生活環境の維持・改善を図るため、今後も適切な監視を継続的に行っていく必要があります。
- 自動車騒音の低減を図るため、環境性能に優れた自動車の普及促進、エコドライブや公共交通の充実・利用促進、交通流の円滑化等の各種対策を継続的に推進するとともに、必要に応じて、低騒音舗装の整備等の道路構造対策を、国や県と連携して推進していく必要があります。

(3) 振動

①現状

本市では、道路交通振動の測定を5地点で継続的に実施しています。

ここ5年間における道路交通振動の推移を見ると、全地点で要請限度に適合する状況が継続しています。

■道路交通振動の推移

No	測定地点	区域区分	時間区分	要請限度 (dB)	振動レベル (dB)				
					平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	国道11号 (小松総合支所前)	第1種	昼間	65	43	45	45	49	45
			夜間	60	43	43	43	42	44
2	国道196号 (JA周桑東部センター前)	第1種	昼間	65	48	50	49	51	49
			夜間	60	45	44	45	44	42
3	県道壬生川新居浜野田線 (東消防署庁舎前)	第1種	昼間	65	36	38	36	39	37
			夜間	60	32	33	33	34	33
4	県道壬生川丹原線 (今井集会所前)	第1種	昼間	65	36	35	36	31	30
			夜間	60	30	30	33	25	32
5	市道国道朔日市線 (消防大町分団前)	第1種	昼間	65	34	32	33	32	33
			夜間	60	30	28	26	29	28

②課題

- 生活環境の維持・改善を図るため、今後も適切な監視を継続的に行っていく必要があります。
- 道路交通振動の低減を図るため、環境性能に優れた自動車の普及促進、エコドライブや公共交通の充実・利用促進、交通流の円滑化等の各種対策を継続的に推進していく必要があります。

(4) 悪臭

①現状

本市では、悪臭の測定を1地点（西条浄化センター）で継続的に実施しており、規制基準に適合する状況が継続しています。

一方、ここ5年間における種類別苦情件数の推移を見ると、悪臭に関する苦情は年間で数件は発生している状況です。

■種類別苦情件数の推移

種類	苦情件数(件)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大気汚染	0	5	2	1	0
水質汚濁	5	4	7	1	6
騒音	11	5	9	4	4
振動	0	0	1	0	1
悪臭	2	2	5	4	5
その他	50	62	60	80	76
総数	68	78	84	90	92

②課題

- 生活環境の維持・改善を図るため、今後も適切な監視を継続的に行っていく必要があります。
- 悪臭に関する苦情が寄せられた工場・事業場、農畜産業者等に対して、悪臭発生状況の把握や効果的な臭気対策を実施するよう監視・指導等を継続的に実施していく必要があります。
- 野焼き等の日常生活から発生する悪臭については、発生源に対する指導や、市民の意識啓発を継続的に実施していく必要があります。

(5) ダイオキシン類

①現状

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、健康で快適な日々の生活に欠かせないものである一方、その中には、ダイオキシン類をはじめとした人の健康や野生生物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのあるものもあり、このような化学物質による環境汚染や人の健康等に対する影響が懸念されています。

本市では、ダイオキシン類の測定を5地点で継続的に実施していますが、これまでのところ、測定結果は全地点で環境基準又は排出基準に適合する状況が継続しています。

■ダイオキシン類の測定地点及び測定項目

測定地点	測定項目
所藪児童公園	土壌
西福寺	
道前クリーンセンター	排出ガス・焼却灰・飛灰
ひうちクリーンセンター	排出ガス・焼却灰・排出水
オオノ開発(株)	放流水・河川水

②課題

- 生活環境の維持・改善を図るため、今後も適切な監視を継続的に行っていく必要があります。
- 化学物質による環境への影響を未然に防止するため、事業者による化学物質の適正利用・適正管理の徹底を推進していく必要があります。
- 市民・事業者・市民団体・行政が化学物質に関する正確な情報を共有し、環境リスクの低減を推進していく必要があります。

（６）空間放射線量

①現状

本市では、事故等の発生によって放射性物質が大気中に放出されるといった緊急時における環境影響の評価に資する観点から、平常時における空間放射線量の測定を 8 地点で継続的に実施しています。同測定は、平成 24 年 7 月から開始していますが、これまでのところ、全地点で日常生活に支障のない数値が継続している状況です。

■空間放射線量の測定地点図



②課題

- 今後も適切な監視を継続的に行うことによって、平常時における空間放射線量データの蓄積を図るとともに、市民への情報提供等を推進していく必要があります。

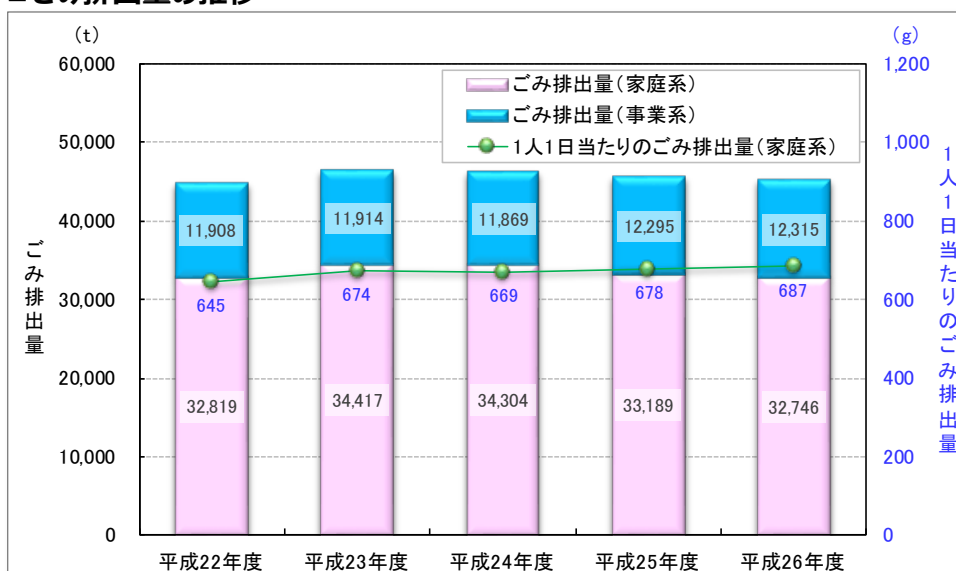
(7) 廃棄物

① 現状

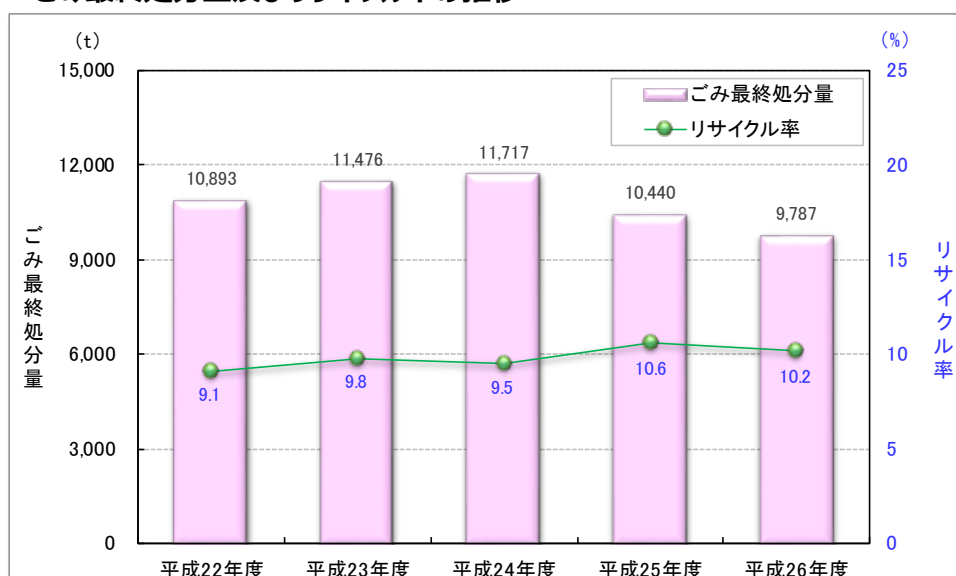
本市のごみ総排出量は平成23年度以降減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）は概ね横ばいで推移しています。また、ごみ最終処分量は平成24年度以降減少傾向にあるとともに、リサイクル率はわずかな増加傾向にあります。

平成26年度における各数値を平成22年度と比較すると、最終処分量は10.2%減少していますが、ごみ総排出量は0.7%増、1人1日当たりの排出量（家庭系）は6.5%増と増加しています。また、リサイクル率については、ごみステーションにおける資源ごみの抜き取りが多発したことも起因し、1.1%の増加にとどまっています。

■ ごみ排出量の推移



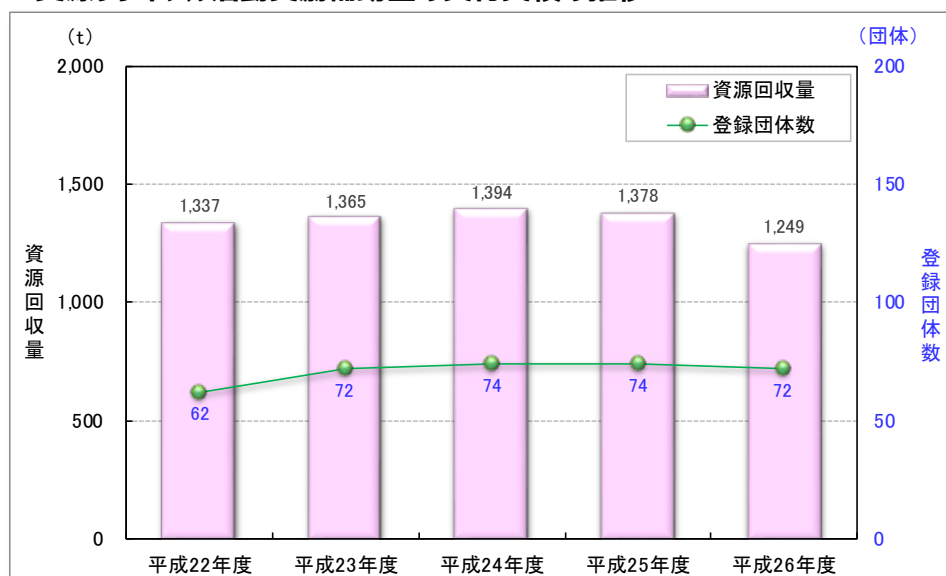
■ ごみ最終処分量及びリサイクル率の推移



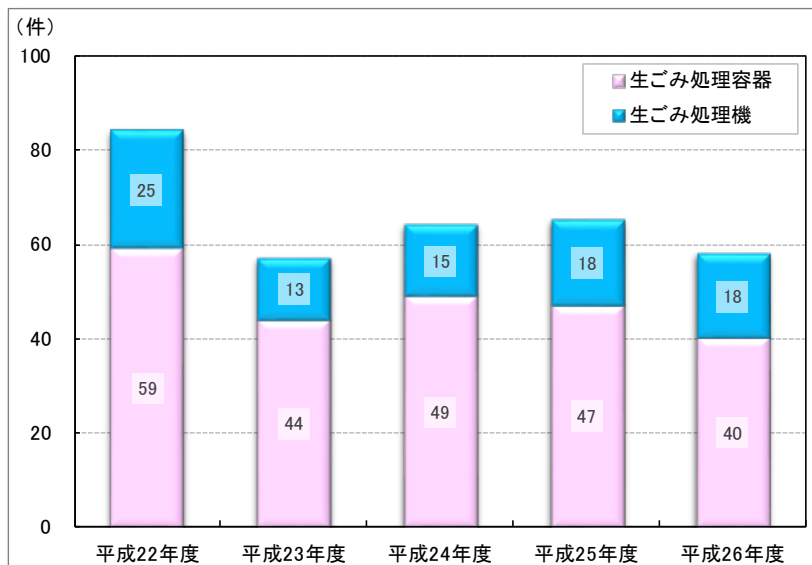
②課題

- ごみの減量と資源化についての意識啓発や環境教育の充実によって、市民・事業者・市民団体の自主的な行動の一層の促進を図り、行政との協働によって各種取組を推進していく必要があります。
- 本市のリサイクル率は、全国や県における平均値（全国 20.6%、県 18.4%）と比較して低い水準にあることから、市民の自主的な資源リサイクル活動を奨励し、ごみの減量化及び再資源化を推進することを目的とした「西条市資源リサイクル活動奨励補助金」制度の取組について、改めて広く周知を図る必要があります。
- 各家庭等から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を推進することを目的とした「西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金」制度の取組について、改めて広く周知を図る必要があります。ごみステーションにおける資源ごみの抜き取りについては、「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」に基づき、防止に向けた取締りを強化していく必要があります。
- 市内の小売店や飲食店で、ごみの減量化や再資源化等の環境に配慮したサービスを行っている店舗を「エコショップ」として認定し、ホームページ等で紹介することで、市民が買物という身近な活動の中で環境にやさしいライフスタイルを考え実行していく契機とすることを目的とした「西条エコショップ制度」の取組について、改めて広く周知を図る必要があります。

■ 資源リサイクル活動奨励補助金の交付実績の推移



■ 生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置補助金の交付実績の推移



2.6 社会環境の現状と課題

(1) 公園・緑地

①現状

本市では、平成 26 年 3 月現在で、都市公園を 42 箇所、89.9ha 整備しています。市民 1 人当たりの面積は 8.08m²になり、「都市公園法」で定める市街地における標準（5m²/人）は上回っていますが、市域における標準（10m²/人）は下回っている状況です。また、都市公園のほかに、児童遊園を 89 箇所、みんなの広場を 20 箇所整備しています。

■都市公園の整備状況（平成 28 年 3 月現在）

No	名称	面積(ha)	種別	No	名称	面積(ha)	種別
1	東町公園	0.05	都市緑地	22	国安公園	0.34	街区公園
2	北新田公園	0.10	街区公園	23	大曲公園	0.77	
3	弁財天公園	0.23	都市緑地	24	三津屋公園	0.22	
4	神拝緑地	0.22		25	中城公園	0.41	
5	御舟川緑道	1.37	緑道	26	三芳公園	0.24	
6	駅西公園	0.13	街区公園	27	北星公園	0.23	
7	清水公園	0.10		28	円海寺公園	0.17	
8	小川公園	0.11		29	桑村大池公園	0.14	
9	新御堂公園	0.17		30	新市公園	0.25	
10	秋吉公園	0.05	都市緑地	31	大新田公園	0.20	
11	西の原公園	0.15	街区公園	32	三津屋東 2 号公園	0.15	
12	砂盛公園	0.11		33	旦之上公園	0.56	
13	川沿公園	0.10		34	北条新田公園	0.36	
14	喜多川公園	0.38		35	三津屋東 1 号公園	1.00	近隣公園
15	上川原公園	0.10		36	東予運動公園	18.65	運動公園
16	西条市民公園	3.42	地区公園	37	高須公園	1.08	特殊公園
17	西条運動公園	15.00	運動公園	38	北条緑地	0.23	都市緑地
18	西条西部公園	4.80	地区公園	39	丹原総合公園	9.33	総合公園
19	神戸公園	1.01	近隣公園	40	丹原中央公園	0.83	近隣公園
20	石井記念公園	1.13		41	小松中央公園	23.92	総合公園
21	壬生川公園	0.30	街区公園	42	石根ふれあい公園	1.80	近隣公園

②課題

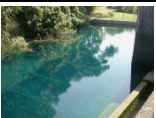
- 都市公園は、市民が親しみやすい施設として整備・維持管理するとともに、安らぎとうるおいの空間としての機能や、防災拠点としての機能の拡充を図っていく必要があります。
- 都市公園に準ずる公園・緑地は、既存の自然や地形を活かして、自然とふれあい親しむ施設として整備・維持管理していく必要があります。

(2) 水辺

①現状

本市では、西条地区を中心に、「うちぬき」と呼ばれる地下水の自噴井が広範囲に見られ、その数は約 3,000 本といわれています。うちぬきの 1 日の自噴量は約 90,000m³に及び、四季を通じて温度変化の少ない水は生活用水、農業用水及び工業用水に幅広く利用されています。このうちぬきや湧水池は水資源としてだけではなく、市民が水とふれあい親しむ場所として、市民生活にうるおいをもたらしています。

■ 代表的なうちぬき等の概要

場所	概要	
JR 伊予西条駅	駅の下り線プラットフォームにうちぬきを飲むことできるモニュメントがあります。また、歩道には、「うちぬき」、「清流加茂川」、「西条まつり」の 3 種の絵陶板が設置されています。	
総合文化会館	総合文化会館の西側、アクアトピア水系の噴水の近くに、うちぬきを飲むことできる水飲み場が整備されています。市内外から多くの人が訪れています。	
アクアトピア水系	西条地区の中心部にある水と親しむことができる水系であり、ホテルの里、水舞台等があり、親水デッキ、散策道が整備されています。清らかな流れに沿った水辺の散歩を楽しむことができます。	
陣屋跡のお堀	陣屋町として栄えた頃の面影を残したお堀で、鯉やあひるが優雅に泳ぎ、周辺には四季折々の花木が水辺を彩り、水辺と景観がよく調和した市民の憩いの場となっています。	
弘法水	本陣川が海にそそぐ河口の海の中から、弘法大師の加持水と言い伝えられるすばらしい清水が湧き出しています。	
うちぬき広場	昭和 60 年に環境庁（現環境省）の名水百選に選定されたことを記念して整備された市役所の南側にある広場で、広場内には記念の石碑とうちぬきがあり、うちぬきを飲むことができます。	
街路古川玉津橋線	街路が商店街と交差する付近の歩道に、「水の都」を象徴するモニュメントと、うちぬきを飲むことできる水飲み場が整備されています。	
いずん掘り (六道ポンプ場)	周桑平野に多く見られる中山川の伏流水を利用した泉掘り(いずんぼり)と呼ばれる梓組み井戸です。梓組みには黒松が使われています。	
兼久池	丹原町にある大池で、現在は面河ダムの調整池として利用されています。池の周辺には、遊歩道が整備されており、冬季には多くの渡り鳥が飛来します。	

②課題

- うちぬきに代表される豊富で良質な水を活用した親水空間の形成によって、市民が水とふれあい親しむ機会の充実を図っていく必要があります。
- うちぬきという恵まれた水資源を活用したグリーン・ツーリズムを推進することによって、「水の都」としての魅力を対外的にPRするとともに、本市のすばらしい自然や歴史・文化にふれる機会の充実を図っていく必要があります。

(3) 景観

①現状

本市には、優れた自然景観や、後述する文化財により構成される歴史景観等が数多く存在します。自然景観資源としては、西日本最高峰を誇る石鎚山をはじめとする山並み、豊富な水資源をもたらす加茂川や中山川、貴重なカブトガニの繁殖地である河原津海岸及び前述したうちぬき等があげられます。

しかし、山や河川へのごみのポイ捨てや不法投棄等によって、地域の美観が損なわれています。

■代表的な自然景観資源①

名称	概要	
石鎚山	古くから山岳信仰の山として知られる日本七霊山の1つです。西日本最高峰である天狗岳(標高 1,982m)と石鎚神社山頂社のある弥山、そして南尖峰の一連の山々を総じて石鎚山と呼ばれています。	
瓶ヶ森	高知県との県境に位置し、石鎚山と二ノ森に次いで県内で3番目の高峰(標高 1,897m)です。一面の緑の中に神秘的なモミの木の白骨林が点在し、景観にアクセントを加えています。	
止呂峡	加茂川上流の下津池付近の渓谷であり、大蛇の化身の美しい青年と恋に落ちる薄雲姫の伝説をはじめとする止呂淵伝説が数多く残っている場所です。四季が彩る山肌と紺碧の渓谷は、神秘的な雰囲気漂わせています。	
三碧峡	黒瀬ダムの上流にあり、清流、青い岩石、四季折々に変化する樹木の美しさ、特に秋の紅葉の美しさがすばらしい場所です。また、大正14年に架けられた県内で4番目に古いアーチ橋や、手彫りのトンネル等が残っています。	
津越の滝	古くから奥武丈の景勝地となっており、鮎返りの滝・雌滝・雄滝の美しい3つの滝が組み合わさった滝です。周辺には遊歩道も整備され、ハイキングコースとなっています。	
中山川渓谷	地殻変動によって地表に突き上げられた、県の天然記念物に指定されている「衝上断層」が露出する渓谷です。また、来見橋上左岸には、「伊予の青の洞門」といわれる「劈巖透水路」も見ることができます。	

【出典：いよ観ネット等】

■ 代表的な自然景観資源②

名称	概要	
黒瀬湖 (黒瀬ダム)	県内でも有数の水量豊富なダム湖です。周辺には桜と楓の木が植えられ、春には新緑と桜の花、秋には紅葉と、1年を通して美しい自然と接することができます。	
鞍瀬溪谷	中山川の支流にあたる鞍瀬川にあり、清流、奇岩、断層、四季折々に変化する溪谷美がすばらしい場所です。また、上流には、「夫婦滝」と呼ばれる寄り添うように流れる2つの滝も見ることができます。	
加茂川干潟	県内最大規模の貴重な干潟であり、春・夏のシギ・ツドリ類、冬のカモ類等の多種多様な渡り鳥を見ることができ、日本野鳥の会から「重要野鳥生息地」の指定を受けている場所です。	
河原津海岸	「四国のみずべ八十八カ所」に選ばれた、県内でも数少なくなった潮干狩りのできる海岸であり、カブトガニの繁殖地として県の天然記念物にも指定されている場所です。	

【出典：いよ観ネット等】

② 課題

- 市民の生活にうるおいをもたらす、本市の優れた景観資源を守り育て、次世代に引き継いでいくとともに、自然景観資源を活用したグリーン・ツーリズムを推進することによって、自然の魅力や特徴を対外的にPRしていく必要があります。
- ごみのポイ捨て・不法投棄の防止に向けた取組や環境美化活動を推進することによって、地域の美観の維持・向上を図っていく必要があります。

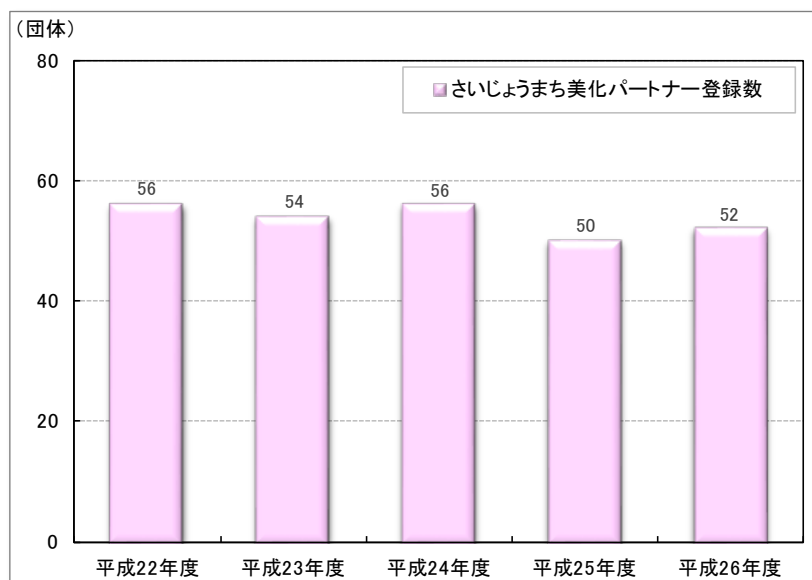
（４）環境美化活動

①現状

本市では、道路、河川、公園等の公共空間の環境美化活動等をボランティアで行う団体を募り、それらの団体の活動に対して必要な支援を行うことによって、地域の快適で美しい環境づくりを推進していくことを目的とした「さいじょうまち美化パートナー制度」を設けています。

ここ５年間における同制度の登録数の推移を見ると、概ね横ばいで推移しており、平成２６年度における同制度の登録数は５２団体となっています。

■さいじょうまち美化パートナーの登録数の推移



②課題

- 同制度の内容や、活動団体・活動内容といった情報を改めて広く周知するとともに、活動支援を行うことによって、行政との協働による環境美化活動の拡大・推進を図っていく必要があります。

(5) 歴史・文化

①現状

本市には、国・県・市の指定文化財があわせて 174 件存在しており、これら貴重な文化財を適正に保存するとともに、地域活性化につながる活用に向けた取組を推進しています。

また、市民の文化財に対する知識・認識を深めていくために、市内の指定文化財を紹介した冊子「西条市の文化財」の発行など、市民への普及・啓発を図っています。



西条市の文化財



西山興隆寺



王至森寺のキンモクセイ



近藤篤山の旧邸

■国・県・市指定文化財の件数（平成 28 年 3 月末現在）

指定区分		件数
有形文化財	建造物	10
	石造美術	10
	絵画	6
	彫刻	12
	工芸品	9
	書跡	5
	典籍	2
	古文書	12
	考古歴史資料	14
無形文化財・無形民俗文化財		7
有形民俗文化財		7
記念物	史跡	37
	名勝	2
	天然記念物	41
合計		174

②課題

- 市民共有の財産である文化財を確実に次世代に引き継ぐため、文化財の適正な保存・活用に向けた取組を推進するとともに、地域の素晴らしい歴史・文化を対外的に PR していく必要があります。
- 発行した「西条市の文化財」などを活用した郷土教育を推進することによって、市民が郷土の先人たちの優れた業績や、歴史・文化にふれる機会を充実させていく必要があります。

■国・県の指定文化財（平成 28 年 3 月末現在）

名称	指定区分	所在地	指定年月日
興隆寺本堂	国指定 重要文化財(建造物)	丹原町古田	明治 40 年 5 月 27 日
興隆寺三重塔	県指定 有形文化財(建造物)	同上	平成 16 年 4 月 16 日
興隆寺宝篋印塔	国指定 重要文化財(石造美術)	同上	昭和 29 年 9 月 17 日
七重石塔	県指定 有形文化財(石造美術)	福武甲 金剛院	昭和 29 年 11 月 24 日
涅槃像及び両界曼荼羅	県指定 有形文化財(絵画)	広江 徳蔵寺	昭和 45 年 3 月 27 日
木造仏通禅師坐像	国指定 重要文化財(彫刻)	中野甲 保国寺	昭和 46 年 6 月 22 日
木造薬師如来坐像	県指定 重要文化財(彫刻)	北条 金性寺	昭和 32 年 12 月 14 日
木造大日如来坐像	同上	小松町石鎚 横峰寺	昭和 40 年 4 月 2 日
銅造如来立像	同上	丹原町古田 興隆寺	昭和 40 年 12 月 24 日
銅鐘(弘安九年五月ノ銘アリ)	国指定 重要文化財(工芸品)	同上	大正 元年 9 月 3 日
梵鐘	県指定 有形文化財(工芸品)	北条 長福寺	昭和 40 年 4 月 2 日
孔雀文磬	同上	小松町新屋敷 宝寿寺	同上
金銅蔵王権現御正体	同上	小松町石鎚 横峰寺	同上
与州新居系図	国指定 重要文化財(書跡)	中野甲 伊曾乃神社	昭和 27 年 3 月 29 日
観念寺文書	県指定 有形文化財(古文書)	上市 観念寺	昭和 31 年 11 月 3 日
興隆寺文書	同上	丹原町古田 興隆寺	昭和 30 年 11 月 4 日
細形銅剣	県指定 有形文化財(考古資料)	丹原町今井 福岡八幡神社	昭和 34 年 3 月 31 日
お簾踊り	県指定 無形民俗文化財	丹原町田滝	昭和 40 年 4 月 2 日
法安寺跡	国指定 史跡	小松町北川	昭和 19 年 3 月 7 日
永納山城跡	同上	河原津ほか	平成 17 年 7 月 14 日
土居構跡	県指定 史跡	中野甲	昭和 23 年 10 月 28 日
近藤篤山の旧邸	同上	小松町新屋敷	昭和 24 年 9 月 17 日
船山古墳群	同上	小松町新屋敷 三嶋神社	昭和 37 年 11 月 1 日
保国寺庭園	国指定 名勝	中野甲	昭和 50 年 10 月 16 日
西山	県指定 名勝	丹原町古田 興隆寺	昭和 25 年 10 月 10 日
王至森寺のキンモクセイ	国指定 天然記念物	飯岡	昭和 2 年 4 月 8 日
天満神社のクスノキ	県指定 天然記念物	坂元甲	昭和 31 年 11 月 3 日
フジ	同上	喜多川 禎祥寺	昭和 43 年 3 月 8 日
カブトガニ繁殖地	同上	東予地区海岸一帯	昭和 24 年 9 月 17 日
エノキ	同上	玉之江	昭和 40 年 12 月 24 日
衝上断層	同上	丹原町湯谷口	昭和 24 年 9 月 17 日
モウソウチク林	同上	丹原町高松	昭和 28 年 2 月 13 日

【出典：愛媛県の文化財】

2.7 地球環境の現状と課題

(1) 温室効果ガス排出量

①現状

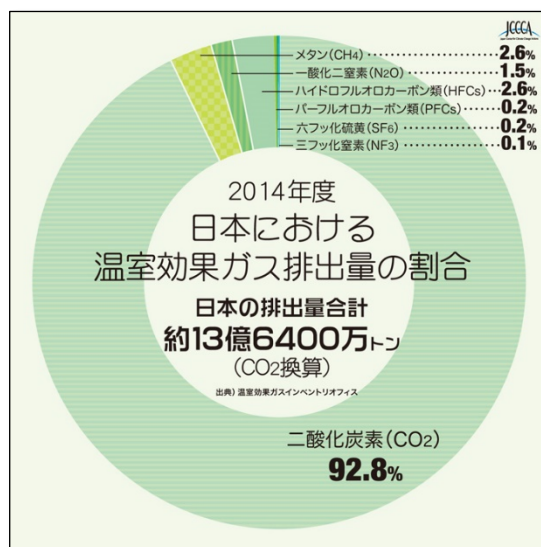
本市では、市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するため、「西条市第2期地球温暖化対策実行計画」において、対象施設から発生する温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類の4ガス）を「ごみ処理」と「職員の取組」（市有施設における電気・燃料の使用等）の2つに区分したうえで、各々に以下の削減目標を設定し、調査・管理してきました。なお、同計画は平成27年度で計画期間が終了したため、平成28年度からは、「西条市第3期地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き調査・管理していきます。

- 基準年度：平成22年度
- 目標年度：平成27年度
- 目標排出量：「職員の取組」で16,122t-CO₂（基準年度から2%削減）、
「ごみ処理」で9,337t-CO₂（基準年度から5%削減）

温室効果ガスとは

太陽光線の熱を吸収した地表面から放射する熱を吸収して、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

温室効果ガスには様々なものがありますが、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7ガスを対象としています。



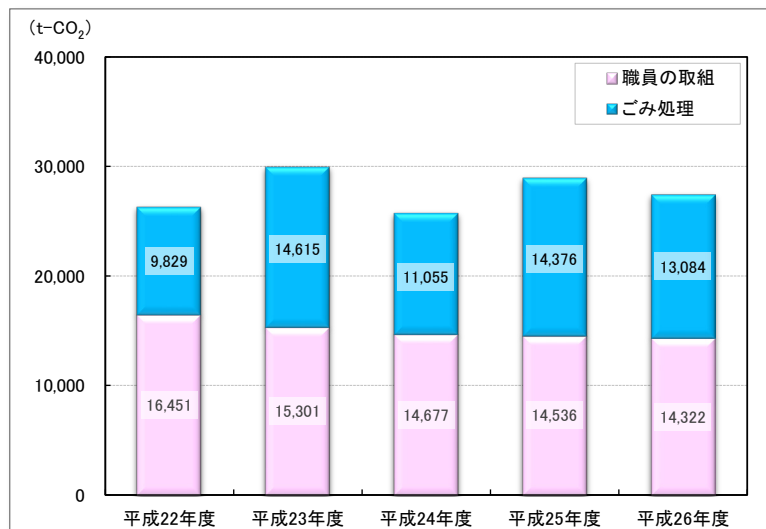
【出典：温室効果ガスインベントリオフィス

（全国地球温暖化防止活動推進センターHP）】

ここ5年間における温室効果ガス排出量の推移を見ると、市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量は、「職員の取組」による排出量が減少傾向にあるのに対し、「ごみ処理」が大きく増加しているため、全体としては増加傾向にあります。

平成26年度における温室効果ガス排出量を基準年度である平成22年度と比較すると、「職員の取組」が12.9%減少と目標値（＝2%削減）を達成しているのに対し、「ごみ処理」が33.1%増加したことから、総排出量としては4.3%増加となっています。

■市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の推移



②課題

- 「西条市第3期地球温暖化対策実行計画」で新たに設定した削減目標の達成に向けて、廃プラスチック類を中心とした廃棄物の排出量の更なる削減といった各種対策を推進していく必要があります。
- 市有施設への太陽光発電システムといった再生可能エネルギー設備や、省エネルギー設備の率先的な導入を引き続き推進することにより、市内全体への普及拡大を図っていく必要があります。
- 「新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金」の交付等といった取組によって、家庭への再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を推進していく必要があります。

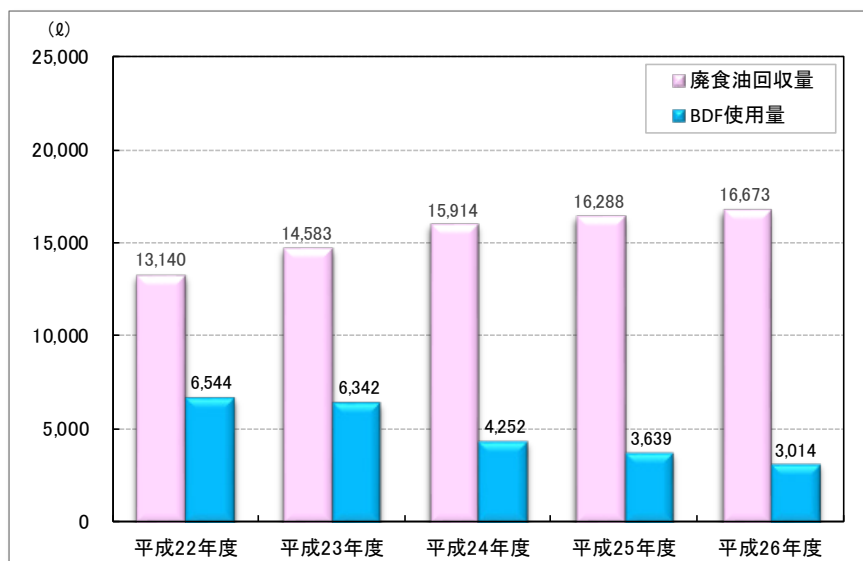
(2) 地球温暖化防止活動

①現状

本市では、市内の事業者と連携して、給食センターといった市有施設から回収した廃食油からバイオディーゼル燃料（BDF）を精製し、丹原学校給食センターの配送車の燃料として使用する取組を推進しています。

ここ5年間における廃食油回収量及びBDF使用量の推移を見ると、廃食油回収量は増加傾向にあるのに対し、BDF使用量は減少傾向にあります。なお、平成25年度からは、一般家庭から排出される廃食油の回収も開始しています。

■ 廃食油回収量及び BDF 使用量の推移



② 課題

- 一般家庭や店舗等を対象とした回収拠点の増設や周知拡大によって廃食油の回収量の増大を目指すとともに、バイオディーゼル燃料（BDF）が使用可能な車両・設備等の開拓を行うことによる使用量の増加を図っていく必要があります。

（3）酸性雨

① 現状

本市では、酸性雨の測定を、「酸性雨調査隊」として参加いただいている市民の協力を得ながら、継続的に実施しています。

ここ5年間の測定においては、継続して酸性雨が確認されていますが、その酸性度は全国や県の平均値と概ね同程度となっています。

② 課題

- 今後も適切な監視を継続的に行うとともに、硫黄酸化物や窒素酸化物等の原因物質の排出削減対策を国や県と連携のうえ推進していく必要があります。

2.8 市民の環境に対する意識

本計画の策定に向けて、市民、事業者及び市民団体の環境に対する意識や要望等を把握するため、アンケート調査、ヒアリング調査及び市民参加型ワークショップを実施しました。

各々の実施状況は、以下に示すとおりです。

区分	実施状況				
アンケート調査	区分	調査対象	調査方法	調査時期	回収率
	市民	18 歳以上の市民 2,000 人	郵送による配布・回収	平成 27 年 10 月	35% (693 人)
	事業者	市内 200 事業者	郵送による配布・回収	平成 27 年 12 月	38% (75 事業者)
	中学生	市内中学 3 年生 全員(983 人)	本市職員による 持参・回収	平成 27 年 12 月	95% (934 人)
ヒアリング調査	調査対象		調査方法	調査時期	
	NPO 法人 西条自然学校		直接面談	平成 27 年 10 月	
	NPO 法人 うちぬき 21 プロジェクト				
	西条の水を守る会				
	東予環境グループ(鞍瀬塾)				
	エコチャンネル				
	竹林をよくする会				
	愛媛県環境マイスター	事業系環境保全部門			
		生活環境保全部門			
		自然環境保全部門			
庄内ハッチョウトンボ保存会			平成 28 年 1 月		
市民参加型ワークショップ	回数	テーマ	開催日		
	第 1 回	環境に関して日頃思っていることについて	平成 28 年 1 月 19 日		
	第 2 回	地域の環境課題について	平成 28 年 4 月 19 日		
	第 3 回	地域の環境課題の解決策について	平成 28 年 5 月 24 日		
	第 4 回	将来の環境像及び基本目標について	平成 28 年 7 月 5 日		
					
	各グループでの話し合い		各グループによる発表		

(1) アンケート調査結果の概要

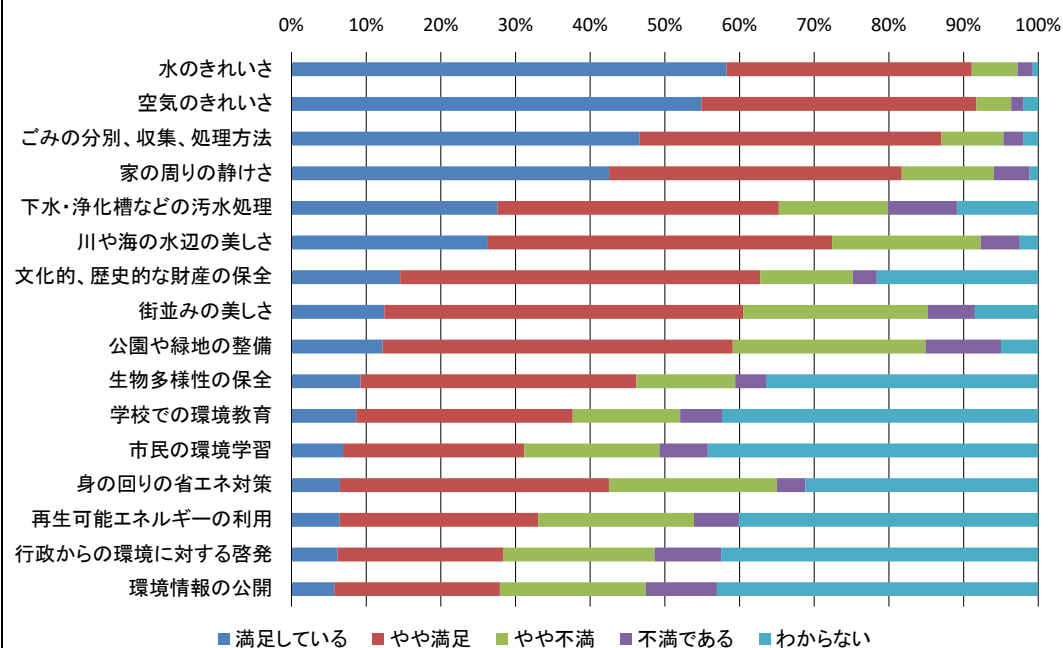
市民、事業者及び中学生（3年生）を対象として実施したアンケート調査結果の概要は、以下に示すとおりです。

環境に対する満足度

「満足している」の割合が最も高い項目は「水のきれいさ」であり、次いで「空気のきれいさ」、「ごみの分別、収集、処理方法」、「家の周りの静けさ」となっています。

一方で、「満足している」の割合の最も低い項目は「環境情報の公開」であり、次いで「行政からの環境に対する啓発」、「再生可能エネルギーの利用」、「身の回りの省エネ対策」、「市民の環境学習」となっています。また、これらの項目については「わからない」の割合が高い傾向にあることから、認知度もあまり高くないものと考えられます。

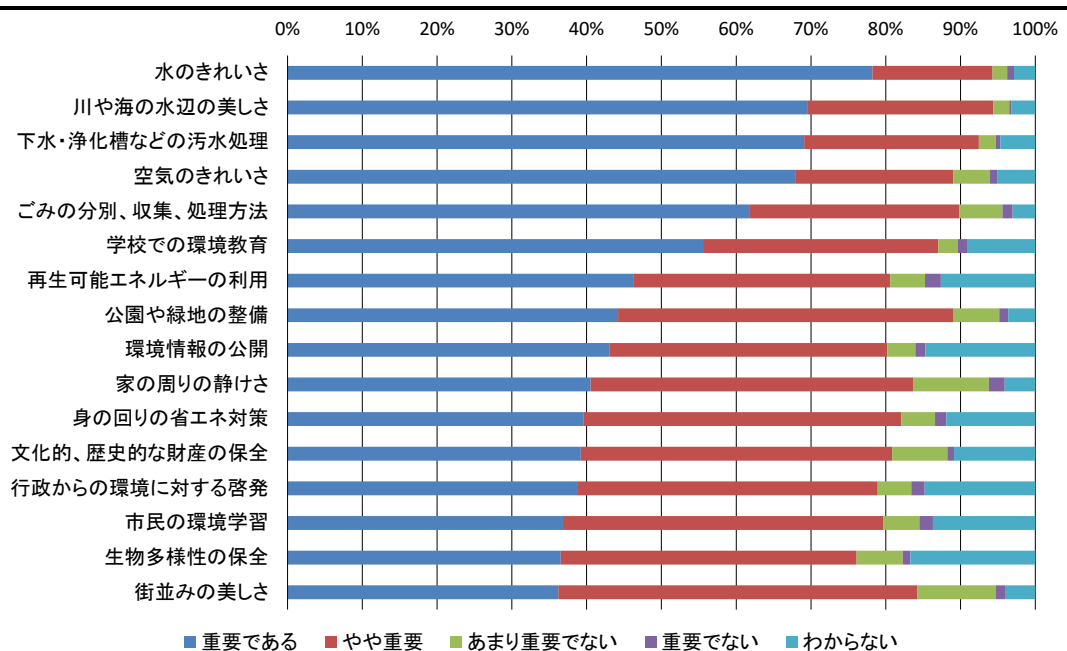
市民



環境に対する重要度

「重要である」の割合が最も高い項目は「水のきれいさ」であり、次いで「川や海の水辺の美しさ」、「下水・浄化槽などの汚水処理」、「空気のきれいさ」となっています。

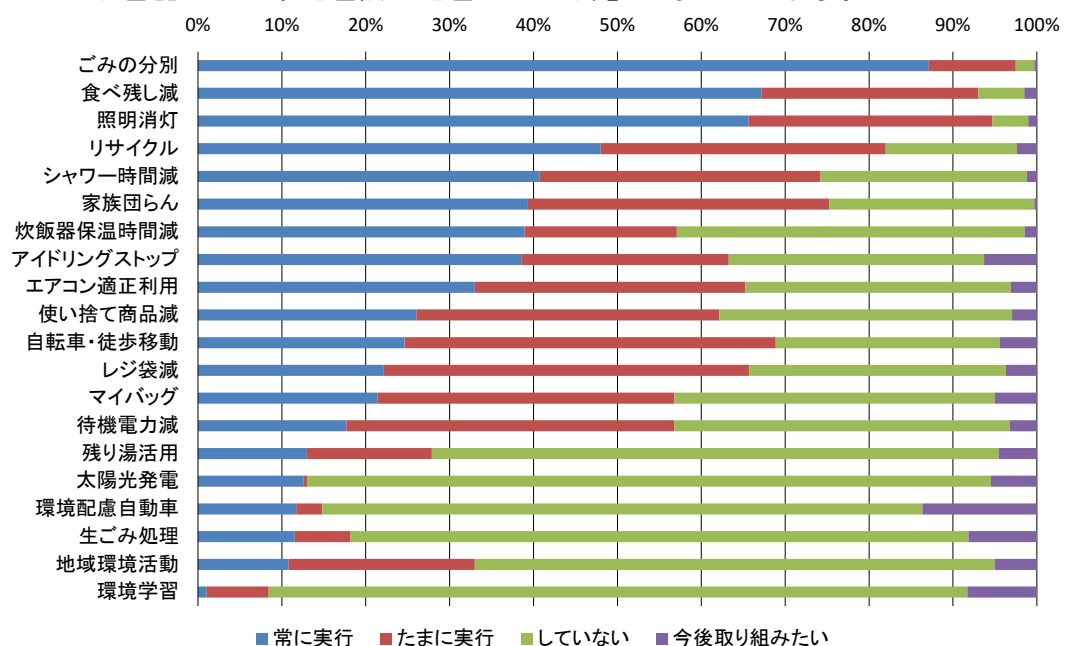
一方で、「重要である」の割合が最も低い項目は「街並みの美しさ」であり、次いで「生物多様性の保全」、「市民の環境学習」、「行政からの環境に対する啓発」、「文化的、歴史的な財産の保全」となっています。「市民の環境学習」、「行政からの環境に対する啓発」については、満足度及び重要度ともに低い状況となっています。



環境に配慮した行動

「常に実行」の割合が最も高い項目は「ごみの分別（ごみの分別はきちんと行っている）」であり、次いで「食べ残し減（買い物をするときは、食べ残し・賞味期限切れに配慮している）」、「照明消灯（使わない照明は、こまめに消している）」となっています。

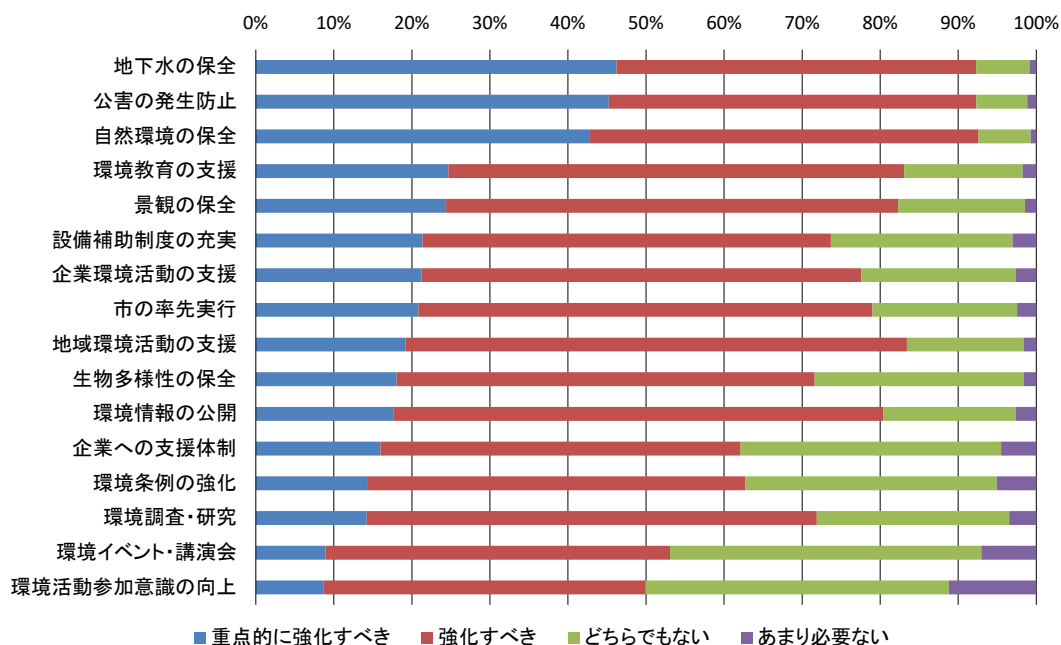
一方、「常に実行」の割合が最も低い項目は「環境学習（環境に関する学習会・観察会などに参加している）」であり、次いで「地域環境活動（地域の団体などが行うリサイクル・環境活動に関わっている）」、「生ごみ処理（生ごみはコンポスト容器・生ごみ処理機で処理している）」となっています。



西条市が取り組むべき対策

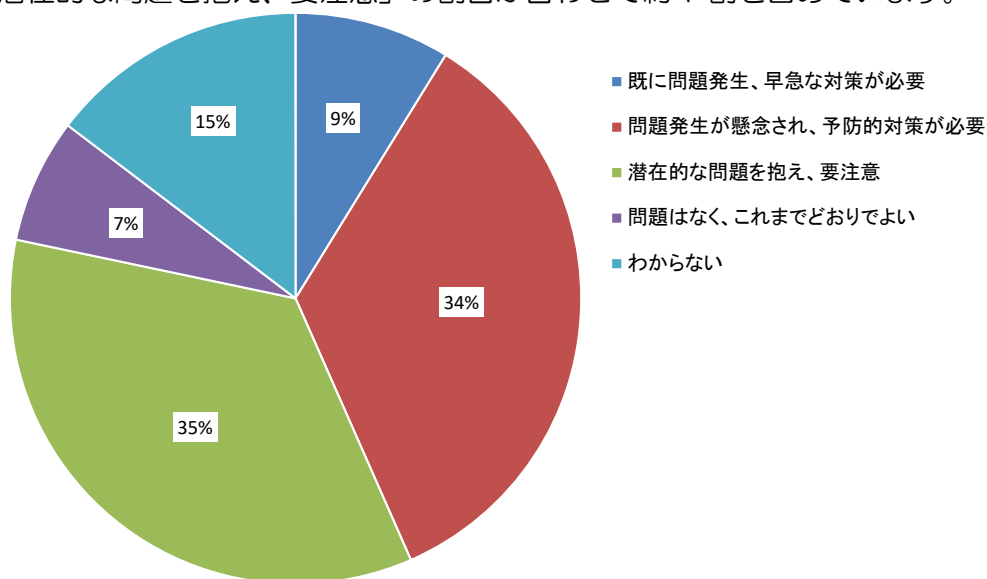
「重点的に強化すべき」の割合が最も高い項目は「地下水の保全」であり、次いで「公害の発生防止」、「自然環境の保全」となっています。

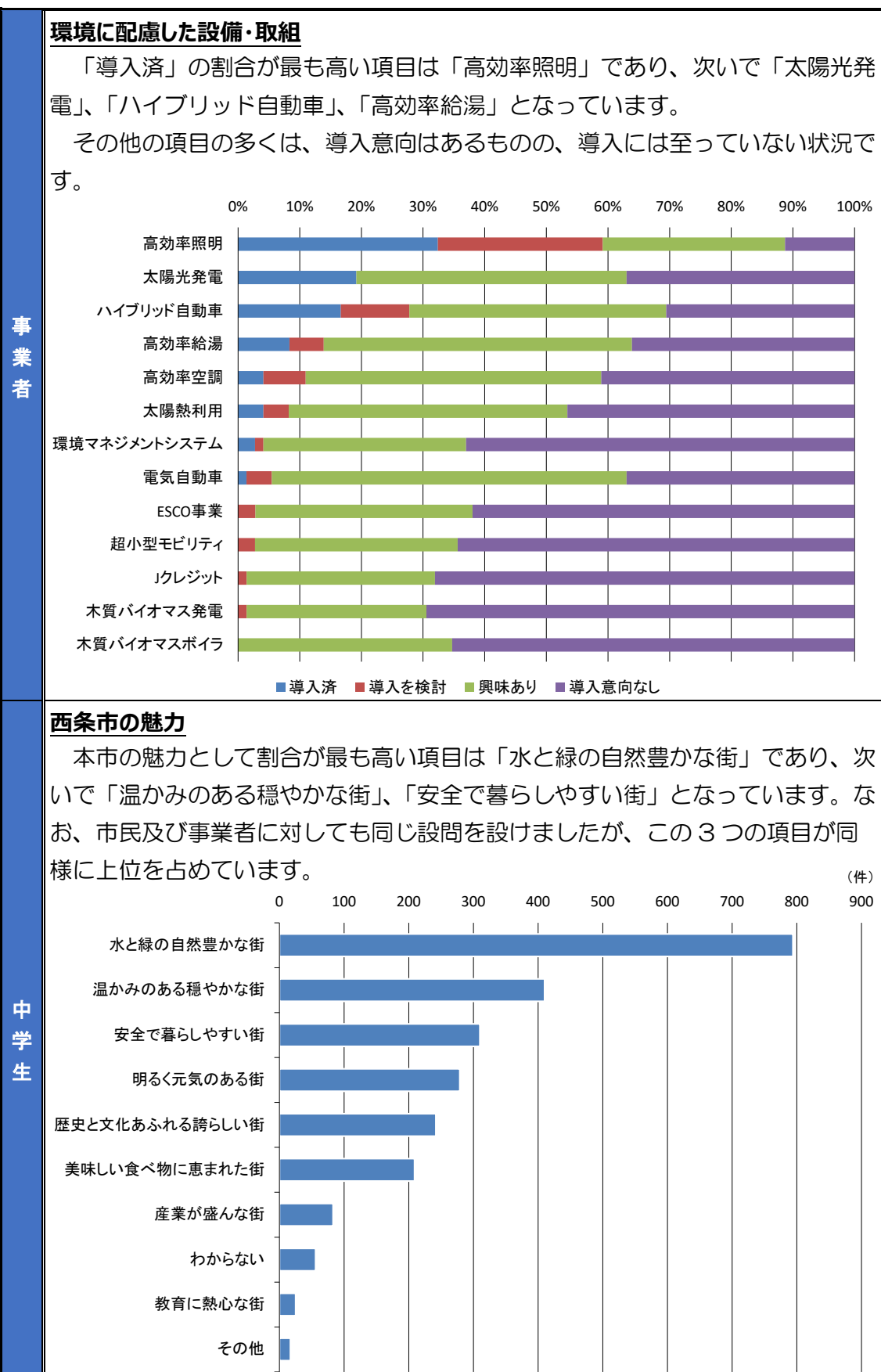
一方で、「重点的に強化すべき」の割合が最も低い項目は「環境活動参加意識の向上」であり、次いで「環境イベント・講演会」、「環境調査・研究」となっています。



地下水問題への対応の緊急度

最も緊急度が高い認識である「既に問題発生、早急な対策が必要」の割合は約1割であり、中間的な認識である「問題発生が懸念され、予防的対策が必要」、「潜在的な問題を抱え、要注意」の割合が合わせて約7割を占めています。





(2) ヒアリング調査結果の概要

本市内を活動拠点とする市民団体等を対象としたヒアリング調査における主な意見は、以下に示すとおりです。

環境基本計画への評価、改善・強化すべき点
自然環境 ● 農林水産に関連する課同士の連携が必要 ● 市内の生物環境調査を実施、維持していく 生活環境 ● ごみの分別種類の数は現状のままで良いのか ● ごみの不法投棄に対する規制が他市に比べて緩い印象を受ける 環境教育・学習 ● 市民への環境教育が必要 ● 学校で環境教育を実施できる人材が不足している 行政や職員に期待される役割 ● 環境に関する市民活動を進めるうえで、市民側の情報が不足しているため、行政が情報提供を担うべき ● 地域の環境に関する職員の学習を進めてほしい
「うちめき」などの地下水資源に関する意見
水循環 ● 地下水を守るためには山の整備が不可欠 ● 地下水をかん養する森林の状態が心配 水質 ● 海に近い地域では地下水の塩水化が発生している 水量 ● 現在の水の豊かさが今後も継続するとは限らない 水に対する市民意識 ● 水が豊かであることを「当たり前」と思っているのでは ● 市民の水に対する意識の低さが問題 ● 市民全体に水を大切にすることが重要
その他、環境行政への要望全般
地域の特徴や課題 ● 川の生物調査をすると貴重な生物種がまだ残っている ● 他市と比較すると、行政の市民活動に対する取組が遅れ気味では 環境教育・学習機会の提供 ● 貴重な自然の中で生活していることを当たり前と思わせない教育が必要 ● 子どもたちが自然とふれあう機会を提供することが必要 広報の手法や内容 ● 市民の興味を引くような情報提供が必要 ● 生ごみ処理費用等を市民に知ってもらえれば生ごみ減量の努力につながるのでは

(3) 市民参加型ワークショップ結果の概要

市民参加型ワークショップにおける今後推進を図るべき取組に関する検討結果の概要は、以下に示すとおりです。

環境教育	市民への環境教育 ● 環境に関する学習機会の充実化 ● 地域の自然環境に関するホームページの作成 ● 環境保全活動や環境イベントの情報等を掲載したホームページの作成 ● 自然観察会やワークショップ、公民館単位での勉強会の開催 子どもへの環境教育 ● 自然環境に関する小学生向けの副読本の制作 ● 自然や生きものにふれあう体験型学習の検討 ● 公園の樹木や街路樹等へのネームプレートの設置 環境教育の基盤 ● 環境教育拠点の検討 ● 環境に関する人材の発掘や活躍の場の提供、人材ネットワークづくり
水環境	地下水 ● 地下水の水位・水質監視の継続 ● 森林整備の推進 ● 地下水かん養量の増加策及び地下水利用量の抑制策の推進 ● 硝酸態窒素濃度の低減策の推進 公共用水域 ● 河川・湖沼・海域の水質監視の継続 ● 農業事業者への化学肥料・化学合成農薬の適正利用に向けた情報発信
自然環境	生物多様性 ● 希少な野生生物に関する情報発信 ● 野生生物に関する調査及び結果のデータベース化 ● 外来生物の危険性や見分け方に関する情報発信 ● 外来生物の防除方法の検討及び情報発信 林業地域 ● 間伐等の適切な森林整備の推進による森林の有する多面的機能の維持・発展 里山・社叢林 ● 巨樹の歴史に関する認知度向上や保全に関する市民意識の高揚 ● 竹林の整備活動の推進 農作地 ● 環境保全型農業の推進 河川・水路・湧水池・ため池 ● 生物多様性に配慮した整備の推進 ● 河川環境の美化に関する市民意識の高揚 ● カジカの保全活動の推進

生活環境	大気質 ● 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度時における市民への迅速な情報発信 土壌汚染 ● 環境保全型農業の推進による土壌汚染の未然防止 廃棄物 ● 家庭用生ごみ処理容器・処理機の購入助成や、ダンボールコンポストの普及促進 ● マイバック運動の普及促進や過剰包装抑制に向けた取組の推進 ● プラスチック製容器包装類をはじめとする分別種類の細分化 ● 市内の商業施設などで実施しているリサイクル活動の周知・参加呼びかけ ● ごみのポイ捨て防止に関する市民意識の高揚
	公園・緑地 ● 既存の自然や地形を活かした都市公園や緑地の整備の推進 水辺 ● 良好な水辺環境の保全に向けた取組の推進 景観 ● 統一感のある街並み形成の推進 ● 屋外広告物の適正な設置に向けた指導の推進 歴史・文化 ● 指定文化財の適正な保全・活用に向けた取組の推進 ● 未指定文化財の調査・研究の推進 ● 郷土教育や出前講座の推進 防災・安全・安心 ● 空き家の適正管理に向けた取組の推進
地球環境	地球温暖化 ● 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に向けた情報発信の推進 ● 家庭への太陽光発電システム、燃料電池、蓄電池の導入補助

第3章 将来の環境像及び基本目標

3.1 将来の環境像

将来の環境像とは、本市がこれからどのような環境を目指して取組を推進していくかを示す長期的な目標です。

本市の恵まれた環境を守り育てていくためには、地域の環境を総合的な視点でとらえるとともに、市民・事業者・市民団体・行政といった多様な主体が、目指すべき将来の環境像を共有し、その実現に向けて連携・協働して取り組んでいくことが必要となります。

本計画では、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしている豊かな自然や貴重な水資源を、みんなで守り育て、未来の子どもたちにつないでいくことによって、安心して心豊かに暮らすことができる環境が確保された水も緑も人も輝いているまちの形成を目指していきます。これは、第1期計画に引き続き、本市が実現を図るべき環境面における長期的な目標です。

そのため、将来の環境像についても、第1期計画に引き続き、以下のとおり設定します。

石 鎚 に 育 ま れ 水 も 緑 も 人 も 輝 く ま ち 西 条
－ 子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然 －

3.2 基本目標

将来の環境像の実現を図るため、6つの環境の範囲ごとに基本目標を設定し、それに基づいて67の環境保全施策を推進していきます。

また、環境保全施策の進捗状況や環境の状況を定量的に把握・評価するため、22の計画指標を設定します。

(1) 基本目標 1【環境教育】

みんなで学び・考え、地域で取り組むまち

本市の恵まれた環境を未来にわたって守り育てるためには、市民一人ひとりが地域の環境について学ぶとともに、未来の環境のためにできることを考え、恵まれた環境を未来の子どもたちにつなぐために取り組んでいく必要があります。そのため、学校や公民館等の地域の様々な場における環境学習の機会の創出、環境に関する様々な情報の提供等によって、持続可能な環境づくりを担う人材の育成に取り組んでいきます。

■計画指標

指標	指標値	
	現況 (平成 26 年度)	目標 (平成 38 年度)
環境に関する出前講座の回数	8 回／年	10 回／年

(2) 基本目標 2【水環境】

豊かで清らかな水環境を大切にするまち

本市のシンボルである「うちぬき」をはじめとする貴重な水資源は、飲料水や生活用水としての役割にとどまらず、地域の豊かな自然や生物多様性を支えるとともに、私たちの暮らしにうるおいや安らぎといった様々な恵みをもたらしています。この恵みを未来につなぐために、市民一人ひとりが水は限りある資源であることを認識し、節水等の適正利用に努めるとともに、健全な水循環の確保に向けた活動に地域一体となって取り組んでいきます。

■計画指標

指標		指標値	
		現況 (平成 26 年度)	目標 (平成 36 年度) (平成 38 年度)
「地下水の保全に関する条例」の対象範囲		旧西条市域	全市域
地下水年報の発行		発行	発行
下水道普及率		57.2 %	60.4 %
家庭用井戸水の水質基準適合率(一般項目)		97.8 %	100 %
公共用水域の 環境基準適合率	河川(BOD)	76.5 %	100 %
	湖沼(COD)	100 %	100 %
	海域(COD)	36.4 %	100 %

(3) 基本目標 3【自然環境】

石鎚山から燧灘へ続く豊かな自然と共生するまち

石鎚山から燧灘へ続く豊かな自然や生物多様性は、本市が誇る貴重な地域資源であり、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしています。この恵みを未来につなぐために、市民一人ひとりが地域の豊かな自然環境はかけがえのないものであることを認識し、地域の自然や生物多様性の保全活動に地域一体となって取り組むことで、自然と人が共生する「自然共生社会」の構築を目指していきます。

(4) 基本目標 4【生活環境】

健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち

従来の産業型公害に加えて、都市・生活型公害や微小粒子状物質（PM2.5）等の新たな大気汚染にも適切に対応し、市民の健やかな暮らしの保全に取り組みます。また、市民一人ひとりがごみを排出する当事者であることを認識し、ごみの発生抑制・再利用により家庭や事業所から排出されるごみの量を減らすとともに、資源のリサイクル活動の更なる拡大に地域一体となって取り組むことで、持続可能で環境への負荷を可能な限り少なくする「循環型社会」の構築を目指していきます。

■ 計画指標

指標		指標値		
		現況 (平成 26 年度)	目標	
			(平成 31 年度)	(平成 38 年度)
大気質の環境基準適合率	二酸化硫黄	100 %		100 %
	浮遊粒子状物質	100 %		100 %
	二酸化窒素	100 %		100 %
	光化学オキシダント	0 %		100 %
	微小粒子状物質	0 %		100 %
騒音の環境基準適合率	一般環境騒音	100 %		100 %
	自動車騒音	40 %		100 %
振動の要請限度適合率	道路交通振動	100 %		100 %
悪臭の規制基準適合率		100 %		100 %
1 人 1 日当たりのごみ排出量(家庭系)		687 g	649 g [※]	
ダンボールコンポスト講習会の回数		5 回/年		10 回/年

※：第 2 期西条市総合計画

(5) 基本目標 5【社会環境】

安全・安心な暮らしと景観・文化が調和したまち

本市の恵まれた水や緑、歴史・文化資源の保全・活用を進め、地域特有の景観の形成を図るとともに、まちの美観の維持・向上に向けた活動に取り組むことで、暮らす人も訪れる人も、うるおいと安らぎを実感できる良好な環境の創出を目指していきます。また、集中豪雨や地震等の大規模自然災害に備えて、災害に強く安全・安心な暮らしを支える都市基盤の整備に取り組んでいきます。

(6) 基本目標 6【地球環境】

低炭素で豊かな暮らしの実現を目指すまち

地球規模の環境問題である地球温暖化の解決には、市民一人ひとりが温室効果ガスを排出する当事者であることを認識し、ライフスタイルやビジネススタイルを見直すことで、可能な限り資源・エネルギーの無駄遣いを減らしていく必要があります。そのため、公共施設に再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を率先導入して市民の環境意識の高揚を図るとともに、市民や事業者による自主的・積極的な取組を促進するための普及啓発や支援を行い、温室効果ガスの排出を抑制しつつ豊かな暮らしを実現する「低炭素社会」の構築を目指していきます。

■ 計画指標

指標		指標値		
		現況 (平成 26 年度)	目標	
			(平成 31 年度)	(平成 32 年度)
市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減率	職員の取組	— (14,322 t-CO ₂)		平成 27 年度比で 4%削減 ※ ¹
	ごみ処理	— (13,084 t-CO ₂)		平成 27 年度比で 7%削減 ※ ¹
住宅用太陽光発電システム導入促進補助件数(累計)		2,193 件	3,000 件 ※ ²	

※1：西条市第3期地球温暖化対策実行計画

※2：第2期西条市総合計画

■施策体系

将来の環境像	基本目標	環境の範囲	環境要素	環境保全施策
― 石鎚に生まれ、水も緑も人も輝くまち西条 ― 子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然―	みんなで学び・考え、地域で取り組むまち	環境教育	市民への環境教育	①環境学習の機会の創出・支援 ②自主的な環境保全活動への支援 ③環境情報の充実
			子どもへの環境教育	①環境学習の機会の創出・支援 ②食育の推進
			事業者への環境教育	①環境学習の機会の創出・支援 ②自主的な環境保全活動への支援
			環境教育の基盤	①環境教育の拠点づくり ②指導者の育成
	豊かで清らかな水環境を大切にするまち	水環境	地下水	①地下水のモニタリング調査 ②健全な水循環の保全・管理の推進 ③水量維持・水質保全の推進
			公共用水域	①公共用水域のモニタリング調査 ②生活排水対策の推進 ③産業排水対策の推進
	石鎚山から燧灘へ続く豊かな自然と共生するまち	自然環境	生物多様性	①計画的な開発の推進 ②多様な野生生物の保護 ③外来生物対策の推進
			山岳地域	①自然林の保護 ②地域連携保全活動の推進
			林業地域	①森林整備の推進 ②林業の活性化 ③地域連携保全活動の推進
			里山・社叢林	①野生鳥獣の適正な保護管理 ②巨樹の保全 ③地域連携保全活動の推進
			農作地	①環境保全型農業の推進 ②農業の持つ多面的機能の維持・発展 ③農業の魅力発信
			河川・水路・湧水池・ため池	①生物多様性に配慮した整備の推進 ②河川美化意識の高揚 ③地域連携保全活動の推進
			海域(干潟)	①海岸漂着物への対応 ②地域連携保全活動の推進
	健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち	生活環境	大気質	①大気汚染物質のモニタリング調査 ②大気汚染防止対策の推進 ③広域大気汚染への対応 ④アスベスト飛散防止対策の徹底
			騒音・振動	①騒音・振動のモニタリング調査 ②騒音・振動防止対策の推進
			悪臭	①悪臭のモニタリング調査 ②悪臭防止対策の推進
			土壌汚染・有害化学物質・空間放射線量	①土壌汚染の未然防止 ②ダイオキシン類のモニタリング調査 ③有害化学物質による汚染の未然防止 ④空間放射線量のモニタリング調査
			廃棄物	①リデュース(ごみの減量化)の推進 ②リユース(ごみの再利用)の推進 ③リサイクル(ごみの再資源化)の推進 ④適正処理の推進 ⑤ごみのポイ捨て・不法投棄の防止
	安全・安心な暮らしと景観・文化が調和したまち	社会環境	公園・緑地	①整備・維持管理の推進 ②市街地の緑化の推進
			水辺	①水とふれあう機会の創出
			景観	①地域の特性を活かした景観づくりの推進 ②まちの美観の維持・向上
			歴史・文化	①文化財の保全・活用
			防災・安全・安心	①防災対策の推進 ②空き家・空き地対策の推進
	低炭素で豊かな暮らしの実現を目指すまち	地球環境	地球温暖化	①公共施設の低炭素化 ②家庭の低炭素化 ③事業所の低炭素化 ④交通の低炭素化 ⑤地域全体の低炭素化 ⑥気候変動への適応
			オゾン層の破壊	①フロン類の排出抑制対策の推進
			酸性雨	①酸性雨のモニタリング調査

第4章 環境保全施策

4.1 環境教育

(1) 市民への環境教育

①環境学習の機会の創出・支援

- 地域の恵まれた環境を次世代に引き継いでいくために、市民一人ひとりの環境に対する認知度や保全意識を高め、自主的に行動する人材の育成を目指した環境教育の展開を図ります。
- 市民向けの環境に関する出前講座を積極的に実施するとともに、講座内容の充実化を図ります。
- 地域の市民団体等と連携して、多様な環境学習の機会の創出を図ります。
- 「愛媛県環境マイスター派遣制度」の活用など、環境学習の機会の創出を支援する情報提供の充実化を図ります。
- 「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」に基づき、地域の豊かな自然を学習素材として積極的に活用した自然観察会やワークショップ等を推進します。



ワークショップ（森の健康診断）



ワークショップ（トンボ観察会）



ワークショップ（植物観察会）

市民・市民団体に期待される取組

	市民	市民団体
● 環境に関する出前講座、自然観察会、ワークショップ等に積極的に参加し、地域の環境について理解するとともに、環境保全に関する知識を深めましょう。	●	
● 多様な環境学習の機会の創出に協力しましょう。		●
● 地域で自主的に環境学習を企画・開催しましょう。	●	●

②自主的な環境保全活動への支援

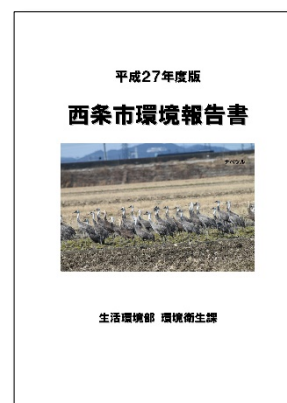
- 環境保全活動を行う個人及び団体を積極的に支援し、市民の自主的・積極的な環境保全活動を推進します。
- 西条市ボランティアセンターや西条市市民活動支援センター等と連携して、各種活動に関する情報提供を行うとともに、活動への参加を希望する市民と活動者を求める団体とのコーディネートを行うことによって、活動の活性化を図ります。
- 自治会、婦人会等による地域の環境保全活動を支援するとともに、活動の活性化を図るため、団体間のネットワークを構築し、連携・協働の更なる強化を図ります。

市民・市民団体に期待される取組

	市民	市民団体
● 地域で行われている環境保全活動に関する情報を収集するとともに、関心のある活動に積極的に参加しましょう。	●	
● 環境保全活動を行っている個人及び団体間で積極的に情報交換を行い、連携・協働して活動を進めていきましょう。	●	●

③環境情報の充実

- 地域の環境の状況及び保全に関する施策の実施状況を取りまとめた環境関連年報である「西条市環境報告書」をはじめ、ホームページ、フェイスブック、広報紙等を活用し、環境情報を積極的に発信します。
- 市内の環境保全活動や環境イベントの情報等を掲載したホームページを作成し、情報発信を行います。



平成 27 年度版
西条市環境報告書

市民・市民団体に期待される取組

	市民	市民団体
● 地域の環境の状況や、行政が発信する環境情報に関心を持つよう心がけましょう。	●	●

（２）子どもへの環境教育

①環境学習の機会の創出・支援

- 「こどもエコクラブ」や「こどもホタレンジャー」などの環境学習活動を支援するとともに、活動の活性化を目指した取組を推進していきます。
- 各学校での環境学習の実態を把握し、総合的な学習の時間や放課後子ども教室等を活用した自然や生きものにふれあう体験型の学習など、魅力ある環境学習の実施を検討します。
- 各学校との連携や公民館等の社会教育施設の活用によって、子ども向けの環境に関する出前講座を積極的に実施するとともに、講座内容の充実化を図ります。
- 公園の樹木や街路樹にネームプレートをつけるなど、子どもが自然環境に興味を持ち親しめるような取組を推進します。
- 持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育（ESD）など、幼児期からの環境教育に積極的に取り組むことによって、環境保全に対する意識を育みます。
- 「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」に基づき、地域の豊かな自然を学習素材として、積極的に活用した自然観察会等を推進します。



自然観察会（加茂川河口）



自然観察会（円山森林公園）



水と親しむ青空教室（加茂川）

市民・市民団体に期待される取組

	市民	市民団体
● 「こどもエコクラブ」や「こどもホタレンジャー」などの環境学習活動に積極的に参加しましょう。	●	●
● 環境に関する出前講座や自然観察会等に積極的に参加し、子どもが自然や生きものにふれあう機会を設けましょう。	●	
● 家庭内で地域の環境について話し合う機会をつくるなど、子どもとともに環境の大切さを学びましょう。	●	
● 自然観察会等の機会の創出に協力しましょう。		●

②食育の推進

- 「第2次西条市食育推進計画」に基づき、新鮮で安全・安心な地場産物を積極的に学校給食に取り入れることにより、自然の恵みに感謝する心を育むなど、学校給食を生きた教材として効果的に活用した食育を推進します。
- 食育の推進を支援する市民団体を育成し、地域の食育活動の更なる推進を図ります。

事業者・市民団体に期待される取組

	事業者	市民団体
● 学校給食への地場産物の利用拡大に向けた取組に協力しましょう。	●	
● 地域の食育活動の推進に向けた取組に協力しましょう。		●

(3) 事業者への環境教育

①環境学習の機会の創出・支援

- 環境保全行動の更なる推進に資する出前講座を実施し、従業員への環境教育の取組を支援します。
- 先進的な環境保全行動に取り組んでいる事業者の取組内容について情報発信し、意識啓発を図ります。

事業者に期待される取組

- 自らの事業活動によって生じる環境への影響について認識し、環境への配慮が徹底できるよう、従業員への環境教育に努めましょう。
- 先進的な取組内容を参考に、実行可能な環境保全行動を検討しましょう。

②自主的な環境保全活動への支援

- 事業者の自主的・積極的な環境保全活動を支援するために、「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムに関する情報発信を行います。
- 「J-クレジット制度」など、事業者の省エネルギー対策の経済的インセンティブとなる制度に関する情報発信を行います。
- 地域の環境保全活動や環境イベントに関する情報発信を行い、積極的な参加を呼びかけます。

事業者に期待される取組

- 環境マネジメントシステムの導入により、環境負荷の低減に努めましょう。
- 環境保全に関する技術開発や、環境関連産業の創出等に積極的に関わりましょう。
- 従業員に対し、地域の環境保全活動や環境イベントへの参加を促しましょう。

(4) 環境教育の基盤

①環境教育の拠点づくり

- 地域の環境情報や環境保全活動の情報等を整備し、環境教育や環境保全活動の情報拠点をつくることを検討します。
- 環境教育の拠点として、円山森林公園、東予郷土館、公民館等の活用を検討します。
- 石鎚山系のビジターセンターとして、石鎚ふれあいの里の機能の拡充や、石鎚神社成就社への観光案内所等の設置を支援します。
- 国や県と連携した環境教育の拠点づくりを検討します。



石鎚ふれあいの里

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 環境教育や環境保全活動の情報拠点づくりに向けた取組に協力しましょう。			●
● 拠点を活用して、環境情報の収集や交換を積極的に行いましょう。	●	●	●

②指導者の育成

- 地域の環境教育や環境保全活動の活性化を図るため、環境に関する知識と実行力を併せ持ち、人をリードしながら積極的に展開できる環境リーダーの育成に努めます。
- 西条市市民活動支援センターと連携して、環境に関する人材の発掘や活躍の場の提供、人材ネットワークづくりを推進します。
- 環境省の「環境カウンセラー登録制度」や「愛媛県環境マイスター派遣制度」の周知を図り、登録を支援します。また、登録者を環境に関する各種講座の講師として派遣する制度の導入を検討します。



西条市市民活動支援センター

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 環境学習の機会に積極的に参加して、地域の環境リーダーを目指しましょう。	●	●	●
● 人材登録を行い、要請があれば環境学習に協力しましょう。	●	●	●
● 専門分野を活かし、地域の環境リーダーの養成に協力しましょう。			●

4.2 水環境

(1) 地下水

① 地下水のモニタリング調査

- 地下水を対象とした水位及び水質の調査を継続的に実施し、地下水位や水質の適切な監視に努めます。
- 地域の貴重な資源である地下水を次世代に引き継いでいくために、地下水位や水質に関する測定データを取りまとめた「地下水年報」を公表し、地下水の保全に対する市民意識の高揚に努めます。



地下水年報
2015年版

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 行政が発信する地下水に関する情報に関心を持ち、地下水保全に対する意識を高めましょう。	●	●

② 健全な水循環の保全・管理の推進

- 水循環を流域全体でとらえ、市民・事業者に対して、雨水浸透や節水等の取組の重要性について啓発を図ります。
- 潜在化している地下水かん養力の低下や汚染等の将来的なリスクにも対応できる健全な水循環の保全・管理を目指して、地下水かん養域と地下水利用域を対象とした各種方策を推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 地下水は限りある資源であることを認識し、節水や効果的・効率的な利用に努めましょう。	●	●
● 敷地内に雨水タンクを設置するなど、雨水の有効利用に努めましょう。	●	●
● 雨水浸透枳の設置や土壌面の確保など、雨水の地下浸透に協力しましょう。	●	●

③水量維持・水質保全の推進

- 現在暫定施行となっている「西條市地下水の保全に関する条例」の見直しを行い、市民・事業者と連携・協働して地下水の水量維持及び水質保全に努めます。
- 西条平野におけるかんがい期の地下水位の低下と塩水化の進行を防止するために、地下水かん養量の増加策及び地下水利用量の抑制策を推進します。
- 周桑平野における生活排水や農業活動等に起因した硝酸態窒素濃度の上昇を防止するために、濃度の低減策を推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 地下水の保全に関する条例等の規制を遵守しましょう。	●	●
● 持続可能な地下水利用に向けた各種取組に協力しましょう。	●	●

(2) 公共用水域

①公共用水域のモニタリング調査

- 河川・湖沼・海域を対象とした水質の調査を継続的に実施し、水質の適切な監視に努めます。
- 水質に関する測定データを公表し、公共用水域の水質の保全及び改善に対する市民意識の高揚に努めます。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 行政が発信する公共用水域に関する情報に関心を持ち、水質の保全及び改善に対する意識を高めましょう。	●	●

②生活排水対策の推進

- 公共下水道等の整備を推進するとともに、下水道処理区域内の未接続世帯については、早期接続を促します。
- 下水道処理区域外の世帯については、合併処理浄化槽の普及拡大による適正な生活排水処理を推進します。
- 小中学生や市民等を対象とした下水処理施設への社会見学を継続し、下水道整備に関する普及啓発を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 下水道処理区域では、下水道への接続を速やかに行うように努めましょう。	●	●
● 下水道処理区域外では、合併処理浄化槽を設置しましょう。	●	●
● 合併処理浄化槽は適正な維持管理に努めましょう。	●	●

③産業排水対策の推進

- 関係法令に基づき、工場・事業場に対する排水基準の遵守の徹底に向けて、県と連携した指導や、環境保全協定締結事業所を中心とした排水の立入調査を継続します。
- 畜産事業者に対して、家畜排せつ物の適正な管理・処理に向けた指導の徹底に努めます。
- 農業事業者に対して、肥料や農薬の適正利用に向けた周知を図ります。

事業者に期待される取組

- 関連法令の遵守はもとより、水質汚濁負荷の更なる低減に努めましょう。
- 肥料や農薬の適正利用に積極的に取り組みましょう。

4.3 自然環境

(1) 生物多様性

① 計画的な開発の推進

- 地域の貴重な自然環境を次世代に引き継いでいくために、計画的な土地利用を推進するとともに、適切な開発規制や環境影響評価等の実施によって、無秩序な開発の防止に努めます。

事業者に期待される取組

- 開発事業にあたっては、行政と事前協議を行い、指導された内容を遵守するとともに、環境影響を可能な限り回避・低減するよう努めましょう。

② 多様な野生生物の保護

- カブトガニ、ハッチョウトンボ、カジカ（中卵型）等の地域の希少な野生生物の保護や生息・生育環境の保全を、関係機関や市民団体等との協働によって推進します。
- 地域の野生生物に関する調査を市民団体と協働で実施するとともに、その結果をデータベース化して、希少種が生息・生育する重点的な保全が必要な地域の選定をはじめ、新たな保護対策の検討に活用します。
- 市民一人ひとりが、地域に生息・生育する多くの野生生物が絶滅の危機にさらされていることを認識できるよう、国や県のレッドデータブック等を活用し、市民に分かりやすい情報発信を推進します。



カブトガニ



ハッチョウトンボ



カジカ（中卵型）

市民・市民団体に期待される取組

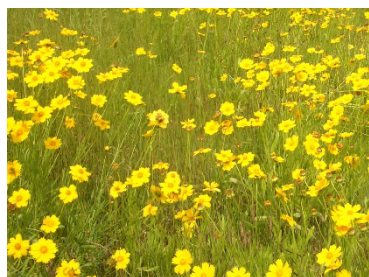
	市民	市民団体
● 野生生物の保護や生息・生育環境の保全に向けた各種取組に協力しましょう。	●	●
● 野生生物の生息・生育状況等の調査や情報提供に協力しましょう。		●
● 行政が発信する野生生物に関する情報に関心を持つとともに、自然観察会等に積極的に参加し、地域に生息・生育する野生生物についての知識を深めましょう。	●	

③外来生物対策の推進

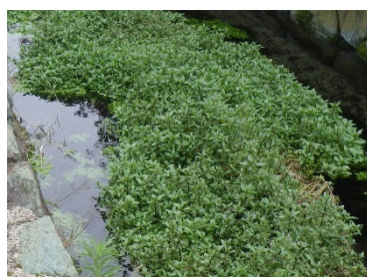
- 「西条市ヌートリア、アライグマ防除実施計画」に基づき、ヌートリア、アライグマの捕獲や、生態的特性を踏まえた予防措置・侵入防止措置等の被害防止対策を推進します。
- 在来生物の保護を図るため、市内で確認されているオオキンケイギクやオオカワヂシャ等の特定外来生物を中心とした外来生物全般の危険性や見分け方、生態的特性を踏まえた効果的・効率的な防除方法等について、市民に分かりやすい情報発信を推進します。
- セアカゴケグモ等の人の生命・身体への被害が確認されている外来生物については、市民への注意喚起を徹底します。
- アツミゲシ等の栽培が禁止されている植物に関する情報発信を推進します。
- 国や県、近隣自治体、市民団体との連携によって、新たな外来生物の侵入や拡大等に関する情報収集と情報発信に努めます。



捕獲されたアライグマ



オオキンケイギク



オオカワヂシャ



セアカゴケグモ

市民・市民団体に期待される取組

	市民	市民団体
● ノートリア、アライグマによる被害防止対策を地域ぐるみで進めましょう。	●	●
● 在来生物を保護するため、外来生物を山や川等に放すようなことは絶対にやめましょう。	●	
● 生態系に悪影響を及ぼす外来生物の駆除活動に協力しましょう。	●	●
● 外来生物の生息・生育状況等に関する情報提供に協力しましょう。	●	●

(2) 山岳地域

① 自然林の保護

- 登山者の増加によるオーバーユースについては、現状調査や関係機関との情報交換を行いながら、入山制限等の措置も視野に入れた対策を検討します。

市民・市民団体に期待される取組

	市民	市民団体
● 登山等を行う際には、オーバーユースにならないようマナーを守るよう心がけましょう。	●	
● オーバーユースに関する現状調査に協力しましょう。		●

② 地域連携保全活動の推進

- 「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」に基づき、近年、分布が拡大しているニホンジカによる石鎚山系固有の生態系への影響を軽減するための取組を推進します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 山岳地域の生物多様性を保全するための各種活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●

(3) 林業地域

① 森林整備の推進

- 「水源の森整備事業」などによる間伐等の適切な森林整備を推進することによって、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能等の森林の有する多面的機能の維持・発展を図ります。
- 高性能林業機械の導入支援や林道・作業道等の林業生産基盤の整備を推進します。
- 市民の森林ボランティアや事業者との連携を図ることによって、森林保全活動の活性化に向けたネットワークの構築や効果的な運用に努めます。



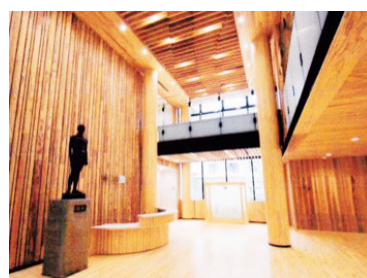
アサヒビール(株)による森林づくり活動

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 森林保全の重要性・必要性を認識し、保全活動に積極的に参加し、森林の整備に協力しましょう。	●	●	●

② 林業の活性化

- 森林組合や林業事業体など、林業の担い手の育成・強化を支援するとともに、林業の経営基盤の充実・強化を図ります。
- 「西条市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等の木造化・木質化や木製品の導入を推進します。
- 中高層の木造建築が可能となる新しい建築資材として注目されている直交集成板（CLT）等の活用を視野に入れた木材利用の普及拡大を支援するとともに、生産基盤を強化することによって、林業の活性化を図ります。



地元木材を活用した市庁舎新館



市庁舎新館の
直交集成板（CLT）の展示物

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 林業の担い手の育成に努めましょう。		●
● 地元木材の積極的な購入・活用に努めましょう。	●	●
● 地元木材の新たな用途開発を進めましょう。		●

③地域連携保全活動の推進

- 「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」に基づき、市民が森林の環境とふれあい、考える機会の創出を図り、保全活動を展開します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 林業地域の生物多様性を保全するための各種活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●

(4) 里山・社叢林

①野生鳥獣の適正な保護管理

- 「西条市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラスの捕獲や、電気柵や金網柵の設置等の被害防止対策を推進します。



捕獲されたイノシシ

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 野生鳥獣による農業被害の防止を地域ぐるみで進めましょう。	●	●
● 野生鳥獣の生息状況や生息環境等に関する情報提供に協力しましょう。	●	●

②巨樹の保全

- 地域の巨樹に関する情報を整理した「西条の巨樹」などを活用した情報発信を行い、地域のシンボルとなる巨樹の歴史に関する認知度向上や、保全に対する市民意識の高揚を図ります。



西条の巨樹

市民・事業者に期待される取組

- 「西条の巨樹」を活用して、地域の巨樹についての知識を深め、守り育てていきましょう。

市民 事業者



③地域連携保全活動の推進

- 「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」に基づき、市民が里山・社叢林の環境とふれあい、考える機会の創出を図り、保全活動を展開します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

- 里山・社叢林の生物多様性を保全するための各種活動に積極的に参加しましょう。

市民 事業者 市民団体



(5) 農作地

①環境保全型農業の推進

- 地球温暖化防止や生物多様性を保全するため、化学肥料や農薬をできる限り削減した栽培や有機農業など、人と環境にやさしい環境保全型農業を推進します。
- 「エコファーマー制度」や「県特別栽培農産物等(エコえひめ農産物)認証制度」などの取組を推進します。

市民・事業者 zu 期待される取組

	市民	事業者
● 環境保全型農業により生産された農作物を優先的に購入しましょう。	●	●
● 化学肥料や農薬をできる限り削減した栽培や有機農業など、環境保全型農業に積極的に取り組みましょう。		●

②農業の持つ多面的機能の維持・発展

- 耕作放棄地の再生に取り組む農業事業者に対して、「耕作放棄地解消事業」などの助成を行い、耕作放棄地の解消を図ります。
- 中山間地等の耕作条件不利地域への支援を行い、農業・農村の機能維持を図ります。
- 地域の話し合いにより、中心となる経営体や農地の集積方法、地域農業の方向性を検討する「人・農地プラン」の取組を推進します。

市民・事業者 zu 期待される取組

	市民	事業者
● 耕作放棄地の所有者は、土地の荒廃を防止するため、除草等の適正な維持管理に努めましょう。	●	●
● 個人での維持管理が困難な場合は、第三者へ耕作を依頼することを検討しましょう。	●	●

③農業の魅力発信

- グリーン・ツーリズムや消費者と生産者との交流を通じて、農業や農山村地域の魅力向上を図ります。
- 地場産物の魅力のPRや直売所の増設等により、地場産物の積極的な販売・活用による地産地消を推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● グリーン・ツーリズム等に積極的に参加し、農業や農山村地域の環境に対する理解を深めましょう。	●	
● グリーン・ツーリズム等の消費者との交流イベントに協力しましょう。		●
● 地場産物を優先的に購入しましょう。	●	●
● 地場産物を優先的に取り扱うとともに、消費拡大を目指したPRに努めましょう。		●

(6) 河川・水路・湧水池・ため池

① 生物多様性に配慮した整備の推進

- 整備・改修を行う際には、事前に保全対策を検討するとともに、自然に配慮した工法を採用するなど、生物多様性の保全に努めます。

市民・市民団体に期待される取組

	市民	市民団体
● 生物多様性に配慮した整備・改修箇所の維持管理に協力しましょう。	●	●

② 河川美化意識の高揚

- 河川環境の美化について、市民意識の高揚を図るとともに、地域における河川清掃など、積極的な取組を支援します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 地域の河川や水路等の清掃活動に積極的に参加しましょう。	●	●

③地域連携保全活動の推進

- 「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」に基づき、市民が河川・水路・湧水池・ため池の環境とふれあい、考える機会の創出を図り、保全活動を展開します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 河川・水路・湧水池・ため池の生物多様性を保全するための各種活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●

(7) 海域（干潟）

①海岸漂着物への対応

- 海岸漂着物等の海洋ごみについては、県と連携のうえ、回収・処理を推進するとともに、発生の抑制に努めます。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 地域の海岸の清掃活動に積極的に参加しましょう。	●	●

②地域連携保全活動の推進

- 「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」に基づき、市民が干潟の環境とふれあい、考える機会の創出を図り、保全活動を展開します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 海域（干潟）の生物多様性を保全するための各種活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●

4.4 生活環境

(1) 大気質

①大気汚染物質のモニタリング調査

- 一般環境大気測定局における大気汚染物質の常時監視を継続的に実施し、大気汚染状況の適切な監視に努めます。
- 大気汚染物質に関する測定データを公表し、生活環境の保全に対する市民意識の高揚を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 行政が発信する大気質に関する情報に関心を持ち、生活環境の保全に対する意識を高めましょう。	●	●

②大気汚染防止対策の推進

- 関係法令に基づき、工場・事業場に対する規制基準の遵守の徹底に向けて、県と連携した指導や、環境保全協定締結事業所のばい煙の立入調査を継続します。
- 幹線道路ネットワークの整備、交差点の改良、公共交通機関の利用促進をはじめとする交通需要マネジメント（TDM）により、交通流の分散・円滑化を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 国の規制基準の遵守はもとより、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制に努めましょう。		●
● 自動車を運転する際は、急発進、急加速、空ぶかしをやめて、燃料消費の少ないエコドライブの実施を心がけましょう。	●	●
● 移動する際は、自動車の使用をできるだけ控えて、公共交通機関や自転車等を利用するよう心がけましょう。	●	●

③広域大気汚染への対応

- 光化学オキシダントの注意報等や、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報の発令時には、学校や幼稚園を中心に、市民へ迅速な情報提供を行います。
- 原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等の排出抑制対策を、国や県と連携して推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 行政が発信する注意報等の発令情報を積極的に入手し、発令時には外出を控える等の対応に努めましょう。	●	●
● 原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等の排出削減に努めましょう。		●

④アスベスト飛散防止対策の徹底

- 建築物解体工事等に際しては、アスベスト飛散防止対策が適正に行われるよう、県と連携のうえ、事業者へ指導します。

事業者 zu 期待される取組

- アスベストを含有する建築物の解体の際には、飛散しないよう適正な対策の徹底に努めましょう。

（２）騒音・振動

①騒音・振動のモニタリング調査

- 一般環境や道路沿道を対象とした騒音・振動の調査を継続的に実施し、騒音・振動の発生状況の適切な監視に努めます。
- 騒音・振動に関する測定データを公表し、生活環境の保全に対する市民意識の高揚を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 行政が発信する騒音・振動に関する情報に関心を持ち、生活環境の保全に対する意識を高めましょう。	●	●

②騒音・振動防止対策の推進

- 関係法令に基づき、工場・事業場に対する規制基準の遵守の徹底に向けた指導を継続します。
- 道路交通による騒音・振動を抑制するため、低騒音舗装の整備等の道路構造対策や、道路路面の適正な維持管理を推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 国の規制基準の遵守はもとより、工場・事業場からの騒音・振動の発生抑制に努めましょう。		●
● 自動車を運転する際は、急発進、急加速、空ぶかしをやめて、エコドライブの実施を心がけましょう。	●	●
● 移動する際は、自動車の使用をできるだけ控えて、公共交通機関や自転車等を利用するよう心がけましょう。	●	●

(3) 悪臭

①悪臭のモニタリング調査

- 工場・事業場を対象とした悪臭の調査を継続的に実施し、悪臭の発生状況の適切な監視に努めます。
- 悪臭に関する測定データを公表し、生活環境の保全に対する市民意識の高揚を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 行政が発信する悪臭に関する情報に関心を持ち、生活環境の保全に対する意識を高めましょう。	●	●

②悪臭防止対策の推進

- 関係法令に基づき、工場・事業場に対する規制基準の遵守の徹底に向けた指導を継続します。
- 畜産事業者に対しては、ふん尿の適切な処理、発生源の密閉化等の悪臭防止対策についての指導を徹底します。
- 野焼き等の日常生活から発生する悪臭については、発生源に対する指導や市民意識の高揚を図ることによって、苦情の未然防止に努めます。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 国の規制基準の遵守はもとより、工場・事業場からの悪臭の発生抑制に努めましょう。		●
● ごみの野焼きは絶対にやめましょう。	●	●

(4) 土壌汚染・有害化学物質・空間放射線量

①土壌汚染の未然防止

- 有害物質を使用及び貯蔵する施設について、適正な使用・保管管理、漏えい防止等についての指導を徹底し、土壌汚染の未然防止に努めます。
- 肥料や農薬の適正利用に向けた周知を図ることによって、土壌汚染の未然防止に努めます。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 有害物質を使用及び貯蔵する際には、関連法令を遵守した適正な使用、管理、処理を徹底するよう努めましょう。		●
● 肥料や農薬の適正利用に積極的に取り組みましょう。		●
● 家庭菜園では、肥料等の使用低減に努めましょう。	●	

②ダイオキシン類のモニタリング調査

- 工場・事業場を対象としたダイオキシン類の調査を継続的に実施し、ダイオキシン類による汚染状況の適切な監視に努めます。
- ダイオキシン類に関する測定データを公表し、生活環境の保全に対する市民意識の高揚を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 行政が発信するダイオキシン類に関する情報に関心を持ち、生活環境の保全に対する意識を高めましょう。	●	●
● 国の排出基準値の遵守はもとより、ダイオキシン類の更なる発生抑制に努めましょう。		●

③有害化学物質による汚染の未然防止

- 事業者による化学物質の適正利用・適正管理についての指導、PRTR 制度（化学物質排出量届出制度）の適切な運用等により、有害化学物質による環境汚染の未然防止に努めます。
- 農業事業者に対して、肥料や農薬の適正利用に向けた周知を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 化学物質に関する正しい知識を身につけるよう努めましょう。	●	●
● 化学物質の適正利用・適正管理の徹底に努めましょう。		●
● 肥料や農薬の適正利用に積極的に取り組みましょう。		●
● 家庭菜園では、肥料等の使用低減に努めましょう。	●	

④空間放射線量のモニタリング調査

- 空間放射線量の調査を継続的に実施し、緊急時における環境影響評価に資する平常時の空間放射線量データの蓄積に努めます。
- 空間放射線量に関する測定データを公表し、市民の放射線による健康不安の解消を図ります。



空間放射線量の調査

市民・事業者に期待される取組

市民 事業者

- 行政が発信する空間放射線量に関する情報に関心を持ち、現況を把握しましょう。



(5) 廃棄物

①リデュース（ごみの減量化）の推進

- 家庭や事業所から排出される生ごみを堆肥化し、資源として活用することによるごみの減量化の推進を目指して、家庭用生ごみ処理容器・処理機の購入助成や、ダンボールコンポストの講習会の実施を継続します。
- ごみの排出・処理状況や処理経費等の情報を発信することによって、ごみの減量化の必要性について意識啓発を図ります。
- ごみの減量化の更なる推進を図るため、指定ごみ袋やレジ袋の有料化を検討します。
- 事業系ごみの多量排出事業者に対して、ごみの減量化に向けた指導を行います。
- ライフスタイルを見直し、日常の生活からのごみの発生を抑制するため、マイバック運動の普及促進や過剰包装抑制に向けた取組を推進します。
- 小中学生や市民等を対象としたごみ処理施設への社会見学を継続し、ごみの減量化の必要性について意識啓発を図ります。



ダンボールコンポスト講習会

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等を利用し、生ごみの堆肥化・有効活用に積極的に取り組みましょう。	●	●
● 行政が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、ごみ減量化の必要性について理解を深めましょう。	●	●
● 商品を購入する際には、必要であるかどうかを十分に考えたうえで、耐久性に優れた商品を選択するよう心がけましょう。	●	●
● 環境に配慮した事業活動に取り組むことによって、ごみの減量化を計画的に進めましょう。		●
● 買い物には、マイバッグを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう心がけましょう。	●	

②リユース（ごみの再利用）の推進

- 繰り返し利用可能なリターナブル容器や再利用可能な商品の利用促進を図ります。
- ごみの再利用の更なる推進を図るため、ホームページ、広報誌等を活用し、不用品の再利用に関する情報提供を行います。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 商品を購入する際には、使い捨て商品ではなく、リターナブル容器を使用している商品や再利用可能な商品を選択するよう心がけましょう。	●	●
● リターナブル容器を使用している商品や再利用可能な商品の販売促進に努めましょう。		●
● 不要となった商品は、再利用されるよう努めましょう。	●	●

③リサイクル（ごみの再資源化）の推進

- 家庭ごみを出す際のごみ区分を分かりやすく示した「家庭ごみの正しい分け方・出し方」や「ごみ分別表」を周知徹底することによって、リサイクル活動の推進を図ります。
- 「西条市資源リサイクル活動奨励補助金」などによって、市民の自主的・積極的なリサイクル活動を支援します。
- 「西条市エコショップ制度」などによって、市民・事業者の参考となる優良な取組事例の情報発信を推進します。
- リサイクルの更なる推進を図るため、プラスチック製容器包装類をはじめとする分別種類の細分化や、リサイクル施設の整備を検討します。
- 市内の商業施設等で実施している資源ごみのリサイクル活動（リサイクルポイントシステム等）に関する情報を周知し、積極的な協力を呼びかけます。
- 公共事業への再生資源の積極的な活用を推進します。
- 「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」に基づき、ごみステーションにおける資源ごみの抜き取りの取締り強化を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● ごみは決められたルールに従って分別するとともに、資源ごみに付着した汚れを取り除くように努めましょう。	●	●
● 商業施設等での店頭回収、地域での集団回収を活用して、資源ごみのリサイクルに積極的に取り組みましょう。	●	●
● 「西条市エコショップ制度」の登録店など、環境に配慮している店舗で商品を購入することで、取組を応援しましょう。	●	●
● 環境に配慮した取組を積極的に行い、「西条市エコショップ制度」への登録を行いましょう。		●
● 資源ごみの分別種類の細分化に協力しましょう。	●	●
● 資源ごみの抜き取りを発見した際には、関係機関への速やかな通報に努めましょう。	●	●

④適正処理の推進

- 道前及びひうちクリーンセンター並びに最終処分場において、安全で衛生的なごみ処理を推進するとともに、適正な維持管理を行うことによって施設の延命化を図ります。
- 老朽化が進んだ道前クリーンセンター（中間処理施設）の更新を検討します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● ごみの減量化やリサイクルに取り組み、既存の施設の延命化に協力しましょう。	●	●

⑤ごみのポイ捨て・不法投棄の防止

- 「さいじょうまち美化パートナー制度」を継続し、環境美化意識の高揚と快適で美しい地域環境づくりを推進します。
- 不法投棄禁止の看板設置、監視カメラの設置、投棄者への罰則強化など、ごみの不法投棄の未然防止に向けた対策を推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● たばこや空き缶のポイ捨て、ごみの不法投棄は絶対にやめましょう。	●	●
● ごみの不法投棄を発見した際には、関係機関への速やかな通報に努めましょう。	●	●

4.5 社会環境

(1) 公園・緑地

①整備・維持管理の推進

- 市街地における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、市民のふれあいや安らぎの場、子どもの遊び場等となる既存の自然や地形を活かした都市公園や緑地の整備を計画的に推進します。
- 既存の公園や緑地については、地元自治会、近隣住民、ボランティア団体等との協働による維持管理体制の構築を検討します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 公園や緑地等の身近な緑を大切にしましょう。	●	●	
● 公園や緑地でのごみのポイ捨ては絶対にやめ、犬のふんは持ち帰りましょう。	●		
● 身近な公園や緑地の環境美化活動等に積極的に参加しましょう。	●	●	●

②市街地の緑化の推進

- 公共施設をはじめ、家庭・事業所の敷地内や屋上等の緑化や、緑のカーテンの設置を推進します。
- 既存の公園や緑地の適正な維持管理を推進し、市街地における緑の質の向上を図ります。
- 街路樹については、落葉処理等が容易な樹種への転換を図りながら、適正な維持管理に努めます。
- 花いっぱい運動等の地域ぐるみの緑化活動を広く展開し、緑の創出に努めます。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 庭やベランダ、屋上や壁面等の緑化や、緑のカーテンの設置に努めましょう。	●	●	
● 身近な道路や公園等の環境美化活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●
● 地域の緑化活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●

(2) 水辺

① 水とふれあう機会の創出

- 豊富で良質な水を活用した親水空間の形成によって、市民が水とふれあい親しむ機会の充実化を図るとともに、うちぬき施設の利用マナー向上による良好な水辺環境の保全に努めます。
- うちぬきという恵まれた水資源を活用したグリーン・ツーリズムを推進することによって、「水の都」としての魅力を対外的に広く PR します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 身近な水辺等の環境美化活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●
● 公共のうちぬき施設はマナーを守って大切に利用しましょう。	●	●	
● グリーン・ツーリズムに積極的に参加し、地域の水辺の環境に対する理解を深めましょう。	●	●	
● グリーン・ツーリズム等のイベントに協力しましょう。			●

(3) 景観

① 地域の特性を活かした景観づくりの推進

- 「西条市景観計画」に基づき、地域特有の景観資源（自然、歴史・文化、生活）を活かした景観づくりを推進します。
- 優れた景観を保全し、魅力ある景観づくりを推進するため、緑化や周辺環境と調和した建築物の設置、街路樹の統一化等によって、統一感のある街並みの形成に努めます。
- 良好な景観を形成するため、屋外広告物の適正な設置に向けた指導に努めます。
- 地域の優れた景観資源を守り育て、次世代に引き継いでいくとともに、自然景観資源を活用したグリーン・ツーリズムを推進することによって、自然の魅力や特徴を対外的に広く PR します。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● 地域特有の景観について関心を深め、良好な景観を保全・創造する取組に協力しましょう。	●	●	●
● 建物を新築又は改築する際には、街並みに配慮して周囲の景観に調和したデザインとなるよう配慮しましょう。	●	●	
● 屋外広告物は、地域特有の景観に調和するよう配慮しましょう。		●	
● グリーン・ツーリズム等に積極的に参加し、地域特有の景観資源に対する理解を深めましょう。	●	●	
● グリーン・ツーリズム等のイベントに協力しましょう。			●

②まちの美観の維持・向上

- まちの美観を維持・向上させるために、身近な道路、公園、河川、海岸等の環境美化活動を行う団体との連携・協働を図ります。

市民・事業者・市民団体に期待される取組

	市民	事業者	市民団体
● まちの美観の維持・向上に向けた環境美化活動に積極的に参加しましょう。	●	●	●

（４）歴史・文化

①文化財の保全・活用

- 市民共有の財産である文化財を次世代に継承していくために、指定文化財の所有者や管理者に対して保存や修理の指導・助言を行うなど、適正な保全・活用に向けた取組を推進するとともに、地域のすばらしい歴史・文化に対する認知度向上を図ります。
- 市内の文化財の実態を把握することによって、適正な保全・活用を図ります。
- 地域の指定文化財を紹介した冊子「西条市の文化財」などを活用した郷土教育や出前講座によって、市民が郷土の先人たちの優れた実績や、歴史・文化にふれる機会の充実化を図ります。



西条市の文化財

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 地域の歴史・文化についての理解を深め、文化財の保全・活用に向けた取組に協力しましょう。	●	●
● 地域の祭りや行事に参加し、郷土文化についての理解を深めましょう。	●	●
● 地域の歴史・文化に関する出前講座等に積極的に参加しましょう。	●	●

(5) 防災・安全・安心

① 防災対策の推進

- 防災拠点となる都市公園や公共施設において、延焼・類焼防止のための緑の充実化を図ります。
- 再生可能エネルギーを活用した災害に強く環境負荷の少ない地域づくりを目指し、防災拠点となる公共施設等に太陽光発電設備と蓄電設備の導入を推進し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を整備します。

市民・事業者 zu 期待される取組

	市民	事業者
● 災害や避難について話し合い、情報を共有しましょう。	●	●
● 災害に強い安全・安心なまちづくりに協力しましょう。	●	●

② 空き家・空き地対策の推進

- 周辺住民の住環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に向けた啓発や改善指導、除去費用の助成等を行うとともに、「西条市空き家バンク制度」の普及促進による空き家の解消を図ります。

市民・事業者 zu 期待される取組

	市民	事業者
● 所有する空き家・空き地の適正な管理を行いましょう。	●	●

4.6 地球環境

(1) 地球温暖化

① 公共施設の低炭素化

- 「西条市第3期地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

- 電気使用量及び燃料使用量の削減（空調・給湯器・照明等）
- 公用車の燃料使用量の削減
- 用紙使用量の削減
- ごみ減量及び節水
- 施設の新築・増築時における各種検討（建物の断熱化、太陽光発電設備・トップランナー機器・デマンドコントロール装置の導入、ESCO事業の実施等）



市庁舎新館

- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を公共施設へ積極的に導入し、その導入効果を情報発信することによって、市民・事業者への普及拡大を図ります。
- 「西条市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、未利用間伐材等の木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入に向けた調査・検討を推進します。

市民・事業者期待される取組

市民 事業者

- 公共施設に導入された再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を積極的に見学して、関心や理解を深めましょう。



②家庭の低炭素化

- 節電をはじめ、ガスや水の節約、省エネ型製品や省エネ型住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等）の選択など、家庭で実行可能な省エネルギー対策について普及啓発を図り、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
- 「西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金」などによって、家庭への太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電池の導入拡大を図ります。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）等の導入によって、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量を「見える化」することで、削減に向けた自主的・積極的な取組の促進を図ります。
- グリーン購入法適合商品やエコマーク商品等の積極的な利用を促進します。

市民に期待される取組

-
- 電気・ガス・水道等の使用量をチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにしましょう。
-
- 冷暖房機器の使用にあたっては、適切な温度設定（冷房時 28℃、暖房時 20℃）、使用時間の短縮など、適正な使用を心がけましょう。
-
- 高効率な照明（LED 照明等）や給湯器など、省エネ型製品を選択するよう心がけましょう。
-
- 住宅を新築又は改築する際には、省エネ型住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等）を選択するよう心がけましょう。
-
- 太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電池等の導入によって、再生可能エネルギーを積極的に活用するよう心がけましょう。
-
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）を導入して電力使用量等を「見える化」することによって、エネルギーの使用について意識し、省エネ行動に積極的に取り組みましょう。
-
- 資源の有効利用やグリーン購入等に積極的に取り組みましょう。
-

③事業所の低炭素化

- 冷暖房温度の適正化、昼休み中の消灯等によるエネルギー使用量の抑制や、エネルギー効率の高い機器の導入など、事業所で実行可能な省エネルギー対策について普及啓発を図り、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を促進します。
- ビル用エネルギー監視システム（BEMS）等の導入によって、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量を「見える化」することで、削減に向けた自主的・積極的な取組の促進を図るとともに、新築や増改築の際の建物の省エネ化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）等）について普及啓発を図ります。
- グリーン購入法適合商品やエコマーク商品等の積極的な利用を促進します。
- 省エネルギー診断や ESCO 事業等に関する情報提供を行い、省エネルギー対策の促進を図ります。

事業者期待される取組

- 電気・ガス・水道等の使用量をチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにしましょう。
- 冷暖房機器の使用にあたっては、適切な温度設定（冷房時 28℃、暖房時 20℃）、使用時間の短縮など、適正な使用を心がけましょう。
- 高効率な照明（LED 照明等）や空調など、省エネ型製品を選択するよう心がけましょう。
- 建物を新築又は改築する際には、省エネ化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）等）を検討しましょう。
- ビル用エネルギー監視システム（BEMS）を導入して電力使用量等を「見える化」することによって、エネルギーの使用について意識し、省エネ行動に積極的に取り組みましょう。
- 太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に活用するよう心がけましょう。
- 資源の有効利用やグリーン購入等に積極的に取り組みましょう。
- 省エネルギー診断や ESCO 事業等を活用し、エネルギー使用の効率化に努めましょう。

④交通の低炭素化

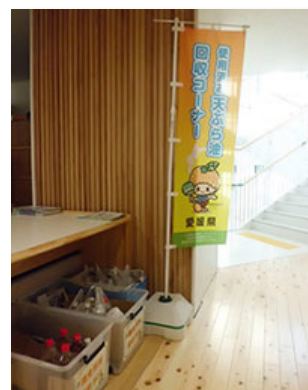
- 自動車の利用を減らすため、マイカー利用の自粛、徒歩や自転車利用の促進、公共交通機関の利用促進を図ります。
- 「西条市地域公共交通網形成計画」に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成を目指した地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進し、人と環境にやさしい交通体系の確立を図ります。
- 駐停車時におけるアイドリングストップの実施、荷物の過積載や急激なアクセル操作を避ける等のエコドライブについて情報発信し、市民・事業者への普及拡大を図ります。
- 環境性能に優れた電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車等の次世代自動車の普及促進を図ります。
- 次世代自動車の普及に向けた充電設備等のインフラの整備を推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 自動車を運転する際は、急発進、急加速、空ぶかし等を止めて、燃料の消費の少ないエコドライブの実施を心がけましょう。	●	●
● 移動する際は、自動車の利用をできるだけ控えて、公共交通機関や自転車等を利用するよう心がけましょう。	●	●
● 自動車を購入する際は、環境性能に優れた次世代自動車を購入するよう心がけましょう。	●	●
● 共同輸配送等による物流の効率化に努めましょう。		●

⑤地域全体の低炭素化

- 地域全体から排出される温室効果ガスの削減に向けて、地域特性に応じた各種対策を総合的に推進するため、「（仮）西条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を検討します。
- 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的な活用によるエネルギーの地産地消を目指して、導入に向けた調査・検討を推進します。
- 地中熱ヒートポンプ等の省エネルギーに効果的な技術の導入に向けた調査・検討を推進します。
- 家庭や給食センターから回収した廃食油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を、公用車の燃料として利用する取組を継続するとともに、廃食油の回収量の増大に向けた取組や、燃料として利用可能な設備等の検討を行います。
- 地産地消の推進によりフードマイレージ（食料の輸送距離）を低減し、輸送に伴う温室効果ガスの削減を図ります。



市庁舎新館の
廃食油回収コーナー

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 地域全体からの温室効果ガスの排出状況について理解を深め、その削減に向けた取組に積極的に協力しましょう。	●	●
● 再生可能エネルギーを積極的に活用しよう心がけましょう。	●	●
● 廃食油は捨てずに、回収・リサイクルに積極的に協力しましょう。	●	●
● 廃食油から精製されるバイオディーゼル燃料（BDF）の利用を検討しましょう。		●
● フードマイレージに配慮し、地域で生産された農産物を優先的に購入しましょう。	●	●

⑥気候変動への適応

- 地球温暖化の進展に伴い顕在化する気候変動による影響が懸念されていることから、国や県の動向を踏まえながら、市民のライフスタイルの転換や防災対策の充実など、気候変動による影響への適応策を検討します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 地球温暖化による災害リスクを理解し、災害の発生に備えましょう。	●	●
● 猛暑日や熱帯夜は熱中症に注意しましょう。	●	●

(2) オゾン層の破壊

①フロン類の排出抑制対策の推進

- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を推進し、大気中へのフロン類の排出抑制を図ります。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● ノンフロン製品の使用に努めましょう。	●	●
● フロン類の適正な回収・処理に努めましょう。	●	●

(3) 酸性雨

①酸性雨のモニタリング調査

- 酸性雨の実態を把握するために、適切な監視を継続するとともに、酸性雨の原因となる工場の排煙や自動車の排気ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質の排出抑制対策を推進します。

市民・事業者に期待される取組

	市民	事業者
● 酸性雨のモニタリング調査に協力しましょう。	●	
● 原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物等の排出削減に努めましょう。		●

第5章 重点施策

本市の目指す将来の環境像及び基本目標を実現するため、重点的かつ優先的に対応する必要がある課題に関連し、市民・事業者・市民団体・行政によるパートナーシップのもと連携・協働して推進を図るべき施策を、重点施策として設定します。

5.1 生物多様性地域連携保全活動の推進

(1) 目的

石鎚山をはじめとする緑、加茂川や中山川等の河川、多数の湧水池、それらの環境に生息・生育する多様な野生生物は、本市を特徴づける豊かな自然環境を形成しています。この自然環境は、市民にとってかけがえのない貴重な財産であるため、将来にわたって保全し、継承していく必要があります。

しかし、市民アンケート調査では、「生物多様性の保全」に対する満足度及び取組の重要度が低い状況にあることから、市民の生物多様性に対する関心や認知度はそれほど高くないものと推察されます。また、「市民の環境学習」や「行政からの環境に対する啓発」に対する満足度及び取組の重要度も低い状況です。

そのため、本市の自然環境の重要性や保全の必要性を、自然環境をテーマとした環境教育によって市民等に伝えていくとともに、地域一体となって生物多様性の保全活動に取り組んでいく必要があることから、「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」（平成27年11月策定）に基づく「生物多様性地域連携保全活動の推進」を重点施策として設定し、本市らしい豊かな自然共生社会の実現を目指していきます。

(2) 取組内容

①多様な自然保全地域での活動の展開

【山岳地域】

- ニホンジカの分布拡大の現状を把握するための調査を行います。
- ニホンジカによる食害の影響を受ける可能性のある希少植物群落の現状を把握するための調査を行います。
- ボランティアを募って、防鹿ネットの設置を推進します。
- 登山者等を対象としたニホンジカに関するワークショップを行い、現状を伝えるとともに、情報収集を呼びかけます。

【林業地域】

- 市民とともに人工林の植生を調査し、森の健康状態について考えるワークショップを行います。

【河川・水路・湧水池・ため池】

- 水域ネットワークのつながりを保全・再生するための活動の一環として、カジカの遡上を阻害する構造物を調査し、その改善やカジカの生息域拡大に向けた活動を検討します。
- 市民とともに加茂川の水生生物の観察を行い、現状を把握します。
- 水路・湧水池における外来水草の除去活動を行います。
- 水路の清掃活動を行います。
- 湧水池を巡りながら、地域の自然や文化を伝える自然観察会を行います。
- ため池周辺で鳥や昆虫、植物等の豊かな生態系を伝える自然観察会やワークショップを行います。

【海域（干潟）】

- 市民とともに干潟の生きものの調査を行い、底質の泥質化の進行に起因した生態系の変化をモニタリングします。
- 市民参加型の海岸の清掃活動を定期的に行います。

②自然環境に関する教育・学習の推進

【市民】

- 市民参加型の自然観察会やワークショップを開催します。
- 地域の自然環境に関する勉強会を、公民館単位で開催します。
- 地域の自然環境に関する情報の発信・収集を目的としたホームページを作成します。

【子ども】

- 子どもと自然とがふれあえる場・機会を創出するため、市民団体との協働により、地域の身近な自然環境をテーマとした自然観察会や出前講座を開催します。
- 地域の自然環境に関する小学生向けの副読本を制作します。

5.2 地下水の保全・管理の推進

(1) 目的

本市の平野部には巨大な地下水の帯水層があり、地下水がいたるところで湧き出ているなど、豊かで良質な水環境に恵まれています。この水環境は、自然環境と同様に、市民にとってかけがえのない貴重な財産であるため、将来にわたって保全し、継承していく必要があります。しかし、森林整備の遅れに加え、地球温暖化の影響による気候変動により、河川流量が徐々に低下し、西条平野では自噴停止や沿岸部における塩水化の進行によって市民生活に支障が生じています。さらに、周桑平野では農業活動等の影響と考えられる硝酸態窒素濃度の上昇が危惧されています。

また、市民アンケート調査では、「水のきれいさ」に対する満足度及び取組の重要度が最も高くなっているとともに、取り組むべき対策においても「地下水の保全」が最も高くなっていることから、市民の水環境に対する関心は非常に高いものと推察されます。一方で、地下水問題への対応の緊急度に対する市民の認識はそれほど高くないものと推察されます。

そのため、本市の水環境が当たり前のものではなく、地下水は貴重で限りある資源であることを市民に伝えていくとともに、地域一体となって地下水保全活動に取り組んでいく必要があることから、「地下水の保全・管理の推進」を重点施策として設定し、安全で持続可能な地下水利用を目指していきます。

(2) 取組内容

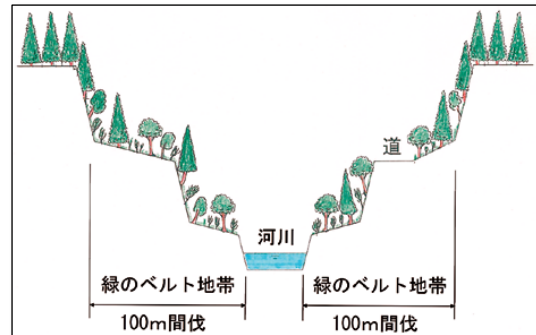
①健全な水循環の保全・管理

【地下水かん養域の方策】

- 「水源の森整備事業」などによる森林整備、林業経営の安定化への支援、水源地域の土地取引の監視によって、森林の適正な管理を行います。
- 人工的にかん養力を向上させる取組として、浸透枘・透水性舗装の導入による雨水浸透の推進、休耕田等への湛水を行います。
- 地下水汚染のおそれがある事業の規制を行います。
- 生活や農業活動による汚染の未然防止に向けて、汚染発生源の対策を行います。
- 汚染があった際には被害防止に向けた対策を行います。

「水源の森整備事業」とは

山間部の溪流沿いの放置林を河川から100m程度を間伐し、下草や低木等の植生の発達を促すことで、森林の保水力の向上を図っていく事業です。



「水源の森整備事業」のイメージ

【地下水利用域の方策】

- 地下水利用を管理するための規制を行います。
- 市民への節水及び地下水保全活動「育水」の推進に向けた啓発を行います。
- 事業者主体の地下水の保全・管理に向けた啓発を行います。
- 水循環等に関する教育の推進に向けた取組を行います。
- 地下水以外の既存水資源の保全・管理を行います。

「育水」とは

地下水の恩恵を将来にわたって享受していくために、地下水の利用者が、「地下水を量・質の両面で育ててから使う」、「使った地下水はきれいにして地下へ還す」の考えのもと、地下水の人工的なかん養や有効利用により、地域の水循環の健全性を守り育てることで、具体的な取組内容としては、「自らが使った水量について地下水かん養に取り組む」、「雨水・再生水の利用や還水に取り組む」があげられます。

②西条平野におけるかんがい期の地下水位低下及び塩水化進行の防止

【地下水かん養量の増加策】

- 加茂川の地下水浸透域の河床掘削を行います。
- 加茂川流域の森林整備の拡大に向けた取組を行います。
- 加茂川流量の確保策として、黒瀬ダムの水利用について県と検討します。

【地下水利用量の抑制策】

- 渇水時の節水強化に向けた取組を行います。
- 農業用水のかんがい期における地下水利用の効率化に向けた検討を行います。

③周桑平野における硝酸態窒素の濃度低減

- 硝酸態窒素濃度の経時変化のモニタリングを行います。
- 施肥基準の遵守や環境保全型農業の推進に向けた取組を行います。
- 愛媛大学との共同研究によって、有効な対策の検討を行います。
- 公共下水道の整備等の生活排水対策を行います。

5.3 ごみの減量・リサイクルの推進

(1) 目的

本市では、これまでも市民一人ひとりがごみの発生抑制や資源の循環利用等に取り組んできましたが、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は近年概ね横ばいで推移しています。また、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの半分弱が、ごみ処理に起因したものとなっています。本市から排出される可燃ごみの中には、資源化可能なプラスチック製及び紙製の容器包装廃棄物が重量比で約20%、容積比で約56%含まれていることから、容器包装廃棄物の新たな分別収集による資源化が必要と考えられます。

また、市民アンケート調査では、「ごみの分別、収集、処理方法」に対する満足度及び取組の重要度が高くなっているとともに、環境に配慮した行動への取組実行度でも「ごみの分別」が最も高くなっていることから、市民のごみの分別に対する意識は高いものと推察されます。一方で、「生ごみ処理」への取組実行度は低くなっている状況です。

そのため、今後も、市民生活や事業活動等において、リデュース（ごみの減量化）、リユース（ごみの再利用）、リサイクル（ごみの再資源化）の更なる推進に取り組んでいく必要があることから、「西条市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月策定予定）に基づく「ごみの減量・リサイクルの推進」を重点施策として設定し、環境負荷の少ない循環型で低炭素な社会の実現を目指していきます。

(2) 取組内容

①リデュース（ごみの減量化）

- 市民一人ひとりがごみをできるだけ発生させないという意識を持ち、ごみの排出量を減らすことが最も基本的かつ重要であることから、「もったいない」の心を大切にするライフスタイルへの転換を目指した積極的な普及啓発を行います。
- 家庭系生ごみ処理容器・処理機やダンボールコンポストの普及促進に向けて、購入助成や講習会等の取組を行います。
- 家庭系ごみの有料化に向けて、ごみ袋の一部無料配布制度の見直し、ポイント制度等のインセンティブ付与方策の検討、市民との合意形成に関する取組を行います。
- レジ袋の削減及びマイバック持参促進に向けて、レジ袋の有料化、ポイント制度等のインセンティブ付与方策の検討を行います。

②リユース（ごみの再利用）

- 繰り返し利用可能なリターナブル容器等の再利用可能な製品の普及促進に向けて、取扱・販売店の拡大や市民の積極的な利用を促進する取組を行います。
- 不用品の再利用に関する情報をホームページ、広報誌等で提供するなど、ごみの再利用を促進する仕組みづくりについて検討を行います。

③リサイクル（ごみの再資源化）

- 地域リサイクル活動の更なる推進に向けて、紙ごみの分別指導、プラスチック製容器包装類をはじめとする分別種類の細分化、分別ルールの明確化・周知徹底等の取組を行います。
- リサイクル施設を拠点としたごみの再資源化を促進する仕組みづくりについて検討を行います。
- 資源ごみの分別収集体制の強化に向けて、ごみステーションの増設や適正配置、収集回数・時間の見直しについて検討を行います。

第6章 計画推進戦略

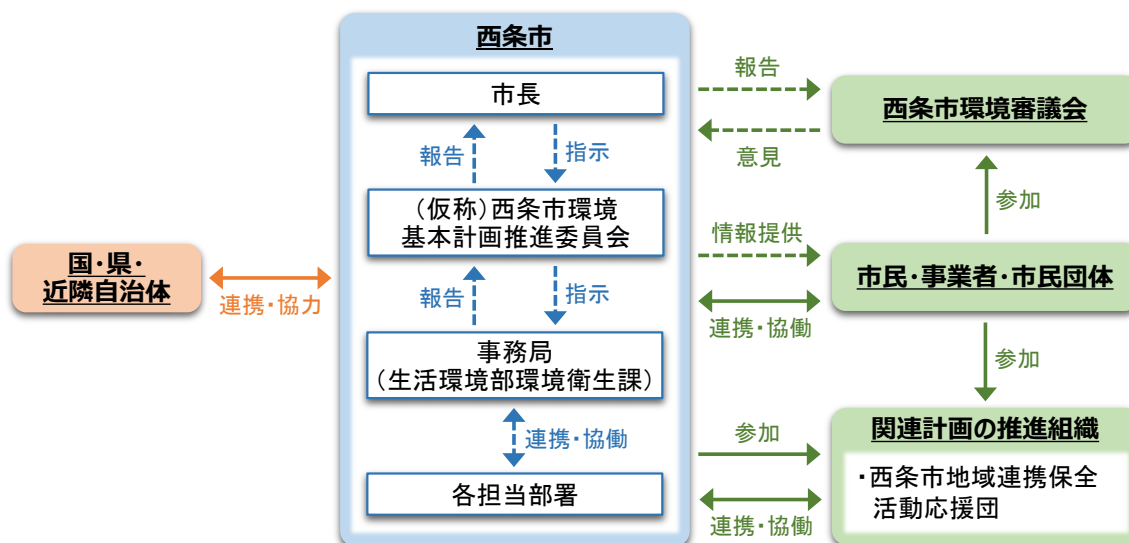
6.1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市民団体・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して取組の推進を図っていく体制づくりが必要です。

そのため、環境審議会や庁内における横断的な推進組織を中心として、関連計画の推進組織や国・県・近隣自治体との連携・協働により、計画の推進を図っていきます。

本計画の推進体制は、以下に示すとおりです。

■計画の推進体制



西条市環境審議会

西条市環境基本条例第24条の規定に基づき設置される組織で、学識経験者により構成され、専門的見地から本計画の進捗状況や成果について点検・評価や、見直し・改善にあたっての提言を行います。

(仮称) 西条市環境基本計画推進委員会

本計画の庁内における推進組織で、各担当部署の代表者から構成され、各担当部署の取組を横断的につなぐ役割を担います。また、各担当部署が所管する施策の実施状況の点検・評価を行うとともに、更なる推進に向けた連携強化に関する調整等を行います。

西条市地域連携保全活動応援団

本計画の関連計画である「生物多様性西条市地域連携保全活動計画」の推進組織で、市民・事業者・市民団体・行政の代表者から構成され、各種活動のコーディネーターの役割を担うとともに、計画の進行管理を行います。

6.2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、以下に示す「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し・改善（Action）」のPDCAサイクルを基本として、計画に基づく取組の継続的な改善を図っていきます。

【計画（Plan）】

全ての主体は、本計画に基づいて、その役割に応じた取組を計画します。

【実行（Do）】

本計画に基づく取組を、全ての主体が連携・協働して、自主的かつ積極的に実行します。

【点検・評価（Check）】

各施策を所管する担当部署は、毎年度、施策の進捗状況等を把握・点検し、「（仮称）西条市環境基本計画推進委員会」に報告を行います。事務局は、その報告を受けて、1年間でどのような取組が行われ、それによりどのような成果が得られたかをとりまとめた年次報告書として、「西条市環境報告書」や「地下水年報」などを作成・公表し、市民・事業者・市民団体に対して計画の進行状況を広く周知するとともに、一層の協力を呼びかけます。また、その成果の点検・評価を行い、「西条市環境審議会」に報告します。

【見直し・改善（Action）】

点検・評価の結果に基づき、次年度に計画している取組の実効性を高めるために、必要な見直し・改善を行います。

資料 1 西条市環境基本条例

平成 18 年 12 月 28 日

条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 環境を快適かつ安全な水準に維持し、恵み豊かな環境の恩恵を受けられるよう、より良い環境をつくり出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、事業者及び市民がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- (2) 生態系の多様性を確保するため、森林、緑地、水辺等において多様な生物種や自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを保つため、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境の確保及び地域の特性が生かされた良好な景観の形成を図ること。
- (4) 地球環境の保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者、市民及びこれらの者が組織する団体(以下「民間団体」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、西条市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制等の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制等の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第12条 市は、事業者、市民又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のために行動することを支援するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずよう努めるものとする。

(環境に配慮した施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地域の特性を生かした公園、緑地その他の公共的施設の整備及び自然と調和した魅力ある景観の整備並びにこれらの健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第14条 市は、良好な水環境を保全するため、西条市河川の清流を守る条例(平成16年西条市条例第152号)及び西条市地下水の保全に関する条例(平成16年西条市条例第2号)に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

(資源等の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、環境への負荷の低減に資する製品の利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の促進等)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の促進、広報活動の充実等、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、事業者、市民及び民間団体の意見を適切に反映するため、必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、事業者、市民及び民間団体の参加の機会を設けるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、環境に関する教育及び学習の促進並びに事業者、市民及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の調査を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(事業者との協定)

第 21 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境の保全に関する協定を締結することができる。

(地球環境の保全に関する施策)

第 22 条 市は、市、事業者、市民及び民間団体が、それぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動することを促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、西条市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第 9 条第 3 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査し、及び審議する。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(西条市環境審議会条例の廃止)

2 西条市環境審議会条例(平成 16 年西条市条例第 151 号)は、廃止する。

資料2 計画策定の経緯

年月日	会議等	検討内容等
平成27年度	10月	市民アンケート調査 ●2,000人（回収率：35%）
		市民団体ヒアリング調査 ●9団体
	10月28日	第1回策定委員会 ●環境基本計画の改定について
	12月	事業者アンケート調査 ●200事業者（回収率：38%）
		中学生アンケート調査 ●983人（回収率：95%）
	12月14日	第2回策定委員会 ●計画の基本的事項について ●環境の現状と課題について ●市民団体ヒアリング調査結果について
	1月	市民団体ヒアリング調査 ●1団体
	1月19日	第1回市民参加型ワークショップ ●環境に関して日頃思っていることについて
平成28年度	2月24日	第3回策定委員会 ●環境の現状と課題について ●現行計画の評価結果について ●第1回ワークショップの開催結果について
	4月19日	第2回市民参加型ワークショップ ●地域の環境課題について
	5月24日	第3回市民参加型ワークショップ ●地域の環境課題の解決策について
	6月14日	第4回策定委員会 ●環境保全施策について ●市民・事業者・中学生アンケート調査結果について ●第2・3回ワークショップの開催結果について
	7月5日	第4回市民参加型ワークショップ ●将来の環境像及び基本目標について
	7月28日	第5回策定委員会 ●環境保全施策及び重点施策について ●将来の環境像及び基本目標について ●第4回ワークショップの開催結果について
	10月18日	第6回策定委員会 ●環境基本計画（案）について
	10月19日	環境審議会 ●環境基本計画（案）について
	12月12日 ～ 1月10日	パブリックコメント ●意見数：4件

資料3 用語解説

あ行

■アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。安価な建設資材等として広く使用されてきたが、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散しやすく、人間が吸入すると、肺癌や中皮腫等の原因になると指摘されている。現在は、一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。

■硫黄酸化物

二酸化硫黄（SO₂）と三酸化硫黄（SO₃）など、硫黄と酸素の化合物の総称

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。

■エコアクション21

中小事業者でも容易に取り組めるよう、環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度。このガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、その取組状況等を公表している事業者を、認証し登録する「認証・登録制度」を設けている。

■エコマーク商品

公益財団法人日本環境協会によって平成元年から運営されている環境ラベルの制度により認定された商品。生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品には、指定の環境ラベルを付けることができる。

■オーバーユース

自然公園等の過剰な利用の状況。観光客や登山客が多く訪れる場所では、しばしば踏圧による登山道の裸地化や廃棄物の増大等により、自然環境を損なうような状況が生じている。

■オゾン層

地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在するオゾンの層。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護するとともに、成層圏の大気を暖める効果によって、地球の気候の形成に大きく関わっている。

■外来生物

国外、国内を問わず、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。その中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを、特に侵略的外来種と呼ぶ。

■化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算した値。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

■家庭用エネルギー監視システム（HEMS）

HEMSは、Home Energy Management Systemの略称。家電機器や電気設備とつないで、電気やガス等の使用量をモニター画面で見える化したり、家電機器を自動制御し、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム

■環境影響評価

事業者が大規模な開発事業や公共事業等を実施する事前の段階で、環境への影響を調査・予測・評価し、自治体や住民の意見を参考にしながら、事業そのものを環境保全上より望ましいものにしていく仕組み

■環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格するとともに、その知識や経験を基に市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことができる人材

■環境基準

環境基本法に基づいて定められた人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件の基準

■環境保全型農業

農薬や化学肥料等の使用量の低減や、有機物を積極的に活用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業

■環境マイスター

地域や学校、事業者等が実施する環境学習会など、自主的な環境保全活動を支援するため、県が設けている登録制度によって登録された人材。県内に在住する環境活動リーダーや研究者から、公募によって登録している。そのうえで、登録された環境マイスターを、環境保全に関する学習会等へ講師等として派遣し、費用の一部を県が負担する環境マイスター派遣制度を設けている。

■環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み

■間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施

■規制基準

環境基本法に基づいて定められた環境基準を目標に、行政が行う個別の施策の中で、具体的に公害等の発生源を規制する基準

■揮発性有機化合物（VOC）

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。塗料、インキ、溶剤（シンナー等）に含まれるほか、ガソリン等の成分にもなっている。

■グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然や文化、農林漁業とのふれあいや人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること

■光化学オキシダント（O_x）

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物等が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛等を引き起こす。

■光化学スモッグ

光化学反応で生成した酸化性物質（光化学オキシダント）の濃度が上昇して、大気中に漂い、モヤのようなスモッグ状態になる現象

■交通需要マネジメント（TDM）

道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。複数の交通機関との連携によるマルチモーダル施策とあわせて複合的に実施することにより、都市の交通を円滑にする。

■こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

■こどもホタルンジャー

子どもがホタル等の水辺にすむ生物や、地域の環境や文化等とのふれあいを通じて、自分たちと水辺のつながりを学びながら、その水を守るための自らが考えて行動する水環境保全活動

さ行

■再生可能エネルギー

有限で枯渇性の石油、石炭、天然ガス等の化石エネルギーと対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して得られるエネルギー。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することをいう。

■酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等が溶解込み、通常よりも強い酸性を示す雨。一般的に pH5.6 以下の雨をいう。

■次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない又は全く排出しない、燃費性能が優れている等の環境にやさしい自動車。ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等をいう。

■自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

■循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷をできる限り少なくする社会

■省エネルギー診断

事業所や家庭について、電力だけでなく、燃料や熱など、エネルギー全般について幅広く診断し、状況に応じた省エネの取組について、提案やアドバイスを行う取組

■硝酸態窒素

硝酸塩として含まれている窒素。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となる。

■水源かん養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等の地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念

た行

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう物質。通常の日常生活における曝露レベルでは健康影響は生じないが、強い毒性を持ち、がんや生殖機能、甲状腺機能等への悪影響等が懸念されている。

■大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数。河川のし尿汚染の度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■ダンボールコンポスト

家庭から排出される生ごみを発酵促進剤とともに段ボール箱に入れ、その中で堆肥化等を行う生ごみ処理容器

■地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇する現象。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■蓄電池

電気エネルギーを化学エネルギーに変換して貯蔵し、必要に応じて電気を取り出すことができる装置。充電によって繰り返し使用することができる。

■地産地消

地域で生産された様々な生産物や資源（主に農林水産物）をその地域で消費すること。地域経済の活性化、食料自給率の向上につながるほか、輸送にかかるエネルギーを抑えられるため、地球温暖化対策としても高い効果が期待できる。

■窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）など、窒素と酸素の化合物の総称

■直交集成板（CLT）

CLT は、Cross Laminated Timber の略称。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。欧米では、中・大規模マンションや商業施設の壁や床に用いられ、急速に普及している。日本では、平成 26 年 1 月施行の JAS 規格として制定され、普及が進められている。

■低騒音舗装

アスファルト表面に細かい空隙を設けることにより、タイヤと路面の摩擦音を吸収したり、エンジン音の路面反射を低減させる舗装

■低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会

■適応策

地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温や海水面の上昇等に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする対策。渇水対策や治水対策、熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策等があげられる。

■デマンドコントロール装置

最大需用電力（デマンド）を常時監視し、契約電力を超えないように警告や自動制御を行う装置

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

■トップランナー機器

家電機器等において、商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れている製品

な行

■二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する気体。呼吸器に悪影響を与え、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化炭素（CO₂）

石油や石炭など、炭素分を含んだ燃料の燃焼や、生物の呼吸により発生する気体。温室効果を持ち、地球温暖化の最大の原因物質となっている。

■二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭など、窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する気体。高温燃焼の過程で、まず一酸化窒素が生成され、それが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■日平均値の年間 98%値

1 年間に測定された全ての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低いほうから数えて 98%目に該当する日平均値

■日平均値の年間2%除外値

1年間に測定された全ての日平均を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順に並べたとき、高いほうから数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値

■ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House の略称。住宅の高断熱化と高効率設備により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅

■ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）

ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building の略称。建築物の高断熱化と高効率設備により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる建築物

■燃料電池

水素等の燃料と酸化剤の化学反応によって電気エネルギーを取り出す装置。家庭用燃料電池の場合、ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と反応させる。この化学反応で排出されるのは水だけで、二酸化炭素等の温室効果ガスは排出されないため、クリーンエネルギーの一つとされる。

は行

■バイオディーゼル燃料（BDF）

BDF は、Biodiesel Fuel の略称。大豆、ナタネやパーム等の植物油や使用済み天ぷら油等を原料として、その植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料。軽油の代替燃料として利用が可能。

■バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギーや原料として活用することは、地球温暖化防止や循環型社会構築に大きく貢献するとともに、産業創出や地域活性化等につながることを期待できる。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車

■ヒートポンプ

気体に圧力がかかると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理を利用し、大気中、地中等と熱をやり取りする装置

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の $1,000$ 分の 1 ）以下の非常に小さな粒子。浮遊粒子状物質よりも更に小さい粒子であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて、循環器系への影響も懸念されている。

■ビル用エネルギー監視システム（BEMS）

BEMS は、Building Energy Management System の略称。ビル等の建物内に設置された設備・機器の運転データやエネルギー使用量データを蓄積・解析し、効率よく制御することでエネルギー使用量の最適化及び低減を図る管理システム

■フードマイレージ

食料の輸送距離。生産地から食卓までの距離が短い食料を食べることで、輸送に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が少なくなり、環境負荷の低減につながる。

■浮遊物質（SS）

水中に浮遊している物質の量。水の濁りの度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、直径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の $1,000$ 分の 1 ）以下の小さな粒子。工場の事業活動や自動車の走行等に伴って発生し、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に沈着して呼吸器系に影響を及ぼす。

■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

エンジンとモーターを組み合わせた動力により駆動するハイブリッド車に、家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させる自動車

■フロン類

炭素と水素の他、ハロゲンを多く含む化合物の総称。化学的に極めて安定した性質で扱いやすいことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒をはじめ、様々な用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響が明らかになり、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化が進められている。

ま行

■水循環

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること

■猛禽類

鋭い爪とくちばしを持ち、他の動物を捕食する習性のある鳥類の総称

や行

■要請限度

騒音規制法又は振動規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動について、当該地域の自治体の首長が測定結果を踏まえて道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対策を講じるよう要請する際の判断基準となる値

■溶存酸素（DO）

水中に溶け込んでいる酸素の量。水の自浄作用や水生生物の生存に不可欠なものであり、この値が小さいほど汚濁の程度が高いことになる。

ら行

■リサイクル（Recycle）

再生利用。製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること

■リターナブル容器

ビールびんや牛乳びんのように、中身を消費した後の容器を回収し、洗浄して再び使用することができる容器

■リデュース（Reduce）

発生抑制。環境負荷や廃棄物の発生を抑制するため、無駄・非効率的・必要以上の消費・生産を抑制あるいは行わないこと

■リユース（Reuse）

再使用。一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の分布や生息・生育状況等の情報をとりまとめた本

■dB

騒音レベルや振動レベルの単位。デシは 10 分の 1 を意味する接頭語であり、dB（デシベル）は B（ベル）の 10 分の 1 ということになる。

■ESCO 事業

ESCO（エスコ）は、Energy Service Company の略称。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネス。省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る。

■ESD

ESD（イーエスディー）は、Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育

■ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行している環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。企業、各種団体等の組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していく PDCA サイクルを構築することを要求している。

■J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組による温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度。国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VET）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。

■ppm

ppm（ピーピーエム）は、parts per million の略で、百万分率を示す単位。大気汚染物質の濃度表示等に用いられる。1m³の大気中に 1cm³の気体が混じっている場合、濃度は 1ppm となる。

■PRTR 制度

PRTR（ピーアールティーアール）は、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出）の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握して国に届出を行い、国が届出データや推計に基づき、排出量や移動量を集計・公表する制度

第 2 期 西 条 市 環 境 基 本 計 画

平 成 2 9 年 3 月

■ 発 行／西条市

■ 編 集／生活環境部 環境衛生課

〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地

TEL : 0897-52-1382 FAX : 0897-52-1386

mail : kankyoeisei@saijo-city.jp

URL : <http://www.city.saijo.ehime.jp>